366
49
S

第31集

日本労働年鑑

1959年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1959

VOL. XXXI

法政大学 大原社会問題研究所

COMPILED BY
OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

労働旬報社

法政大学図書館
貴重
書籍
學習用図書

法政大学
貴重図書

緒言

一

当研究所は一九二〇年（大正九年）以降その主要な事業の一つとしてこの年鑑の編集刊行に従事してきたが、ここにその第三一集を発表することとなった。本集は年鑑が戦後復刊してからちょうど一〇冊目に当っている。戦後一〇余年にわたって、われわれは労働情勢の経過を正確に記録するために努力し、毎年その内容と形式にも改善を加えてきたが、戦後一〇冊目になったのを機会に本年鑑をさらにいっそう有用なものとするためかなり大幅の改正をすることにした。その主な点は左のとおりである。

まず戦後しだいに部厚くなってきた総ページ数を抑えて定価を引下げ、また発行日を早めて約一ヵ月以上くり上げた。内容は豊富でしかも簡潔なものにすることに努め、記述を簡単にした代りに、それぞれの問題に関する参考資料をできるだけ多く紹介して参考に供した。扱う対象は原則として一九五七年の事項であるが、巻首の労働日誌には一九五八年三月までを収載し、本文においても関連のある事実はできるだけ一九五八年にまたがって記述した。またしばらくやめていた索引を復活した。

第一部については、入手しやすい統計は割愛したものもあるが、特殊なものはできるだけ詳しく掲載した。統計の説明は前年度と変更のないかぎり省略した。第二部については、冒頭にこの年の労働組合運動の「概況と特質」をまとめて記述する章を設けた。主要な争議については、この年に特徴的なものを選んで取扱い、たとえ規模は大きくても例年くり返

されているような争議は扱わないことにした。また「労働協約」を重視した。第三部については、全体としてこの部の比重を大きくし、記述の内容も改善した。ただ日経連は今年その一〇周年を迎えるのでその活動については次の第三二集で詳述することにし、本年は戦後発刊された会社・銀行等の『社史』の目録を入れ、日経連の記述は簡単にした。ほぼ以上のとおりであるが、今後も多少の変更はあってもだいたいこのような方針をつづけてゆくつもりである。

なお緒言は、戦前の版ではその年の労働情勢の背景となる国際・国内情勢についてかなり詳しく記述していたが、戦後はそれを省略してきた。しかし今回から本文のページ数をへらしてほぼ戦前並みになったのに対応して、戦前の慣例に復することにした。以下にまず国際情勢、ついで国内情勢について、政治経済動向の大要を概述することにする。

二

世界の資本主義諸国は第二次世界戦争が終って以後、長い時期にわたってその経済の順調な発展と繁栄の持続を謳歌してきた。その間二回の短い景気後退があったにしても、このような繁栄は戦前にはあまりみられないことであった。経済規模の成長率をみても、多くの国では戦前をはるかに上回っている。こうしたことから、戦後の変貌した資本主義は昔の資本主義とはもう構造も性格も変化しており、「新しい資本主義」は恐慌なしで発展できるという議論すらしきりに現われはじめた。しかしその「新しい資本主義」にも戦後一二年してようやく暗い影がさし出したようにみえる。それは一九五七年のなかば以降のことであり、まず資本主義世界の全工業生産の半分近くを占めているアメリカの経済に深刻な変化の徴候が現われてきたのである。

アメリカにおいては、一九四八―四九年の景気後退期までつづいた復興需要による好況のあと、一九五〇年からは朝鮮戦争による軍事支出の増大にもとづく好況がみられ、その一段落にともなう一九五三―五四年の半年間の景気後退から立

ち直ってからは、主として「技術革新」とよばれる固定資本の更新と拡大を基礎とする好況局面がつづき、とくに一九五六年から五七年上期にかけては戦後最高の繁栄状態に見舞われた。しかし一九五七年にはいるとともに生産は頭打ちとなり、そのあと「弱含みの横ばい」状態から後半期にはかなり急速な落勢を示しはじめた。合衆国連邦準備局の一九四七―四九年を一〇〇とする工業生産指数によれば、一九五七年末までの一年間に、工業全体では一四七から一三五へ、そのうち耐久財生産では一六六から一四六へとかなりの低落がみられ、この傾向は五八年に入るとさらに急テンポとなった。失業者数も一九五七年一二月には三三七万、翌一月には四四九万、三月には五〇〇万を越えて戦後最高となった。合衆国連邦準備制度理事長は、「現在の景気後退は、戦後二回の経済下降――それらはいずれもそう深刻化することもなく、いわゆる在庫調整として経済活動の一服というていどに終った――とはちがって、古典的な資本財不況の若干の特徴をもっている。」と述べているが、一般にアメリカの論調からは今までの楽観主義の空気がしだいに薄らいでいった。しかも現在の景気後退が、増大しつつある軍事支出のもとではじまったことはその重大性を示すものであった。

このようなアメリカを先頭とする資本主義世界経済は、それぞれの国別の差をもちながらも本年には全般的に好ましくない変化に見舞われた。大多数の国の経済は年初には前年秋のスエズ紛争にもとづく軍事的および投機的な商品需要のために好調を示し、前半には下期好転説が強かったが、下半期にはいるとこの予想はまったく裏切られ、アメリカと並んでカナダでも過剰生産からの恐慌が成熟し、多くのヨーロッパ諸国で経済活動の減退がはじまった。それらの国々においては固定資本の大規模な更新過程が完了し、資本主義世界のほとんどすべての地域でも市場問題の困難が増大した。原料価格は年間を通じて低落をつづけ、運賃は暴落した。多くの国で外貨および金融面の困難の増大がみられた。雇用は全般的に減少し、失業者が増加した。国際連合の「一九五七年世界経済概観」は、この間の事情を説明して、アメリカおよび西ヨーロッパ諸国では「投資ブームが一段落した」とし、その理由は「生産能力が過剰になったため」であると述べてい

る。資本主義世界の景気はようやく本格的に峠を越したとみられ、アメリカに生じた過剰生産が他の資本主義諸国へ波及してゆく可能性は今までになく増大しているようである。

一方、過剰生産恐慌のない社会主義陣営の諸国では、急速な経済回復、生産の拡大、勤労者の生活水準の引上げが次々と発表された。中国はこの年に第一次五ヵ年計画を終って五八年から第二次五ヵ年計画にはいり、ソ連では五九年から新たに七ヵ年計画に進むことを決定した。ソ連は一五年後にアメリカの生産のうち重要品目の現在の生産高を追いこすことができると豪語し、中国では鉄鋼その他重要工業製品の生産高において一五年間にイギリスに追いつき追いこそうといっている。このような自信と楽観主義はこの年とくに強まったようにみえる。フルシチョフは、「一九五七年はすばらしかった。一九五八年はもっとすばらしい年であろう」といい、毛沢東は、「現在の国際情勢において東風は西風を圧倒している」と述べていた。もちろんかれらにこのような自信を強めさせたのは、直接的にはこの年の政治的・軍事的情勢の変化、とくに八月のＩＣＢＭ（大陸間弾道兵器）の実験の成功と一〇月および一一月のスプートニク（人工衛星）の打上げであろう。人工衛星第一号が成功したあと、朝日新聞欧州総局長はその意義を次のように報道した。

「人工衛星によって劇的に公示されたソビエトのＩＣＢＭは米国の心臓を直接におびやかす。……米国としては、好むと好まざるとにかかわらず、ソビエトを生かしそれによって自分も生きる道を考えねばならなくなった。たしかに世界歴史の一転機である」と。

またこの年ソ連は国をあげて一〇月社会主義革命四〇周年を祝い、その直後六四ヵ国の共産党労働者党代表者の平和宣言と一二の社会主義国共産党労働者党代表者の声明とがモスクワにおいて発表された。

これにたいしてこの年のアメリカの対外政策は「アイク・ドクトリン」と「限定原子戦略」に示された。年頭早々の大統領演説で表明されたいわゆるアイク・ドクトリンは、四億ドルの援助とともに中東諸国の「共産化」にたいしてはアメリカの武力で対抗することをうたった「力の政策」にほかならないが、そのねらいはむしろエジプトをはじめバンドン精

神に結集したアジア・アラブの諸民族と、それらの地域に古い地盤をもつ英仏の勢力とに向けられたものであった。こうして帝国主義陣営内の対立が深刻化してきたことは、その後つづいておこった諸事件――英米バミューダ会談（三月）によりイギリスへのミサイル兵器の供与の代りにえられたアメリカのバグダード条約参加、ＮＡＴＯ（北大西洋条約機構）諸国へのアメリカのミサイル供与決定（四月）、アメリカに対抗してのイギリスのクリスマス島水爆実験（五月）、ヨルダンにおける親米派のクーデター（五月）等――からもうかがうことができる。一二月にパリでひらかれたＮＡＴＯ首脳会談はこれら諸国のあいだの結束のたてなおしを図ろうとするものであったが、すでに国連の軍縮小委員会の席上でも一端が示されたように、これらの国々のあいだの「協同」もけっして安定したものとはいえなかった。

前年来世界の注視の的となったＡＡ（アジア・アメリカ）諸国の動きは、国際政治における「第三の世界」としてこの年いよいよその重要性を高めた。前年のモロッコ、チュニジア、スーダンにつづいて、ガーナ（三月）とマラヤ（八月）が独立した。インドネシアは在住全オランダ人の追放をきめた。アルジェリアはもちろんのこと、キプロスでも、マスカット・オーマンでも、また親米政権下のトルコ、ヨルダン、レバノンでも民族独立運動の波が高まった。

討議において予想をこえた広範な諸国がシリアを支持して注目をひいた。年末カイロでひらかれたＡＡ諸国民連帯会議は、地球総人口の三分の二を占めるアジア・アラブ一八億の人民の独立の闘いと連帯の力の高まりを示すものであった。

以上にみたようにこの一年の国際情勢の動きを象徴的に示した三つの国際会議（モスクワ、パリ、カイロ）と再三の原水爆実験を通じて、世界の平和運動は大きく前進した――西ドイツ科学者のゲッチンゲン宣言（四月）、アメリカの二千人の科学者の声明（六月）、ＩＲＢＭ（中距離弾道兵器）の発射基地配置計画にたいするヨーロッパ各地の抵抗、東京の原水爆禁止世界大会（八月）等。ソ連のＩＣＢＭの成功は核兵器戦略にたいする決定的な打撃となったのみでなく、先の朝日新聞記者が述べているように、それは平和的共存のための強い力となった。平和を願う世界の人々の力は着実に強まり、東西巨頭

会談の開催をも日程にのせはじめたが、しかしそれを実現させるほどにはこの年まだ十分な力にはならなかったのである。

三

世界経済の転回、戦争と平和のつばぜりあいともいうべき国際情勢の中で、日本の国内情勢はどうであったか。

敗戦後一〇年あまりを通じて日本経済の回復と発展の歩みはきわめて顕著であった。日本の戦後の鉱工業生産の発展速度は、「経済の奇跡」と騒がれた西ドイツをも凌駕して世界資本主義国の先頭をきっていた。一九四六年から五一年にかけての五年間に、鉱工業生産は戦前規準を一〇〇として三〇・七というみじめな状態から早くも一一四・四と戦前を上回る水準に回復し、それにつづく五六年までの五年間にはさらに二二〇・五という戦前の二倍を越える水準に達した（経済企画庁）。その間四八年と五一年との発展速度はそれぞれ対前年比三〇パーセント以上という目ざましいものであり、五三年と五六年の発展も二〇パーセントを越していた。しかしこのような発展に支えられ、「笑いのとまらぬ利益」を上げたといわれる「神武景気」も、一九五七年の夏を境にしてかなり鋭角的な「曲り角」を通る運命にあった。局面転換のきっかけになったのは五月の金融引締め措置にはじまるデフレ政策であった。すでに前年末から過剰生産の徴候がみえ出していたが、五七年度予算と外貨予算に表現された積極財政は投資意欲を大きく刺激し、空前の規模での投資ブームが復活した。それは輸入の増加に拍車をかけ、国際収支を悪化させ、巨額の外貨流出をまねいた。足かけ三年がかりで貯めこんだ外貨と同じくらいの額がわずか八ヵ月で使い果され、一時は貿易の支払いにも差しつかえるほどの危機状態を呈した。日銀は三月の公定歩合引上げではまだ「金融正常化」をうたう余裕をもっていたのが五月にはさらに二厘引上げてはっきり赤信号を掲げた。政府も積極財政の看板を引きおろし、財政投融資計画の繰のべ等を中心とする「緊急総合対策」に踏み

切った。そしてこの引締め政策への転換が、今まで「神武景気」の背後で積み上げられてきた過剰生産の要因を一挙に表面化させることになったのである。物価の下らないアメリカの場合とはちがって物価は四月以降下落しはじめ、その代り生産の縮小はアメリカほど急速には進まなかったが、それでも七月をピークとして停滞から後退に向った。引締め後すぐはじまった販売者在庫の増加につづいて、生産者製品在庫は急激に増加した。生産過剰は繊維部門にもっとも深刻にあらわれ、今まで躍進をつづけていた人絹・スフをも含め、繰短は全繊維部門にひろがった。不況は後半期には紙パルプ、鉄鋼、非鉄金属、機械の一部などをも広くおそった。雇用情況も後半から悪化し、就業労働者数は常用工も臨時工も共に減少に向った。五五年を〝戦後経済最良の年〟といった経済白書のうたい文句も、五五年の「前進への道」、五六年の「日本経済の成長と近代化」から、五七年には「速すぎた拡大とその反省」に変った。

政治の面では、病気引退の石橋首相に代って二月に岸内閣が成立した。その対外政策では、インドのネールに向ってはバンドン平和原則に賛成しながら蔣介石には国府軍の大陸反攻を歓迎すると語ったり、原水爆実験禁止を世界に訴える一方で「自衛の範囲内で核兵器をもつことは差支えない」と声明したり「日米共同声明」を発表したりして、「両岸」とあだ名されたが、事実は二回の東南アジア訪問と渡米の経緯で明らかなように、岸内閣の耳はますますアメリカの方を向き、その眼はますます東南アジアに向けられたといえよう。七月には問題の憲法調査会が発足し、八月の内閣改造は岸内閣の性格をいっそう鮮明にした。閣僚のうち四人の旧内務官僚をはじめ官僚出身者一二名、そうでない者は七名であり、また戦犯公職追放の経歴をもつ者が過半数の一〇名にも達したことは国際的にも注目された。「景気の曲り角」にある国際・国内情勢がその国内政策の上に強く反映したのは当然である。国際決済銀行の年次報告は、世界経済の共通の難問題である国際収支の不均衡を取除くには通貨政策や輸入制限だけでは不十分であり賃金の高水準を抑制するのが先決であること、すなわち国際競争戦が激化する中での労働対策の必要性を指摘したが、その意味において第二次岸内閣が労働政策に重点

をおくといったことは重要な意味をもっていた。

果してこの年の労働政策は強硬な形をとった。景気の後退は春闘以後資本家陣営に強い反撃を促し、労働組合の組織と権利にたいする積極的な攻撃をもたらしたが、その意図は政府の労働政策の中に集中的に表現された。「総評との対決」といわれ、また「総評対策はもっぱら国鉄対策におかれねばならぬ」（石田労相）ということばも出たが、たしかに労働運動にたいする反撃、とくに政府機関の労働組合運動にたいする弾圧には相当はげしいものがあった。春季闘争以後一ヵ年のあいだに、免職・停職・休職などの処分を受けた者の数は国鉄労組の五万三千人をはじめとして計一七万人に上った。またそれに関連して、最低賃金制および団結権の擁護に関するＩＬＯの国際労働条約を批准することはきわめて重要な問題であるが、この年はついに何の進展もなく持ち越された。なお労働政策の面において日経連の地位がいよいよ重要性を発揮したこと、あるいは保守政党と官僚と日経連との関係が政策の上でいっそう緊密になってきたこと、そして労働対策の実施がキメの細かい巧妙なものになってきたこともこの年の特徴の中に数えることができるであろう。いわゆる生産性向上運動は生産性本部のいう通りこの年をもって宣伝の段階から実践の段階に入った。その当面の目標は労使協議制の導入と中小企業対策であった。一九五五年から五七年までに経済企画庁の鉱工業生産性指数は三〇パーセント近く増大し、労働者一人当りの生産高は世界一の向上ぶりを示したといわれる。ただし製造業の実質賃金指数（労働省）の増大はその半分にも達していない。雇用と労働条件は不況が強まるにしたがって次第に悪化しはじめたが、しかし年内にはまだ五四年のデフレ最低期の水準には至らなかった。

四

以上のような国際・国内の政治経済情勢の中で労働運動はどのような推移と方向をたどったか。一言にしていえばそれ

は夏を境とする景気の転換に対応して、強い意気ごみで進められた総評の春季闘争から「低姿勢」といわれる秋季・年末闘争まで大きな振幅をみせて転換したといえよう。国鉄と炭労の統一行動を軸とする二、三月の春闘から七月の国鉄新潟闘争の中止にいたるまでの上半期は全体として労働運動の攻撃態勢の時期であった。春闘による賃上げはかなり大幅であり、その高揚は新潟で爆発した。しかしその直後の国鉄労組合運動の動揺をとらえた政府と資本の攻撃は労働運動の攻撃態勢を逆転させ、運動を急速に平静化させるきっかけとなった。その攻撃はまず国鉄労働者に集中して向けられ、ついに組合三役の改選をふくむ公労委あっせん案の受諾（一〇月）にみちびき、秋季・年末闘争の中心とみられた鉄鋼労働者の敗北的な収束がこれにつづいた。こうして七月から年末にいたる下半期は労働運動の後退期となり、戦後にあまり前例のない「平穏」な越年がみられた。しかし全体として労働運動は挫折と沈滞のまま年を終えたとはいえ、この年の闘争は朝鮮戦争以来七年にわたる労働運動のある意味での決算をなすものであった。闘争としては困難なものであったが、最低賃金制はこの年ようやく実践的な要求となった。権利擁護闘争は、一つは国鉄を中心とする処分反対闘争（愛媛）として、大きな問題を提起した。最低賃金制要求や権利と民主主義を守る闘争を賃金闘争と結合することが重要な方向として次の年に持ち越された。闘争の方法においては、炭労・鉄鋼・造船などに代表されたような単産を中心とする産業別統一闘争がこの年の主要な闘争方法になってきたことは注目に値することであった。

労働争議統計によれば、この年の争議件数は総件数としても争議行為を伴った争議件数（九九九件）でも戦後最高であり、争議参加人員数では一九四八年についで戦後第二位であった。これは中小零細工場における労働運動の活発化を反映するものである。またこの年の平和運動その他の社会運動は国際的にも大きな注目を集めて相当活発にくりひろげられた

が、その大衆化の点ではなお十分ではなかった。平和運動が原水爆実験にたいして闘うだけでなく、自国軍の核兵器再軍備に反対し、日中国交回復のために闘う大きな力となるためには、まだまだ大きな立ちおくれを克服しなければならないであろう。

この年鑑はこのような情勢のもとでの一九五七年の労働者および豊民の労働状態と生活状態（第一部）、労働運動、農民運動、平和運動その他の社会運動（第二部）、政府および経営者団体の労働政策（第三部）に関する諸事実を、客観的資料にもとづき正確に記録しようとするものである。

終りにのぞみ、この年鑑の編集にあたって多くの資料と便宜を与えられた公私の機関、団体および各位にたいして心から謝意を表したい。そして長い歴史をもつこの年鑑をしてますます完全なものたらしめるために、いっそうの御援助を切にお願いするしだいである。

一九五八年九月

法政大学　大原社会問題研究所

目　次 (Contents)

緒　言 (Preface)
労働日誌 (Labor Diary)

第一部　労働者状態 (Condition of Working Classes)

第一編　労働人口の構成 (Structure of Working Classes) ……三
第一章　人口の就業状態…(三)、第二章　就業者の従業上の地位…(八)、第三章　雇用者…(一〇)
第四章　主要部門別労働者…(一三)
第二編　労働移動と失業 (Labor-transfer and Unemployed) ……一一〇
第一章　一般的考察…(一一〇)、第二章　労働移動…(一三)、第三章　新規卒業者の就業状況…(一八)
第四章　失業…(二三)
第三編　労働条件と労働者の生活 (Working Conditions and Living Conditions of Laborers)…四七
第一章　賃金…(四七)、第二章　労働時間…(六一)、第三章　労働災害と職業病…(六八)、
第四章　労働者の生活…(七六)、第五章　婦人・年少労働者の状態…(八八)
第四編　農家の状態と農民の生活 (Conditions of Farms and Farmers) ……九四
第一章　農家と農業従事者…(九四)、第二章　農家の経済状態…(一〇一)、第三章　農家の租税公課諸負担…(一〇六)

第二部　労働運動 (Labor Movement)

第一編　労働組合運動 (Trade Union Movement) ……一二三

第一章　概況と特質…(一二三)、第二章　労働組合の組織状況…(一三八)、第三章　労働争議統計の分析…(一四七)、第四章　主要な争議…(一五八)、第五章　労働協約…(一八一)、第六章　組合の現状…(二〇〇)

第二編　農民運動 (Farmers' Movement) ……二二八

第一章　農業情勢と農民運動の概況…(二二八)、第二章　農民団体の統一合同…(二三八)、第三章　各派農民団体の活動と現状…(二四八)

第三編　その他の社会運動 (Other Social Movements) ……二七一

第一章　概況と特質…(二七一)、第二章　平和運動…(二七三)、第三章　人権擁護運動…(二八七)

第四編　労農政党 (Labor Parties) ……二九五

第一章　日本社会党…(二九五)、第二章　日本共産党…(三〇三)

第三部　労働政策 (Social Policies)

第一編　労働立法・労働判例 (Labor Laws and Judicial Precedents) ……三一一

第一章　労働立法…(三一一)、第二章　労働判例…(三一一)

第二編　賃金政策 (Wage Policy) ……三二五

第一章　最低賃金制…(三三五)、第二章　公務員給与…(三三七)、第三章　一般職種別賃金の改正…(三四〇)

第三編　社会保障（Social Security）……三四三

第一章　社会保障関係予算…(三四三)、第二章　健康保険対策…(三四四)、第三章　その他の諸対策…(三五〇)

第四編　失業対策（Unemployment Policy）……三五七

第一章　失業対策事業…(三五七)、第二章　公共事業…(三六〇)、第三章　失業保険…(三六三)、第四章　雇用審議会等…(三六六)

第五編　生産性向上運動と労務管理（Productivity Campaign and Labor Management）……三七三

第一章　総説…(三七三)、第二章　職制機構の強化…(三七三)、第三章　ヒューマン・リレーションズ…(三七五)、第四章　人事考課制度…(三八四)、第五章　労資協議制…(三八四)

第六編　経営者団体（Managers' Organizations）……三八八

第一章　総説…(三八八)、第二章　日経連第一〇回定時総会…(三八八)、第三章　ＩＬＯ総会と日本使用者側代表…(三九〇)、第四章　地方経営者団体長会議と日経連臨時総会…(三九一)

付『社史』目録……三九三

付録（Appendix）

労働組合・官庁・諸団体名簿（Directory of Trade Unions, etc.）

統計表索引 (List of Tables)
事項索引 (Index)

凡　例

一　本年鑑の記事は、労働省をはじめ、各官庁、労働組合、企業体、その他関係諸団体の報告、調査、発表記事、ならびに主要な新聞、雑誌の内容を、本研究所が取捨し、かつできるかぎり正確、確実な統計資料に基いて、客観的な記述をすることを期した。

一　本年鑑の編集様式は、前年版と同じく、第一部「労働者状態」、第二部「労働運動」、第三部「労働政策」の三部に大別し、それぞれの中をさらに編、章、節に分った。

一　付録として、主要労働組合、官公庁、諸団体ならびに調査研究機関の名簿（所在地、電話番号）を付して日常の便をはかるとともに、本年版にはとくに第三部、第五編経営者団体の付属資料として『社史』目録を収めて、読者の参考に供した。

一　本文の記述は、原則として一九五七年の事項にかぎり、これと密接な関係のある問題については、一九五八年初頭の事項をもあわせて記述した。労働日誌は一九五八年三月までとし、関係団体名簿についてはその後の修正を加えておいた。

労働日誌（一九五七年一月～一九五八年三月）

一九五七年

一月

五日　沖縄那覇市長に瀬長氏就任
七日　機労、動力車乗務員給で仲裁申請
一〇日　日経連「現下の賃金政策と賃金問題」発表
一四日　労働省「団結権、団体交渉権その他の団体行動権について」通牒
一六日　労働者農民党解党大会
一七日　社会党第一三回大会（～一九日）
二三日　全逓年末闘争責任者一五〇名処分
二四日　内灘射撃場を返還の正式通告
総評・春季闘争総決起大会（～二五日）
二六日　合化労連第一三回臨時大会（～二七日）、春季闘争方針
二八日　国鉄第四六回中央委（～三〇日）
三〇日　労働問題懇談会、最賃制に結論
三一日　首相病気で臨時首相代理に岸外相

二月

一日　日教組第六次教育研究全国集会（～四日）
三日　日本バルブ千葉工場ロックアウト
六日　相馬ヶ原射撃場における日本婦人射殺事件、国会で問題化
八日　総評基地対、相馬ヶ原事件で抗議
九日　社党、日中国交回復運動要綱決定
一一日　官公労、春季闘争第一波に入る
一二日　英国、日本の水爆実験中止申入れに拒否回答
一三日　米国港湾労働者四万五千名スト
一四日　全鉱連第二八回臨時大会（～一九日）、日鉱連に対し統制処分
一五日　労働問題懇談会、最低賃金制で業者間協定に関する意見書を提出
一六日　国家公務員の給与改正要綱内定
一七日　共産党野坂第一書記、党大会での綱領改正を言明
一九日　高教組第二回特別大会
二〇日　炭労大手一四社休憩戦術に入る
二一日　東洋紡労組、全織に復帰を決定
国鉄労組、第一波実力行使
機労動力車乗務員給に公労委裁定
二二日　政府、官公労春闘に警告を発す
二三日　全労、最低賃金法要綱案を発表
二四日　石橋内閣総辞職
世界平和アピール七人委、英水爆実験反対決議を発表
二五日　文部省、日教組の早退戦術に警告
二六日　岸首相指名、岸内閣成立
官公労第二波実力行使（～二八日）
二七日　官公労「賃上げ要求貫徹労働者総決起大会」
二八日　総同盟第一回中央委（～二八日）
労働戦線統一について新構想
官公労デモで二名検挙
日経連、炭労争議に対し見解発表
閣議、一般職員給与法改正案決定
学者・文化人ら五百数十名による「安保条約再検討声明書」発表
衆院、社会党の解散決議案を否決

三月

一日　原水協、英水爆実験阻止中央大会
二日　総評臨時労働者全国集会（～三日）
　　労相、完全失業者六〇万と説明
三日　原水協、座込み抗議船団派遣方針
四日　炭労大手一三社無期限時間外拒否
五日　政府、炭鉱争議の自主的解決要望
六日　日鉱連一四単組、全鉱を脱退
七日　炭労大手一四社四八時間スト
八日　政府春闘に警告声明、総評反駁
九日　総評、教育文化統制反対全国集会
　　公労委、三公社と郵政に調停案
一〇日　日駐労第七回定期大会
一一日　炭労大手各社七二時間スト突入
　　私鉄一三社二四時間ストに突入す
　　るもまもなく全部解決
　　春闘第三波、公労協実力行使
　　紙パ労連第一六回臨時大会
一三日　炭労争議妥結
一五日　衆院、原水爆禁止決議案を可決
一六日　公労協闘争で自社両党首会談、話
　　合いで実力行使回避へ
　　英国造船労組賃上げスト
二〇日　鉄鋼労連第一〇回定期大会（～二
　　三日）
二二日　全鉱連大手第一波四八時間スト
二三日　総評、最低賃金制獲得総決起大会
　　英国機械労組スト、一〇〇万参加
二五日　労相、総評の最低賃金制要求の実
　　力行使に中止を要望
　　総評、最賃制実力行使戦術を転換
二六日　総評、最賃制要求で一斉職場大会
　　全鉱大手五社第二波七二時間スト
二八日　日本教職員団体連合会結成
二九日　全駐労・日駐労賃上げ二時間スト
三〇日　国鉄運賃値上げ決定
三一日　公務員給与に関する自社両党間の
　　話合いつき、三二年度予算案成立

四月

一日　インド銀行従組賃上げスト突入
　　英国機械造船スト一七五万参加
二日　全鉱大手五社第三波重点スト突入
　　電機労連一〇組合二四時間スト
　　佐賀県教組一一名に停職処分
三日　紙パ労連六組合二四時間スト
　　全駐労・日駐労賃上げ争議妥結
五日　紙パ労連四組合四八時間スト
六日　公労委、三公社五現業に仲裁裁定
七日　日農主体性・統一両派定期大会
　　（～八日）、合同を決議
九日　三月の東京都消費者物価戦後最高
一〇日　国鉄労組第四七回中央委（～一一
　　日）、処分反対で実力行使方針
一二日　社会党、憲法調査会に不参加通告
　　労働省、業者間協定による最低賃
　　金方式推進の次官通牒を発す
一五日　経済同友会通常総会
　　総評、不当処分反対で臨時大会招
　　集を決定
一七日　海員賃金交渉決裂
一八日　全造船第一八回定期大会（～二一
　　日）
二〇日　日経連第一〇回定時総会
　　公労協、仲裁裁定完全実施を要求
二二日　原水爆抗議大会、全国一二ヵ所
　　全炭鉱第四回定期大回（～二四日）
　　全国セメント第一二回定期大会
　　（～二四日）
二四日　菅生事件公判に戸高公徳出廷
二六日　佐賀県教組に手入れ、幹部逮捕
　　全鉱連賃上げ争議妥結
二九日　全労・東京都労働組合会議結成
三〇日　自動車労連第三回定期大会
　　総評一九五七年度運動方針案発表

五月

一日　第二八回メーデー、全国一六二万七千名（労働省調査）参加、中央メーデー五〇万（実行委発表）

八日　公労協春闘処分発表、全電通三〇名、全専売一三名停職

九日　公労協処分に対し官房長官談発表

一〇日　春闘処分、国鉄解雇二三停職八九、機労解雇四、全逓停職一六など

一二日　公労協、春闘処分抗議闘争（～一二日）

一三日　全繊時短闘争、交渉決裂し提訴

一四日　教育を守る佐賀県教職員全員集会

一五日　炭労第一七回定期大会（～一九日）

一六日　社会党の労相不信任案、衆院否決

一七日　私鉄総連、年間臨給三ヵ月分要求

一八日　近江絹糸労組、夏川社長復帰反対でスト権確立

一九日　電産第一二回定期大会（～一七日）

二〇日　海員組合、賃金調停申請

二一日　岸内閣不信任案を衆院否決

二二日　全学連、原子戦争準備反対総決起デー、一六〇校参加

二三日　全海連第一五回大会（～一九日）

二四日　相馬ヶ原事件の米兵起訴

二五日　日駐労臨時大会、労務基本契約試案に反対スト権集約

二六日　全機金第八回定期大会（～二〇日）

二七日　第二六国会終る

二八日　市銀連第二回大会（～二一日）

二九日　全金同盟第七回大会（～二一日）

三〇日　機労第七回定期大会（～二四日）

三一日　化学同盟定期大会（～二二日）

六月

一日　地銀連第二回定期大会（～二三日）

三日　岩田屋賃金争議、五三日ぶり解決

四日　全逓第九回定期大会（～二七日）

五日　全駐労第一二回定期大会（～二六日）

六日　全蚕労連第一六回大会（～二五日）

七日　全繊時短闘争で全国一斉職場大会

八日　全銀総連結成総会

一〇日　日建協第四回大会（～二六日）

一一日　全国ガス第一三回大会（～二六日）

一二日　共産党、志田重男を除名

一三日　全特定第六回大会（～二八日）

二七日　全日通第一二回定期大会（～二日）

二八日　電機労連第五回大会（～三一日）

三〇日　全医労第一・一回大会（～三〇日）

三一日　合化労連賃金討論集会（～二九日）

一日　東京労働金庫第六回通常総会

二九日　全食品第一回大会（～三〇日）

三〇日　総評第八回臨時大会（～三一日）

一日　不当弾圧反対闘争方針

二日　経団連第一八回定時総会

三日　自治労第五回定期大会（～三日）

一日　公務員給与法改正公布

三日　高教組第三回定期大会（～三日）

四日　国鉄処分反対闘争に対し処分発表

五日　国鉄処分反対闘争第二波

六日　日本生産性本部、労使協議制のあり方について報告書

七日　日教組第一五回定期大会（～八日）

八日　海員全国評議会スト権確立

一〇日　経済同友会総会

一一日　ＩＬＯ第四〇回総会（～二七日）

一二日　新聞労連第九回定期大会（～八日）

一三日　国鉄処分二四二一名に達す

造船総連第七回大会（～一〇日）

全繊時短闘争で総決起大会

自民党、最低賃金法要綱試案発表

全港湾第一二回大会（～一四日）

車労連第六回大会（～一四日）

国鉄第三波実力行使（～一四日）、

一五日　処分問題と別に夏季手当は妥結
全印総連第五回大会（～一六日）
社会党主催、対米要求国民大会
一六日　私鉄総連年間臨給で二四時間ストに入るも大手九社妥結
一八日　毛沢東「人民内部の矛盾を正しく処理する問題」発表
一九日　全繊時短、化繊に三〇分短縮あっせん案、組合受諾
二〇日　全電通第一〇回大会（～二五日）
二一日　全石油第五回大会（～二三日）
二二日　国鉄労組第一六回定期大会（～二七日）、被解雇三役を再選
二五日　全繊同盟第一二回定期大会（～二八日）、時短闘争でストト権確立
九州炭労、京ノ上炭鉱に同情スト
二七日　労働省「三一年度労働白書」発表
社会党中央委員会（～二八日）、党風刷新決議
三〇日　全専売第一〇回大会（～三日）

七月

一日　労働福祉事業団発足
三日　都労連第一二回定期大会
ソ連共産党、モロトフら四中央委員を解任
五日　全繊羊毛時短闘争妥結
京ノ上炭鉱争議解決
自民党新労働政策要綱案成る
本年度産米米価、閣議決定
国際自由労連第五回世界大会（～一三日）
六日　最高検、佐賀県教組を起訴処分
九日　国鉄当局、労組に団交拒否通告
一〇日　合化労連第一四回大会（～一三日）
岸内閣改造、労相に石田博英
一一日　国鉄新潟などで処分反対職場大会
一二日　私鉄総連第二〇回大会（～一五日）
一四日　国鉄新潟処分反対闘争、貨車五千両ストップ
一五日　国鉄処分反対闘争、新潟を中心に各地へ拡大
一六日　国鉄中闘、新潟の闘争を中心に対策を協議、抗議闘争の中止を指令
人事院勧告、年末手当増のみ
一七日　国鉄紛争の事態収拾のための交渉開始、新鉄局でさらに一五名解雇
一八日　新化学第七回大会（～一九日）
一九日　「経済白書」発表
二〇日　全繊時短闘争全部解決
二二日　全農林第七回大会（～二四日）
二三日　全労会議第四回定期大会（～二五日）
全日通再開大会（～二七日）、運動方針を大幅に修正
二四日　国鉄・機労、団交再開仮処分申請
二五日　全電線第一一回大会（～二七日）
二八日　第六回世界青年平和友好祭開会
二九日　電労連第四回大会（～三〇日）
三〇日　紙パ労連第一七回大会（～三一日）
三一日　日教団連第一回大会（～三〇日）
官公労第八回定期大会
全国一般合同第三回大会（～一日）

八月

二日　杵島炭鉱無期限スト突入
三日　総評第九回定期大会（～六日）
四日　日教組・弾圧反対公正裁判要求国民大会（佐賀）
六日　全化同盟第六回大会（～七日）
七日　全交運第一四回定期委員会
八日　人事院、石炭手当等で勧告
炭労、杵島争議の長期体制を指令
一二日　原水爆禁止長崎大会
一六日　原水爆禁止世界大会（～一六日）
原水爆禁止世界大会「東京宣言」

二〇日　原水爆禁止世界大会アジア・アフリカ代表共同宣言
二一日　全国税処分撤回闘争責任者に処分
二六日　鉄鋼労連第一一回臨時大会（～二七日）、賃金闘争方針
二七日　相馬ヶ原事件ジラード公判始まる
二八日　原子力研究所に火入れ
二九日　国鉄新潟地本、被解雇役員を再選
三〇日　機労、団交権確認訴訟で口頭弁論
駐留軍労務基本契約日米交渉妥結
炭労、杵島争議に同情ストの方針

九月

二日　総評中央賃金討論集会（～五日）
四日　自民党新労働政策政調会案成る
五日　社会党・総評・全労など各労組、自民党の新労働政策に反対声明
六日　全交運主催・私鉄運賃値上反対国民大会
九日　国鉄新潟地本幹部起訴される
日農統一派・主体性派解散
一〇日　日農全国連合会結成大会
一一日　社会党労働政策要綱を決定
一二日　日経連、秋季労働攻勢に見解発表
一五日　倉レ労使操短一時帰休で細目協定
一六日　全鉱連第二九回定期大会（～一九日）、日鉱連の統制処分を撤回
一七日　政府、組合費天引廃止など官庁綱紀粛正について首相談発表
一八日　日米間の労務基本契約調印
二〇日　国連総会ソ連代表原水爆禁止提案
二二日　砂川事件で労組員学生ら二三名逮捕、総評・全学連など抗議
二五日　船員中労委、賃金調停案を提示
二六日　総評、米価等値上げ反対で申入れ
二七日　国鉄遵法闘争（～一〇月二日）
閣議、公企体労組の争議行為について見解発表
二八日　総評・社党等政府見解に反対声明
二九日　炭労、杵島争議に同情スト通告
三〇日　共産党、党章草案を発表
炭労大手一三社、杵島炭鉱争議支援の第一波二四時間同情スト

一〇月

一日　国鉄遵法闘争で運休など影響拡大
全日自労第一二回大会（～四日）
二日　日本、国連安全保障理事会の非常任理事国に選ばる
労相、炭労の同情ストは不当と非難、炭労これに反駁
三日　砂川事件検挙者の中七名起訴
炭労杵島支援第二波二四時間スト
世界労連第四回世界労働組合大会（～一四日・ライプチッヒ）
四日　全駐労東京地本二四時間スト
ソ連人工衛星第一号打上げ
五日　海員第一六回定期大会（～八日）
賃金調停案を拒否
八日　全国金属第八回定期大会（～七日）
鉄鋼労連第一波二四時間スト
九日　官公労第九回臨時大会（～九日）
全日通第一〇回臨時大会
一〇日　公労委、国鉄紛争にあっせん開始
全映演第一四回全国大会
東京国税局、二五名を処分
一一日　鉄鋼労連第二波三社四八時間スト
一二日　総評、生活と権利・平和を守る国民大会、全国三八ヵ所三四万参加
全造船第一波四三時間スト
国鉄労組、実力行使を中止
全駐労臨時大会（～一三日）
一四日　総同盟第十二回大会（～一六日）
一五日　公労協秋季闘争、機労遵法闘争
一六日　八海事件最高裁判決、原判決破棄
新産別第九回定期大会（～一八日）

一七日　公労協秋闘、全電通など実力行使
炭労退職金争議大手一二社無期限スト突入
一八日　鉄鋼労連第三波五社四八時間スト
全造船第二波九社二四時間スト
相模工業人員整理反対争議で乱闘
日教組、教育を守る大会各地で
海員スト投票でスト権確立
一九日　全日通賃上げストに入るも妥結
二〇日　日駐労臨時大会、スト権確立
二一日　炭労退職金争議七社妥結
二二日　全造船第三波以降ストを延期
二三日　鉄鋼労連第四波五社四八時間スト
炭労退職金争議全部解決
二四日　全生保第一四回大会（～二四日）
海員停船スト指令
全金属第九回定期大会（～二六日）
全国金属との合同を決議
全損保第一二回大会（～二五日）
二五日　国鉄紛争に公労委あっせん案提示
土建総連第六回大会（～二六日）
二六日　海員第一波四八時間停船スト
二七日　産別会議第七回定期大会（～二八日）、金属統一後に解散決定
相模工業争議解決
二八日　海員第二波一二〇時間スト
炭労第一八回臨時大会（～一日）
合化労連第一五回臨時大会（～二九日）
国鉄労組、公労委あっせん案受諾
鉄鋼労連第五波全面四八時間スト
二九日　全百連第九回定期大会（～一日）
三〇日　国鉄当局もあっせん案を受諾
三一日　専売仲裁裁定をめぐる紛争妥結
炭労杵島争議に地労委あっせん
全造船賃上げ闘争、終結方針確認

一一月

一日　杵島炭鉱労組、あっせん案を受諾
国鉄紛争四ヵ月ぶりで団交再開
原水爆禁止国際統一行動日
二日　第二七臨時国会開会
海員第三波一二〇時間ストに突入
するもあっせん案で妥結
機労の団交権確認訴訟に棄却判決
三日　ソ連、ジューコフ国防相解任
杵島炭鉱争議、会社あっせん受諾
四日　ソ連人工衛星第二号打上げ
鉄鋼労連第六波五社四八時間スト
五日　全駐労失業反対闘争第一波四時間スト、日駐労も同調
六日　日教組、教育を守る中央大会
国際電電第一二回臨時大会
杵島炭鉱労組スト解除
共産党、第七回大会政治報告要旨を発表
八日　日教組、勤務評定反対抗議集会
九日　鉄鋼労連第七波三社二四時間スト
全労会議賃金研究集会（～一〇日）
一三日　鉄鋼労連第八波三社四八時間スト
一四日　中小企業団体法案、衆院で成立
第二七臨時国会閉会
一九日　鉄鋼労連第九波三社四八時間スト
相馬ヶ原事件シラード被告に執行猶予の判決
二〇日　日教組・日高教、勤務評定撤回要求で全国一斉抗議大会
鉄鋼争議、別途交渉の住友金属に賃上げ回答
二一日　国鉄職能別労組連合結成大会（～二一日）、一万一八〇〇名参加
鉄鋼各社、賃上げゼロ回答
二二日　社会主義国一二共産党共同宣言、各国六四共産党平和共同宣言発表
二五日　鉄鋼労連第一〇波四八時間スト
雇用審議会、雇用失業対策を答申
那覇市議会、瀬長市長を不信任

二六日　総評、那覇市長追放に抗議声明
二七日　日経連「経済調整期下における賃金問題について」発表
二八日　国際自由労連の来日特別調査団、調査結果について声明書発表
二九日　ネールインド首相平和声明書発表
三〇日　日教組全国代表者会議、勤務評定反対で声明書発表、抗議集会指令
鉄鋼労連第一一波二四時間スト

一二月

一日　鉄鋼労連第一二波スト中止指令
三日　官公労臨時職員総決起大会
国鉄労組、公社制度で意見書提出
四日　日教組勤務評定反対一斉職場大会
労働省、三二年度労働組合基本調査結果速報を発表
五日　全専売、公社制度存続意見書提出
六日　通産省、産業合理化白書を発表
鉄鋼大手三社、賃上げゼロ回答
七日　沖縄那覇市政不当干渉反対抗議集会（東京）
総評一九五八年度春季闘争方針案決定
社会党本年度運動方針案成る
一〇日　鉄鋼労連賃金闘争打切り、大手三社は一時金で妥結
一二日　愛媛県教組勤務評定問題で対立激化、ピケに警官出動
一五日　愛媛県教組臨時大会、戦術転換
愛媛県勤務評定反対闘争、教育委と県教組の協定成り解決
一七日　紙パ労連第一八回臨時大会（～一八日）
一九日　中央賃金審議会の最低賃金制に関する意見答申案決定
二〇日　社会保障制度審議会、恩給増額に反対を答申
都道府県教育長協議会、勤務評定基準案を全国に配布
二二日　第二八通常国会召集
二三日　日教組第一六回臨時大会
総評、賃金白書を発表
全繊同盟臨時大会、全労協問題報告をめぐり執行部信任をはかる
二五日　公企体審議会、公社制度改善について答申
二六日　総理府発表一〇月一日現在推計人口九一一〇万人
二七日　アジア・アフリカ諸国民会議開催
労働省、雇用失業の見通し発表

一九五八年

一月

一日　アジア・アフリカ諸国民会議、核実験の即時中止を決議
二日　政府、日ソ首脳往復書簡要旨発表
八日　全繊化繊五社人員整理条件付承認
九日　機労団交拒否に不当労働行為申立
一〇日　全繊同盟、操短対策で会長声明
三鷹事件竹内被告、個人恩赦出願
一三日　那覇市長選挙で民連の兼次氏当選
一六日　全港湾臨時全国大会（～一七日）
日経連「当面の日本経済と賃金問題」発表
一八日　砂川事件初公判開く
鋼管川鉄で砂川事件関係者を処分
二三日　総評・全労・新産別・中立労組代表による最低賃金制懇談会開催
米大統領、労働特別教書提出
二四日　自民党第五回大会
二五日　日教組第七次教育研究全国集会（～二八日）
二七日　第二八通常国会開会式
国鉄第一七回臨時大会（～一日）

三〇日　国際自由労連来日調査団、公労法をめぐる諸問題につき報告書発表
三一日　労働省、業者間地域協定を骨子とする最低賃金法案要綱を発表
総評、政府の最低賃金法案に反対
米、人工衛星打上げ

二月

一日　エジプト・シリア両国合邦調印
三日　総評春闘中央総決起大会（～四日）
六日　最低賃金制確立連絡会議を主要労組で設置、政府案に対し見解統一
七日　中労委新委員任命、中山会長五選
労働省、日本労働協会法案要綱を発表
一〇日　労働省、三二年労働情勢報告発表
一二日　日本生産性本部、労使協議制に関する中間報告発表
一四日　最低賃金法案閣議決定、国会提出
全金属第一〇回臨時解散大会、全国金属と統一
一五日　産別会議第八回臨時全国大会、解体
一六日　金属機械労組統一大会、全国金属と全金属が合同
一七日　総評、第三回臨時労働者中央集会（～一七日）
二〇日　全鉱大手各社賃上げゼロ回答
二二日　共産党全国代表者会議（～二三日）
二四日　統一アラブ共和国成立
社会党第一四回全国大会（～二六日）
二五日　紙パ労連第一九回臨時大会
二六日　日高教第四回特別大会
二八日　総評・官公労主催、予算要求国民集会
近江絹糸労組再建派大会を開催

三月

一日　原水爆禁止国際共同行動日
三日　総評春闘第一次統一行動
炭労賃上げ交渉ゼロ回答
五日　労働六団体、ＩＬＯ条約批准要請
六日　全労、最低賃金法政府案修正決定
総理府発表一月の完全失業五三万
七日　英国労働党と労働組合会議、英国の核実験停止について共同宣言
八日　炭労柔軟闘争に突入、二〇％減産
日教組全国一斉教育危機突破大会
日駐労第九回定期大会（～九日）
一一日　社会保障制度審議会、国民年金制度試案を発表
一三日　総評春闘第二次統一行動
炭労第一波一四社二四時間スト
日教組愛媛勤評抗議全国職場集会
一五日　炭労第二波一四社二四時間スト
一七日　炭労第二波続行二四時間スト
一九日　総評春闘第三次統一行動
炭労第三波一四社四八時間スト
最賃制連絡会議、意見対立で解散
二三日　私鉄大手一一社二四時間スト
山川均氏死去
二四日　鉄鋼労連第一二回大会（～二九日）
全日本農民組合連合会結成大会
二六日　菅生事件鑑定で内部爆発と認定
都教育庁、勤務評定実施案発表
二七日　総評春闘第四次統一行動
私鉄大手一一社二四時間スト
合化労連第一波三〇組合スト
二八日　ソ連首相にフルシチョフ書記就任
私鉄大手一一社、無期限七割集改
札ストに突入
二九日　都教連と都教育庁との団交決裂
全鉱二時間の時限スト
三一日　三三年度予算成立
ソ連、核実験の一方的中止を声明

第一部

労働者状態

第一部　労働者状態

第一編　労働人口の構成……三
第一章　人口の就業状態……三
第二章　就業者の従業上の地位……八
第三章　雇用者……一〇
第四章　主要部門別労働者……一二
第一節　工業労働者……一二
第二節　鉱山労働者……一五
第三節　運輸・通信労働者……一六
第四節　公務労働者……一七
第五節　教育労働者……一八
第二編　労働移動と失業……二〇
第一章　一般的考察……二〇
第二章　労働移動……二五
第三章　新規卒業者の就業状況……二八
第四章　失業……三三
第一節　概況……三三
第二節　臨時・日雇労働者……三七
第三編　労働条件と労働者の生活……四七
第一章　賃金……四七
第一節　名目賃金、労働の価格および実質賃金……四九
第二節　賃金の産業別・規模別・地域別格差……四九
第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別・学歴別格差……五三
第四節　賃金支払形態……五五
第五節　定期給与と臨時給与……五七
第六節　賃金不払の状況……五九
第二章　労働時間……六一
第一節　労働時間の概況……六一
第二節　商店従業員の週休制……六七
第三章　労働災害と職業病……六八
第一節　労働災害の概況……六八
第二節　炭鉱の労働災害……七一
第三節　職業病……七二
第四章　労働者の生活……七六
第一節　家計……七六
第二節　栄養……八三
第三節　住宅……八五
第四節　持ち物……八七
第五章　婦人・年少労働者の状態……八八
第一節　婦人労働者の状態……八八
第二節　年少労働者の状態……九二
第四編　農家の状態と農民の生活……九四
第一章　農家と農業従事者……九四
第一節　農家……九四
第二節　農家の兼業……九七
第三節　農業労働……九九
第二章　農家の経済状態……一〇一
第一節　農家の現金収支概況……一〇一
第二節　家計費……一〇三
第三章　農家の租税公課諸負担……一〇六

第一編　労働人口の構成

第一章　人口の就業状態

わが国の労働人口に関する統計としては、国勢調査の結果が最も基本的なものである。戦後にはそのほかに事業所統計調査と労働力調査とが実施されている。そのうち労働力調査はサンプル調査であって人口の就業状態について毎月の変化を明らかにしうる便宜があるが、ここでは主として最近の国勢調査と事業所統計調査の結果によって、わが国労働人口とその産業上の配置並びに構成をみよう。

国勢調査は、統計法に依拠して一〇年ごとにおこなわれ、またはその中間年次には簡易方法によって実施される。「昭和三〇年国勢調査」はその中間年次における簡易調査ではあるが、本調査に近い内容をもち、その結果は同調査報告「第一巻、人口総数」、「第二巻、一%抽出集計結果」（三分冊）並びに都道府県別の報告書が逐次公表されている。国勢調査が全人口について、世帯を単位として調査するのに対して、事業所統計調査は農林水産業、公務などを除いた全事業所について、「仕事のおこなわれている場所」すなわち、事業所を単位として調査するもので、一九四七年を最初に、五七年までに五回おこなわれ、今後三年ごとに実施されることになっている。五四年の調査では、原則として、同一の会社または営業所に所属するものでも場所的に離れている支社、支店、分工場、出張所等をそれぞれ一事業所として調査するほか、農林水産業の事業所であっても、他の産業を兼営している従業者や収支決算が分離できるものはその兼業だけを一事業所として調査するが、一方、一定の場所をもたない行商人、露店等は調査の対象から除かれることになっている。したがって、国勢調査との比較の上からいえば、事業所統計調査では零細自営業主や家族従業者について調査することが困難であり、同一人が二つ以上の事業所で働いている場合には重複して調査されてしまうおそれもある。

就業者数　戦前の国勢調査では広く経営活動に従事する人々を有業者と称した。それは各人の平常の経済活動の状態、いいかえれば平常の職業あるいは所属の産業を調査してとらえられた。そして、この平常という言葉の意味はきわめて漠然としていて有業者中の就業者と失業者とをはっきり区別しにくかった。ところが戦後の国勢調査では一定の期間、すなわち一九五五年の国勢調査では同年九月二四日から三〇日までの一週間（以下調査週間という）の就業状態によって、就業者と完全失業者とが調査され、双方を含めて労働力人口と呼ぶようになった。また、五五年の国勢調査における就業者と完全失業者とは次のように規定された。

就業者

(一)　従業中の者――調査週間中賃金、給料、手当、利潤、手数料その他形態のいかんをとわず、収入になる仕事を少しでもした人をいう。また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝をした場合には、無給であっても収入になる仕事をしたこととして従業中の者に含む。

(二)　休業中の者――収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中少しも仕事をしなかった人をいう。たとえば、休暇をとって仕事を休んでいた人、悪天候や労働争議で仕事をしなかった人、病気、家事、その他の個人的事情で仕事ができなかった人などがこれに当る。ただし、これらの人のうち雇用者などで仕事を休んだためこの一週間の賃金、給料などが全く支給されなかったような場合、および自分で事業を営んでいる人、またはふだん無給で家業に従事している人が仕事を休んだ場合には、仕事を休みはじめてから三〇日にならない場合に限り、収入になる仕事をもっていることとして休業中の者に含む。

完全失業者　調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ仕事を積極的に探していた人をいう。したがって、特に求職活動をしていることが完全失業者としての一つの条件であって、職業を希望しながら求職していないものは、非労働力人口に分類される。

要するに一週間内に収入のある仕事に多少でも従事していたものはすべて就業者とみなされ、農家や零細小商工業者の自営業主と家族従業者、臨時・日雇労働者その他の広範な不完全就業など、ＩＬＯの公式の見解のうちでも認められているいわゆる潜在失業者を含み、また完全失業者には就業の経験がなくて同じ期間内に新たに職を求めているもの、すなわち未就業者を多く含んでいる。

「昭和三〇年国勢調査報告、第二巻、一％抽出集計結果」（総理府統計局編）によると、わが国内地総人口は八九二七万五千人で、満年齢一五歳以上の労働力総数は三九九〇万八千人である。右の労働力総数のうち就業者は三九一五万四千人で、その男女別数は男子二三八四万八千人、女子一五三〇万七千人とそれぞれ六〇・九％、三九・一％に当る。

一五歳以上労働力の状態（単位千人）

区分	総数	男	女
労働力	三九、九〇八	二四、三八二	一五、五二六
就業者	三九、一五四	二三、八四八	一五、三〇七
従業中の者	三八、五七三	二三、四五四	一五、一一九
休業中の者	五八一	三九三	一八九
完全失業者	七五四	五三四	二一九

また、完全失業者七五万四千人のうち三一万九千人（四二・三％）は前職のないもので失業前の職業、産業などを申告しなかった「未就業」の失業者であり、かつ失業者の年齢別割合では一五～一九歳二一・六％、二〇～二四歳二四・三％と年齢の比較的若い層に多い点からみて、この完全失業者というのは主として学校を卒業して未就業の子弟であり、女子では家庭内職を求めている主婦を含むものと考えられる。

就業者の産業別数　第1表によって就業者を産業別にみると、農業就業者が一四八五万六千人で最も多く、就業者総数の三七・九％を占め、ついで製造業の一七・八％、卸売および小売業とサービス業がそれぞれ一三・八％、一一・二％の順で多い。さらに男女別に

みると、農業以外の産業はいずれも男子就業者が女子よりも多く、特に漁業および水産養殖業、鉱業、建設業、運輸通信およびその他の公益事業、公務の各産業では八〇%以上が男子である。しかし、農業では男子七〇八万八千人、女子七七六万八千人と女子のほうが六九万人だけ多く、女子就業者総数一五三〇万七千人のうち農業女子就業者で五〇・八%を占めている。

第1表　産業別就業者数（1955年）　（15歳以上，単位　1,000人）

産業	総数（同割合）		男	女
総数	39,154	(100.0)	23,848	15,307
第1次産業	16,099	(41.1)	8,067	8,032
農業	14,856	(37.9)	7,088	7,768
林業，狩猟業	525	(1.3)	403	123
漁業，水産養殖業	718	(1.8)	577	141
第2次産業	9,313	(23.8)	7,007	2,306
鉱業	533	(1.4)	485	48
建設業	1,812	(4.6)	1,684	129
製造業	6,968	(17.8)	4,839	2,130
第3次産業	13,739	(35.1)	8,771	4,968
卸売および小売業	5,403	(13.8)	3,191	2,212
金融，保険，不動産業	608	(1.6)	409	200
運輸通信およびその他の公益事業	2,027	(5.2)	1,780	247
サービス業	4,375	(11.2)	2,284	2,091
公務	1,326	(3.4)	1,108	218
分類不能の産業	3	(…)	2	…

〔備考〕「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。

次に、一九五〇年の国勢調査の結果とあわせて、満年齢一四歳以上産業別就業者数の推移についてみよう。五五年の就業者数三九二四万人は、五〇年の三五六三万人に比べて、三六〇万人の増加である。これを第2表によってみれば農業が一一九万人（七・四%）と大きく減少

第2表　全国14歳以上就業者の産業別推移　（15歳以上，単位　1,000人）

産業（大分類）	就業者数		差増		産業別割合	
	1955年1)	1950年	実数	割合%	1955年	1950年
総数	39,237	35,626	3,611	10.1	100.0	100.0
第1次産業	16,157	17,209	−1,052	−6.1	41.2	48.3
農業	14,911	16,102	−1,191	−7.4	38.0	45.2
林業，狩猟業	526	424	102	23.9	1.3	1.2
漁業，水産養殖業	720	682	38	5.6	1.8	1.9
第2次産業	9,321	7,812	1,509	19.3	23.8	21.9
鉱業	535	591	−56	−9.4	1.4	1.7
建設業	1,813	1,531	282	18.4	4.6	4.3
製造業	6,972	5,690	1,283	22.5	17.8	16.0
第3次産業	13,759	10,605	3,154	29.7	35.1	29.8
卸売および小売業	5,415	3,963	1,452	36.6	13.8	11.1
金融，保険，不動産業	608	362	246	67.9	1.6	1.0
運輸通信およびその他の公益事業	2,027	1,811	216	12.0	5.2	5.1
サービス業	4,380	3,272	1,108	33.9	11.2	9.2
公務 2)	1,326	1,160	166	14.3	3.4	3.3
分類不能の産業	3	37	−34	−92.0	0.0	0.1

〔備考〕 1)　1955年の数字は「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。同報告では原則として満年齢15歳以上の就業者について集計してあるので，本表の数字はそれに特掲してある14歳の就業者数を加えてある。

2)　1950年の分類で「公務」とした駐留軍関係就業者（216,100人）を1955年の分類と一致させるため，これを「サービス業」に移した。

しているのに対して、製造業は一二八万（二二・五％）、卸売および小売業は一四五万（三六・六％）、サービス業は一一一万（三三・九％）といずれも増加し、この三部門の就業者の増加総数三八四万は全産業就業者の増加三六〇万を上回っている。五〇年に比べて就業者の減少した産業部門は上記農業のほか鉱業（九・四％）がある。したがってこの間の農業における就業者数の割合も四五％から三八％に減少して、一九二〇年国勢調査開始以来の最低比率となり、これに対して製造業は一六・〇％から一七・八％、卸売および小売業は一一・〇％から一三・八％、サービス業は九・二％から一一・二％へといずれもその割合が増加した。

さらに、農林水産業の第一次部門、鉱工業および建設業の第二次部門、商業以下の第三次部門に分けると、第一次部門四一・二％、第二次部門二三・八％、第三次部門三五・一％となる。五〇年のこの三部門の比率はそれぞれ四八・三％、二一・九％、二九・八％であった。

もちろん、以上の結果については一％抽出集計のための誤差を見込まなければならないが、それは、従来潜在失業者の〝たまり〟と目されていた農業から、その〝たまり〟が第三次部門に移りつつある事実を示すものとも考えられて注目される。

就業者の職業別数　就業者を職業上の分類によって、専門的技術的職業と管理的職業を合わせて頭脳的労働とし、また事務・販売従事者とサービス職業に対応するものを軽労働、上記以外の職業すなわち農夫、猟師、漁夫などから、採鉱採石的職業、広範の生産行程従業者、運輸的職業を包括して筋肉労働に分けてみると（第3表）、全就業者のうち頭脳的労働は七・一％、軽労働は二五・四％、筋肉労働が最も多く六七・五％に及ぶ。もっとも一口に軽労働といっても上級と下級、職種によっては頭脳的、肉体的にかなりの開きがあり、ことに頭脳的労働を除けば軽労働や筋肉労働のうちには安定性に乏しい職種が多数ある。サービス職業の中ではたとえば料理屋、待合、旅館などに固有の職種である女中・給仕人（三八万七千人）、芸妓・ダンサーなど（一三万一千人）、また娯楽場・競技場などの従業者（八万六千人）や携帯品預り・下足番（一万六千人）、掃除夫など（五万五千人）、これらに女中・派出婦など家庭サービス従業者（三四万七千人）を加えればサービス職業中四〇％以上を占め

第3表　職業別就業者数（1955年）　（15歳以上，単位 1,000人）

職業別	総数	（同割合）	男	女
総数	39,154	(100.0)	23,848	15,307
専門的技術的職業従事者	1,940	(5.0)	1,342	598
管理的職業従事者	809	(2.1)	787	22
事務従事者	3,393	(8.7)	2,240	1,153
販売従事者	4,185	(10.7)	2,539	1,646
農林，漁業従事者および類似職業従事者	15,844	(40.5)	7,921	7,924
採鉱，採石従事者	345	(0.9)	323	23
運輸従事者	845	(2.2)	812	33
技能工，生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	9,432	(24.1)	6,959	2,473
サービス職業従事者	2,362	(6.0)	926	1,435
分類不能の職業	…	(…)	…	…
農林，水産関係作業 2)	15,844	(40.5)	7,921	7,924
その他の生産労働作業 2)	10,622	(27.1)	8,093	2,528
事務，販売その他の職業 2)	12,689	(32.4)	7,834	4,855

〔備考〕 1)「昭和30年国勢調査報告第2巻その3」による。
2)『農林，水産関係作業』は「農林，漁業従事者および類似職業従事者」，『その他の生産労働作業』は「採鉱，採石従事者」「運輸従事者」「技能工，生産工程従事者および他に分類されない単純労働者」，『事務，販売その他の職業』は「専門的，技術的職業従事者」「管理的職業従事者」「事務従事者」「販売従事者」「サービス職業従事者」「分類不能の職業」をそれぞれ合計したものである。

第4表　職業(中分類)別15歳以上就業者の従業上の地位（1955年）　（単位　1,000人）

職業	1) 総数	雇用者のある業主	雇用者のない業主	家族従業者	民間の雇用者	官公の雇用者
総数	39,154	1,091	8,259	11,975	14,680	3,149
専門的，技術的職業従事者	1,940	50	221	35	709	925
技術者	368	3	6	1	258	101
教員	734	2	1	1	65	666
医療保健技術者	442	32	111	21	165	113
芸術家	57	2	25	2	27	1
その他専門的職業従事者	339	11	78	10	194	46
管理的職業従事者	809	73	1	1	630	104
管理的職業従事者	809	73	1	1	630	104
事務従事者	3,393	2	6	43	2,283	1,060
事務従事者	3,089	2	6	43	2,213	916
交通，通信事務従事者	304	…	…	…	160	144
販売従事者	4,185	339	1,423	1,015	1,396	13
販売従事者	3,938	332	1,317	993	1,293	4
仲立売買従事者および類似職業従事者	247	7	106	22	103	9
農林，漁業従事者および類似職業従事者	15,844	160	5,082	9,804	733	65
農林業従事者	15,255	142	4,916	9,665	469	64
漁業従事者	589	19	166	139	264	2
採鉱，採石従事者	345	4	8	4	324	6
採鉱，採石従事者	345	4	8	4	324	6
運輸従事者	845	16	37	25	704	62
陸上運輸機関運転従事者	547	6	14	12	473	43
水上運輸機関運転従事者	92	8	6	7	67	5
その他の運輸従事者	205	2	18	6	163	15
技能工，生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	9,432	331	1,223	814	6,554	509
金属加工および機械組立従事者	1,324	35	96	57	1,126	9
電気機械器具製造従事者	165	3	12	3	147	1
運輸装置製造従事者	260	13	32	17	192	6
貴金属および光学機械，精密機械製造従事者	88	3	19	6	59	1
紡織従事者	1,029	25	88	107	806	3
織物製品製造従事者	652	37	207	84	321	4
木材，および木，竹，草，茛製品製造従事者	802	44	184	135	433	6
紙および紙製品製造従事者	151	6	15	17	113	1
印刷，製本従事者	187	6	11	8	157	4
ゴムおよびゴム製品製造従事者	65	2	4	2	57	…
皮革および皮革製品製造従事者	83	6	24	10	43	…
窯業および土石製品製造従事者	285	12	30	35	206	2
飲食料品製造および加工従事者	645	42	91	151	361	1
化学薬品および化学製品製造従事者	201	4	6	7	182	2
その他の製造従事者および技能工	418	18	81	45	266	8
建設従事者	913	66	288	73	456	29
電気従事者	204	4	6	3	186	5
据付機関および建設機械運転従事者	121	…	…	1	108	12
他に分類されない単純労働者	1,843	5	30	55	1,337	416
サービス職業従事者	2,362	117	257	234	1,349	404
家事サービス従事者	347	…	10	…	337	…
保安サービス従事者	431	…	…	…	101	330
その他のサービス職業従事者	1,584	117	247	234	911	75
分類不能の職業	…	…	…	…	…	…
分類不能の職業	…	…	…	…	…	…

〔備考〕 1)　従業上の地位不詳を含む。
2)　「昭和30年国勢調査報告第2巻その3」による。

ることになる。販売従業者にも行商人、露店商人、呼売人、外交員（保険を除く）などがあって、これらの職種だけでも四二万三千人、一〇・一％を占めている。筋肉労働のうちでは、たとえば土工、道路工夫、仲仕・運搬夫、配達夫、人夫雑役などあわせて一五六万九千人で、「他に分類されない単純労働者」一八四万三千人の大半を占める。

第二章　就業者の従業上の地位

「昭和三〇年国勢調査報告、第二巻」では就業者を従業上の地位によって、雇用者のある個人業主、雇用者のない個人業主、家族従業者、民間の雇用者、官公の雇用者に区分している。そして、雇用者のうちには会社団体の役員、高級官公吏をも含んでいるが、この区分によって人口の社会的編成、いいかえれば雇用労働者のわが国人口における地位を知ることができよう。すなわち、雇用者というのは、大体において無産者であって、その生活は主として自己の勤労または労働力の提供にもとづく賃金給料その他これに応ずる報酬によって維持されるものと考えられる。なお、国勢調査、事業所統計調査における雇用者の定義は次のとおり。それぞれの従業上の地区別区分の詳細については本年鑑第三〇集（一九五八年版）を参照されたい。

一　国勢調査

民間の雇用者――個人経営の商店、工場、医院、法律事務所などや会社、組合、その他の法人や団体に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。会社、組合、その他の法人、団体などの有給の役員もこれに含まれる。日本専売公社、日本国有鉄道、農林中央金庫などに雇用されている人や駐留軍、国連軍で働いている人も民間の雇用者に含まれる。

官公の雇用者――区または都道府県、市区町村に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合常勤・非常勤または現業・非現業のいかんをとわない。

二　事業所統計調査

常雇の従業者――三〇日以上常時雇用されている雇人、見習や徒弟などを含む。派出婦会、芸妓置屋、貸席、ダンスホールなどに所属する派出婦、看護婦、女給、ダンサーなども便宜上「常雇の従業者」に含められた。また、国営の事業所では常勤および非常勤の者、会社では常勤の者および一九五四年四月から引きつづき雇用されていた臨時または日雇の者も含む。

臨時または日雇の従業者――日々または三〇日未満の期間を定めて雇用されている人。七月一日（当日休みの場合は六月末日）に事業所に現在した者に限る。なお、国営の事業所では役務費などから報酬の支払いを受ける臨時の人夫、公社では在職二ヵ月未満の臨時または日雇の者などがこれに当る。

就業者を従業上の地位別にみると（第5表）、雇用者のない業主八二五万九千人、家族従業者一一九七万五千人で、就業者総数に対する割合は前者二一・一％、後者三〇・六％である。両者で五一・七％を占め、これに雇用者のある業主をあわせると就業者総数の五四・五％に及ぶ。個人業主総数のうち、その五二・七が農業に含まれ、卸売および小売業一九・五％、サービス業一〇・七％、製造業八・〇％を占め、この三業主で個人業主総数中の三八・二％に当る。また、家族従業者総数のうちその七九・四％が農業に属し、一四・〇％は卸売および小売業、製造業に属している。産業別にみた個人業主と家族従業者のかくのごとき比重は、農業における零細経営およ

第5表　従業上の地位別就業者数　（15歳以上，単位　1,000人）

従業上の地位別	1955年 1)				1950年 2)	
	総数	（同割合）	男	女	総数	（同割合）
総数	39,154	(100.0)	23,848	15,307	35,575	(100.0)
業主	9,350	(23.9)	7,610	1,740	9,297	(26.1)
雇用者のある業主	1,091	(2.8)	940	152	769	(2.2)
雇用者のない業主	8,259	(21.1)	6,671	1,588	8,528	(24.0)
家族従業者	11,975	(30.6)	3,483	8,492	12,248	(34.4)
雇用者	17,829	(45.5)	12,754	5,075	13,967	(39.3)
民間の雇用者 3)	14,680	(37.5)	10,401	4,279	11,138	(31.4)
官公の雇用者 3)	3,149	(8.0)	2,353	796	2,829	(7.9)
不詳	1	(…)	1	…	61	(0.2)

〔備考〕 1)　15歳以上。「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。
2)　14歳以上。1950年国勢調査結果による。
3)　1950年は「進駐軍要員」（258,000人）は「官公の雇用者」に含まれていたが，1955年との比較のためこれを「民間の雇用者」に移した。

び中小商工経営がわが国において広範囲に存在することを示すものといえる。

以上を一九五〇年の国勢調査結果と比べて、三六一万人増加しているが、特に非農林業部門における雇用者の増加が大きく（製造業一二七万、二八・八％増、卸売および小売業一〇五万、七六・三％増）、就業者の従業上の地位別割合は個人業主と家族従業者においてそれぞれ二三・九％、三〇・六％に減じ、雇用者は五〇年の三九・三％から四五・五％へその比重を高めている（第6表）。なお、「昭和三〇年国勢調査報告」では原則として一五歳以上人口の就業状態について集計されていて、一四歳就業者八二万人

第6表　産業別，従業上の地位別就業者数（1955年）　（15歳以上，単位 1,000人）

産業別	従業上の地位別					
	総数 1)	雇用者のある業主	雇用者のない業主	家族従業者	民間の雇用者	官公の雇用者
総数	39,154	1,091	8,259	11,975	14,680	3,149
農業	14,856	133	4,799	9,513	391	19
林業，狩猟業	525	10	129	146	153	87
漁業，水産養殖業	718	22	170	217	309	1
鉱業	533	6	10	6	510	1
建設業	1,812	81	326	95	1,093	218
製造業	6,968	257	490	539	5,664	18
卸売および小売業	5,403	358	1,468	1,141	2,405	30
金融，保険，不動産業	608	3	25	6	545	29
運輸通信およびその他の公益事業	2,027	16	43	23	1,603	339
サービス業	4,375	202	799	288	2,005	1,081
公務	1,326	…	…	…	…	2,326
分類不能の産業	3	…	1	…	1	…

〔備考〕 1)　総数には従業上の地位不詳を含む。
2)　「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。

第三章　雇用者

については産業・職業大分類別には特掲されているが、従業上の地位別にはそれがないので、第5表ではそのまま一九五〇年の一四歳以上就業者と比較してある。

雇用者の産業別数　雇用者を産業別にみると第7表のごとく、製造業五六八万二千人（三一・九%）で最も多い。次いでサービス業三〇八万六千人（一七・三%）、卸売および小売業二四三万六千人（一三・七%）、運輸通信その他の公益事業一九四万二千人（一〇・九%）、公務、建設業がそれにつづいている。農業における雇用者は四一万人（二・三%）、農業就業者中に占める割合も二・七%にすぎない。

雇用者の職業別数　職業別の雇用者数は第8表のとおりで、このうち直接生産行程に従事する雇用者とみなされる職種は技能工・生産行程従事者および単純労働者、農林・漁業従事者および類似従業者、採鉱・採石従事者、運輸従事者であって、この職種のもので雇用者総数の五〇・三%を占める。しかし、職業を小分類によってさらに検討してみると、技術的職業従事者のうちかなりの

第7表　産業別雇用者数（1955年）

（15歳以上，単位　1,000人）

産業別	総数	（同割合）	男	女
総数	17,829	(100.0)	12,754	5,075
第1次産業	960	(5.4)	754	206
農業	410	(2.3)	250	160
林業，狩猟業	240	(1.3)	214	26
漁業，水産養殖業	310	(1.7)	290	20
第2次産業	7,505	(42.1)	5,638	1,867
鉱業	512	(2.9)	465	46
建設業	1,311	(7.4)	1,188	123
製造業	5,682	(31.9)	3,985	1,698
第3次産業	9,364	(52.5)	6,362	3,002
卸売および小売業	2,436	(13.7)	1,554	882
金融，保険，不動産業	574	(3.2)	385	189
運輸，通信およびその他の公益事業	1,942	(10.9)	1,701	241
サービス業	3,086	(17.3)	1,614	1,472
公務	1,326	(7.4)	1,108	218
分類不能の産業	1	(0.0)	1	…

〔備考〕 1)　「昭和30年国勢調査報告第2巻その2」による。
2)　1950年には「進駐軍事務」（216,100人）は「公務」に含められていたが，1955年との比較のため「サービス業」に移した。

第8表　職業別雇用者数（1955年）

（15歳以上，単位　1,000人）

職業別	総数	（同割合）	男	女
総数	17,829	(100.0)	12,754	5,075
専門的，技術的職業従事者	1,634	(9.2)	1,142	492
管理的職業従事者	734	(4.1)	715	19
事務従事者	3,343	(18.8)	2,220	1,123
販売従事者	1,409	(7.9)	1,000	409
農林，漁業従事者および類似職業従事者	798	(4.5)	636	161
採鉱，採石従事者	330	(1.9)	308	22
運輸従事者	766	(4.3)	734	32
技能工，生産工程従事者および他に分類されない単純労働者	7,063	(39.6)	5,286	1,777
サービス職業従事者	1,753	(9.8)	711	1,042
分類不能の職業	…	…	…	…

〔備考〕　「昭和30年国勢調査報告第2巻その3」による。

ものも直接生産行程に従事していると思われる。

また、管理的職業従事者七三万四千人のそのほとんどは、従業上の地位からいえば高級官公吏（課長以上）、会社団体の役員もしくはそれに準ずべき人たちであって、しかも、職業分類上の管理的職業においては「専ら管理的業務に従事しているとき」に限られているので、その地位のすべての人たちを包括することはできない。雇用者中管理的事業の小分類を報告書に記載してないので、いまそれを就業者についてみれば次のとおりである。

管理的職業従事者　八〇万九千人

内訳

1　管理的公務員	一〇万四千人
2　会社役員	三三万四千人
3　小売店の支配人および管理者	一万一千人
4　卸売店の支配人および管理者	四千人
5　その他の管理的職業従事者	三五万六千人

雇用者の経営組織別、常用と臨時・日雇別数　「昭和二九年事業所統計調査報告」（総理府統計局編）による従業者の従業上の地位別数は次のごとくである（単位人）。

区分	民営	公営	国営公社
総数	一七、六一八、四七九	一、一六九、八二五	
会社または団体の役員	一、三一六、五四五	四〇	
個人業主	二、五八八、五八七	—	
家族従業者	一、五八〇、〇四一	—	
常雇の従業者	一一、一九一、六九七	一、〇九六、七一五	
臨時または日雇の従業者	九四一、六〇九	七三、〇七〇	

右の雇用者のうちまず民公営の雇用者一二一三万三千人についてみると第9・10表のごとくである。従業者九九人以下の小規模事業所の雇用者は七九三万五千人、全雇用者の六五・五%にもなる。そのうち二三五万七千人が個人経営に属し、九九人以下事業所雇用者の二九・七%に当っている。また、雇用者のうち臨時または日雇は九四万一千、全雇用者の七・七%に当る。

国営、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の雇用者は一一七万、そのうち七万三千が臨時または日雇である。民公営の臨時または日雇をあわせると一〇一万四千で、産業のうちでは建設業において最も大きな割合四〇・七%を占めている。製造業における割合も大きく、両者で全臨時または日雇の七二%に達する。

第9表　規模別，従業上の地位別従業者数（民公営）

（1954年，単位　1,000人）

規模別	会社または団体の役員	個人業主	家族従業者	常雇の雇用者	臨時・日雇の雇用者	総数
1　人	53	978	13	43	0	1,088
2 ～ 4	153	1,372	1,298	1,062	60	4,945
5 ～ 49	994	236	268	5,208	367	7,073
50 ～ 99	64	1	1	1,084	113	1,263
100 ～ 199	29	0	0	776	100	905
200 ～ 499	16	0	0	911	129	1,056
500 ～ 999	5	0	0	581	77	662
1000人以上	3	0	—	1,527	96	1,626

〔備考〕　1954年事業所統計調査結果による。

第10表　経営種類別雇用者数（1954年）

産業別	民営 個人経営 常雇の従業者	民営 個人経営 臨時または日雇	民営 法人経営 常雇の従業者	民営 法人経営 臨時または日雇	公営 公営 常雇の従業者	公営 公営 臨時または日雇
全産業	2,099,870	257,875	8,080,426	539,910	969,141	86,023
鉱業	39,418	6,205	390,588	21,398	634	118
建設業	132,728	100,071	368,700	220,240	40,222	52,503
製造業	725,119	76,656	4,031,146	231,339	5,066	751
卸売および小売業	616,125	49,187	1,404,109	40,463	607	38
金融および保険業	1,963	75	533,459	9,861	904	6
不動産業	3,518	186	15,532	1,073	3,100	1,424
運輸通信およびその他の公益事業	33,748	3,030	737,373	48,147	78,944	8,904
サービス業	547,229	22,465	599,449	21,389	839,664	22,279

産業別	民公営 民公営計 常雇の従業者	民公営 民公営計 臨時または日雇	国営・日本専売・日本国有鉄道・日本電信電話公社 常雇の従業者	国営・日本専売・日本国有鉄道・日本電信電話公社 臨時または日雇	全雇用者 常雇の従業者	全雇用者 臨時または日雇
全産業	11,191,697	941,609	1,096,715	73,070	12,288,412	1,014,679
鉱業	431,301	27,764	…	…	431,301	27,764
建設業	542,205	373,024	23,590	41,092	565,795	414,116
製造業	4,765,487	310,280	39,898	542	4,805,385	310,822
卸売および小売業	2,025,026	90,046	39,890	2,580	2,064,916	92,626
金融および保険業	537,002	9,946	23,744	174	560,746	10,120
不動産業	22,381	2,709	64	212	22,445	2,921
運輸通信およびその他の公益事業	852,067	60,368	811,452	14,829	1,663,519	75,197
サービス業	2,016,226	67,472	154,384	13,315	2,170,610	80,787

〔備考〕 1) 1954年事業所統計調査結果による。
2) 民公営計には「法人でない団体」の常雇の従業者42,073，臨時または日雇3,801を含む。また事業所数が1しかない場合，報告書中ではその従業者数を表示せず，「…」としてあるので，全産業と産業別数と合わない場合がある。

第四章　主要部門別労働者

第一節　工業労働者

通産省調査統計部編「昭和三〇年工業統計表、総括編」（一九五七年七月刊）によると、一九五五年末の製造業事業所総数は四三万二七〇五、従業者数は五五一万六九二八で、それぞれ前年に比べて二二五五（〇・五％）、二三万一七〇〇（四・四％）を増加している。

（注）工業統計調査は毎年一二月一日現在で、日本産業分類による製造業に属する工場、作業所等（国および公共団体に属するものを除く）を対象として実施される。その従業者とは常用労働者と個人業主および家族従業者をあわせたものをいう。すなわち、㈠ 常用労働者――継続して三〇日以上雇用している臨時・日雇のものを含み、また、職員と労務者の区別は従事する職務による。会社または

団体の役員であっても、普通一般の労働者が従事する職務を兼ねている者は、その職務に従って職員または労務者のいずれかに含められる。㈡　個人業主および家族従業者――実務にたずさわっている個人業主および業主の家族で無報酬で常時従事している者。

また、五四年末における従業者四人以上事業所の労務者、職員別従業者数左のとおり。

	総数	男	女
総数	四、七三七、二五四	三、一七九、〇四二	一、五五八、二一二
個人業主および家族従業者	一五〇、九二三	一〇四、四二〇	四六、五〇三
職員	七八四、〇二二	六二一、九三一	一七二、〇九一
労務者	三、八〇二、三〇九	二、四六二、六九一	一、三三九、六一八

（注）通産省調査統計部編「昭和二九年工業統計表、産業編」（一九五八年三月刊）による。単位人

工業従業者の規模別数　第11表によってみると、従業者三人以下の零細事業所は、事業所全体の五六・八%を占めているが、その従業者数ではわずかに一〇・〇%で、一方、従業者三〇〇人以上のものは事業所数では全体の〇・四%にすぎないが、従業者数は二六・四%を占めている。

工業従業者の産業別数　従業者を産業別にみると（第12表）、繊維工業の一九・二%が最も多く、食料品製造業の一二・五%がそれに次ぎ、木材および木製品製造業、機械製造業それぞれ六・九%、化学工業六・七%の順に多い。前年に比べて製造業全体で四・四%増えているが、これを産業別に前年と対比してみると、増加率の高いのはその他の製造業を除けば、パルプ・紙および紙加工品製造業一三・〇%、非鉄金属製造業一一・三%、家具および装備品製造業九・六%、金属製品製造業八・二%などである。減少したものでは、武器製造業の三一・六%が目だつほか、石油および石炭製品製造業一・九%、電機機械器具製造業〇・六%がある。

第11表　製造業の従業者規模別構成（1955年12月末現在）

規模別	事業所数	（同割合）	従業者数	（同割合）
合計	432,705	(100.0)	5,516,928	(100.0)
従業者3人以下	245,593	(56.8)	552,987	(10.0)
4 ～ 9人	85,591	(19.8)	549,161	(9.9)
10 ～ 19〃	55,968	(12.9)	750,660	(13.6)
20 ～ 29〃	18,397	(4.2)	436,963	(8.5)
30 ～ 49〃	13,321	(3.1)	501,379	(9.1)
50 ～ 99〃	7,769	(1.8)	528,241	(9.6)
100 ～ 199〃	3,271	(0.8)	450,769	(8.2)
200 ～ 299〃	1,064	(0.2)	259,547	(4.7)
300 ～ 499〃	815	(0.2)	307,413	(5.6)
500 ～ 999〃	540	(0.1)	375,316	(6.2)
1,000人以上	376	(0.1)	804,492	(14.6)

〔備考〕「昭和30年工業統計表，総括編」による。

第12表 製造工業の業種別事業所数および従業者数（12月31日現在）

男女および産業区分	1954年								1955年	
	事業所数	従業者数	従業者4人以上の事業所						事業所数	従業者数
			事業所数	従業者数						
				計	個人業主および家族従業者	常用労働者				
						計	職員	労務者		
総数	430,440	5,285,228	184,486	4,737,254	150,923	4,586,331	784,022	3,802,309	432,705	5,516,928
男	—	…	—	3,179,042	104,420	3,074,622	611,931	2,462,691	—	…
女	—	…	—	1,558,212	46,503	1,511,709	172,091	1,339,618	—	…
食料品製造業	94,427	656,480	33,254	514,402	31,113	483,289	83,109	400,180	95,050	690,992
繊維工業	81,229	1,048,159	32,978	937,706	37,544	900,162	86,620	813,542	73,444	1,061,061
衣服および身回品製造業	16,150	140,088	6,904	118,965	6,561	112,404	14,084	98,320	15,387	143,998
木材および木製品製造業	54,734	377,098	23,403	313,830	16,697	297,133	50,533	246,600	53,576	382,508
家具および類似品製造業	22,558	122,755	7,413	92,020	5,904	86,116	12,161	73,955	23,056	134,595
紙および類似品製造業	11,143	160,678	4,587	145,275	4,578	140,697	23,624	117,073	11,929	181,565
印刷，出版および類似産業	13,053	228,231	8,354	217,202	4,592	212,610	72,113	140,497	12,823	236,109
化学工業	9,123	349,684	5,289	340,866	2,781	338,085	71,448	266,637	8,654	361,393
石油および石炭製品製造業	1,051	30,098	716	29,277	258	29,019	7,186	21,833	1,027	29,522
ゴム製品製造業	1,326	72,428	821	71,264	331	70,933	10,202	60,731	1,505	75,026
皮革および皮革製品製造業	5,217	33,899	1,579	26,537	1,125	25,412	4,377	21,035	5,404	36,012
ガラスおよび土石製品製造業	24,726	274,765	11,522	243,744	12,634	231,110	30,302	200,808	24,872	292,244
鉄鋼業	6,415	365,927	5,354	357,764	1,920	355,844	64,856	290,988	3,957	275,725
非鉄金属製造業									2,244	99,001
金属製品製造業	26,704	249,552	11,552	219,009	7,139	211,870	36,421	175,449	27,231	270,033
武器製造業	110	14,671	97	14,638	40	14,598	2,733	11,865	77	10,029
機械製造業	18,699	370,736	12,040	355,607	5,926	349,681	68,581	281,100	19,270	382,857
電気機械器具製造業	6,030	234,422	4,441	231,260	1,654	229,606	57,764	171,842	5,466	233,033
輸送用機械器具製造業	9,145	309,850	4,603	300,451	2,270	298,181	58,289	239,892	9,224	321,719
精密機械器具製造業	4,021	76,364	2,331	72,543	1,188	71,355	12,490	58,865	4,068	78,819
その他の製造業	24,579	169,343	7,248	134,894	6,668	128,226	17,129	111,097	34,441	220,687

〔備考〕 通産省調査統計部編「昭和29年工業統計表，産業編」および同編「昭和30年工業統計表，総括編」による。

第二節　鉱山労働者

通産省調査統計部編「昭和三一年、本邦鉱業の趨勢」（一九五七年一一月刊）によってみると、金属・非金属鉱山、石炭・亜炭鉱山、石油・天然ガス、鉱山製錬所等各鉱業に従事する労働者数は左のごとくで、総数約五〇万のうちの三分の二を石炭鉱業労働者で占めている（一九五六年末現在、単位 人）。

	労務者	職員	臨時・請負	計
金属鉱山	五九、〇六六	九、四〇三	一〇、三九九	七八、八一八
非金属鉱山	三一、四〇八	四、六一八	六、三三九	四三、三五一
製錬所	一三、八二九	二、六四六	二、〇七八	一八、五八九
石炭鉱山	二九三、五七六	三七、五七七	三〇、八一三	三六一、九六六
亜炭鉱山	九、五五五	九三三	…	一〇、四八八
石油・天然ガス	四、二三〇	一、〇六三	…	五、二八三

（注）一、「昭和三〇年国勢調査報告、その二」による鉱業就業者総数は五三万三千人、そのうち雇用者は五一万二千人（女子四万六千人）である。

次に日本石炭鉱業経営者協議会編「炭砿労働統計」（月刊）によって炭鉱労働者についてみると（第13表）、一九五七年末現在の常用労務者は三一万九九〇人、職員は三万九〇三五人で、それぞれ前年末に比べて一万七四一四人、一四五八人の増加である。ほかに臨時夫一万一八〇一人、請負夫二万三七二四人がいる（第13表）。

また、常用労務者を地域別にみると、北海道七万九千人（二五・四%）、東部三万一千人（九・九%）、西部二万人（六・三%）、九州一八万一千人（五八・三%）である。

第13表　炭鉱労働者数（年末現在・単位 人）

区分	1957年 北海道	東部	西部	九州	合計	1956年
常用労務者 坑内夫 直接夫	33,303	14,992	11,791	97,570	157,656	147,111
常用労務者 坑内夫 間接夫	18,807	6,079	2,822	29,452	57,160	54,124
常用労務者 坑内夫 計	52,110	21,071	14,613	127,022	214,816	201,235
常用労務者 坑外夫	26,963	9,779	5,095	54,337	96,174	92,341
常用労務者 （内女子）	5,229	2,401	1,813	13,663	23,106	21,657
臨時夫	2,553	1,593	556	7,099	11,801	11,591
（内坑内）	405	605	149	753	1,912	2,358
請負夫	10,016	673	767	12,268	23,724	19,222
（内坑内）	6,691	639	443	4,752	12,525	8,579
職員	10,597	2,880	2,570	22,988	39,035	37,577
（内坑内）	4,644	1,175	900	8,072	14,791	14,145

〔備考〕「炭砿労働統計」による。

第三節　運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、昭和三三年版」（一九五八年三月刊）並びに運輸省調べによる運輸交通関係従業者数は次のごとくである（第14・15表）。

日本国有鉄道職員数（一九五七年九月現在）四四九、四〇四（内女子一二、五七九）人

地方鉄道、軌道従事員数（一九五七年三月現在）、一二五、七五八（内女子六、三二八）人

陸運関係従業員数（自動車局所管、一九五七年三月末現在）

貨物自動車運送事業一八五、六九〇（内事務員四二、四六六）人

通運事業一一〇、一三五（内事務員四〇、二三七）人

別に臨時従業員　三六、〇四六人

旅客自動車事業（一九五六年度、地方自治体および一部推定を含む、カッコ内は推定数）九二、八九九（一一四、五一七）人

船員数（船員法適用船員、一九五六年六月三〇日現在）

職員　五五、五〇一人

属員　一八五、八二八人

また、郵政、電気通信関係職員数は次のとおりである（第16・17表）。

郵政省職員数（一九五七年四月一日現在）、二五七、八一五人

日本電信電話公社職員数（一九五七年三月末現在）、一七二、七二二（内女子五六、四三九）人

第14表　通運事業従業者数

（1957年3月末現在，単位　人）

区分	在籍者			臨時
	事務員	労務員	計	
日通	28,382	36,963	65,345	27,277
旧業者	3,848	8,293	12,144	2,203
新規業者	5,525	13,240	18,765	3,766
限定業者	2,482	11,402	13,884	2,800
計	40,237	69,898	110,135	36,046

〔備考〕　役員を含まず，臨時は31年3月中に雇入れた延人員を一日分に換算してある。

第15表　船員数

（1956年6月30日現在，単位　人）

区分	乗組員	予備員	計
汽船	44,135	8,597	52,732
機帆船	34,781	42	34,823
帆船	68	—	68
特殊船	15,733	1,923	17,656
無動力船	1,408	16	1,424
漁船	78,506	619	79,125
合計	174,631	11,197	185,828

〔備考〕　1）本調査は海運局指定統計による。
2）本表は船員法適用の船員数である。
3）特殊船には鉄道連絡船，航海練習船，監視船，消防船，気象観測船等を含む。

第16表　郵政省官職別職員数

（1957年4月1日現在）

区分	職員数
総計	257,815
官吏	119,872
雇員	137,943
内部部局	2,413
付属機関	2,868
地方支分局	252,534
地方郵政監察局	946
地方郵便局	6,661
地方電波管理局	2,048
地方貯金局	17,472
地方簡易保険局	5,449
郵便局	(13,505) 219,958

〔備考〕　1）郵便局，カッコ内特定局長の再掲である。
2）郵政省編「昭和31年度郵政統計年報，総括編」（1957年12月刊）による。

第17表　日本電信電話公社職員数
(1956年4月30日現在)
(単位　人)

職種	職員数
一般職	55,852
通信職	39,034
電信職	43,651
線路職	13,168
電話職	6,006
技能職	5,818
医療職	4,150
労務職	
医療職	
海事職	
計	167,679

〔備考〕 1) 一般職とは，経理，資材，人事，管理の業務に従事するものである。
2) 日本電電公社編「日本電信電話公社の概要」(1958年2月刊)による。

第四節　公務労働者

国家公務員、地方公務員および政府関係機関の職員の総数は約三三五万人で、その内訳は左のとおりである（一九五七年九月一日現在、行政管理庁行政管理局調べ）。

国家公務員　一二五万二一三七人
地方公務員　一四二万五一一四人
政府関係機関職員　六七万四五〇七人

この公務員数のうちには課長クラス以上のものも含み、ことに国家公務員特別職には大臣以下の最高級官吏、顧問、参与等の人々がはいっている。したがって、職務給別からいえば、それらの人々を除外した中央では五級以下、地方では四級以下をもって公務労働者とみなすことができよう。

国家公務員　国家公務員は特別職二五万一千人、一般職一〇〇万一千人、合わせて一二五万二千人であって、特別職のうちにはその約九〇%に当る防衛庁の常勤職員いいかえれば自衛隊員を含む（第19表）。

なお、一九五七年度末国家公務員機関別予算定員ならびに五七年度地方財政計画による地方公務員数の内訳は第19・20表のとおり。

第18表　国家公務員の総数　(単位　人)

区分	1957年9月1日現在	1958年6月1日現在
一般職	1,001,218	934,494
常勤職員 定員法適用職員	646,177	676,185
常勤職員 定員法非適用職員	10,824	11,557
常勤職員 常勤労務者	61,683	38,051
常勤職員 計	718,684	725,793
非常勤職員 1)	282,534	208,701
特別職	250,919	270,186
国会議員	717	717
議員秘書	717	717
常勤職員 立法部	3,179	3,244
常勤職員 司法部	22,173	22,248
常勤職員 行政部	223,697	242,918
常勤職員 計	249,049	270,186
常勤労務者	476	342
合計	1,252,137	1,204,280

〔注〕 1) 各4月1日現在人事院調べ。
2) 行政管理庁行政管理局調査による。

法政図

第19表　国家公務員数　(1957年度末予算定員表，単位　人)

区分	予算定員
一般会計	341,213
特別会計	341,042
政府関係機関	674,507
合計	1,356,762
外に防衛庁	223,502
1) 一般会計	
国会	3,179
裁判所	22,173
会計検査院	1,178
内閣	859
総理府	20,070
法務省	43,914
外務省	1,837
大蔵省	63,271
文部省	63,882
厚生省	29,797
農林省	25,565
通商産業省	11,599
運輸省	26,477
郵政省	2,942
労働省	14,898
建設省	9,572
防衛庁計	341,213
防衛庁	223,502
2) 特別会計	
造幣局	1,647
印刷局	7,546
資金運用部	492
厚生保険	5,183
船員保険	333
国立病院	13,965
食糧管理	25,255
国有林野事業	19,917
アルコール専売事業	1,390
郵政事業	258,062
労働者災害補償保険	2,382
失業保険	4,136
特定多目的ダム建設工事	337
その他	397
計	341,042
3) 政府関係機関	
日本専売公社	39,801
日本国有鉄道	447,725
日本電信電話公社	181,954
国民金融公庫	2,224
住宅金融公庫	795
農林漁業金融公庫	274
中小企業金融公庫	563
日本開発銀行	866
その他	305
計	674,507

〔備考〕　大蔵省主計局総務課調べ。

第20表　地方公務員数　(1957年度地方財政計画による)

区分	府県	市町村	計
一般職員	209,613	383,479	593,092
	9,886	(補助金による職員)	602,978
教育職員	639,866	13,541	653,407
(義務教育)	(547,808)	(0)	
(その他)	(92,058)	(13,541)	
警察職員	138,450		138,450
消防職員		30,279	30,279
合計			1,425,114

〔注〕　1)　事業費支弁の職員および公益企業会計（特別会計）の職員を除く。
　　2)　行政管理庁調べ。

第五節　教育労働者

一九五七年五月一日現在の学校基本調査結果（文部省編「文部統計速報」八二、八三号、一九五七年七、九月刊）によると、全国の大学および短期大学五〇〇、高等学校四五七七（分校を含む、以下同じ）、中学校一万三六二二、小学校二万六九八八、幼稚園六六二〇、盲・ろう・養護学校一九六校に勤務する教職員総数（本務者

第21表　学校別本務教職員数　(1957年5月1日現在，単位　人)

学校別	教員						職員
	校長 学長	教授 教諭	助教授 助教諭	講師	助手	計	
小学校	21,665	300,252	26,396	3,220	—	351,533	54,757
中学校	10,953	175,892	6,100	2,668	—	195,613	26,834
高等学校	3,102	106,812	2,108	6,211	—	118,233	31,724
大学・短期大学	401	12,465	11,669	7,938	14,158	46,631	55,162
幼稚園	3,329	14,375	10,161	479	—	28,344	4,530
特殊学校	162	4,546	372	221	—	5,301	2,175
合計	39,612	614,342	56,806	20,737	14,158	745,655	175,182

〔備考〕　特殊学校は，盲・ろう・養護学校の集計。教諭には養護教諭（女）を，助教諭には養護助教諭（女）を含む。

のみ）は九二万八三七人、そのうち教員は七四万五六五五人、職員は一七万五一八二人で、それぞれを学校種類別にみると第21表のとおりである。教員中では小学校教員三五万一五三三人が最も多く、本務教員総数の四七・一％を占め前年度より六二〇七人（一・八％）増となっている。

以上の本務教員のほか兼務教員が、大学および短期大学に二万一七五三人、高等学校以下に三万六二二四人いて、高等学校以下の内訳は幼稚園四一八八人、小学校一八七九人、中学校九八一八人、高等学校二万一七人となっている（高等学校以下の計には別に盲・ろう・養護学校合わせて三二二人を含む）。

第一編　労働移動と失業

第一章　一般的考察

わが国における就業状態の毎月の変化を知るための資料としては労働力調査と毎月勤労統計調査とがある。いずれも標本調査であって、そのうち毎月勤労統計調査においては、常用労働者三〇人未満を雇用する小規模事業所を調査の対象から除外してある。

労働力調査における就業者ならびに完全失業者、その両者を含めた労働力人口の規定は国勢調査の場合とおおむね同じであるが、さらに就業者中における「追加就業希望者」を、また非労働力人口中の「非求職の就業希望者」をわかつなど、その区分がやや詳しくなっている。ところで、労働力調査では就業者殊に「従業中の就業者」を「調査週間中収入をともなう仕事に一時間以上従事したもの」と規定し、また、完全失業者を、(1)調査週間中に一時間も収入を伴なう仕事をしなかったもので、(2)休業中のものは除き、(3)就業が可能で、(4)就業を希望し、(5)求職活動をしているものときわめて厳密に定義していて、いわゆる潜在的な失業者のすべてを、その就業者中に数え上げてしまっている。

しかし、わが国の現状においては、失業者といえどもその日々の生活を営むために、収入の多少をとわず、どんな種類の仕事にでも就業せざるをえないのが実際であるから、それらの失業者もしくは不完全就業者をとらえるためには一週間といった限定された期間によってはなく、平常の就業状態によって調査

第22表　就業状態別人口

(1月～12月平均，単位　万人)

就業状態		1954年	1955年	1956年	1957年
総数	労働力人口	4,057	4,199	4,274	4,371
	就業者	3,998	4,131	4,210	4,319
	完全失業者	59	68	64	53
	非労働力人口	1,907	1,892	1,958	1,898
	労働力人口比率(%)	68.0	68.8	68.5	68.6
男	労働力人口	2,413	2,467	2,516	2,579
	就業者	2,378	2,426	2,481	2,552
	完全失業者	35	40	35	28
	非労働力人口	466	474	495	495
	労働力人口比率(%)	83.8	83.7	83.4	83.8
女	労働力人口	1,644	1,732	1,758	1,792
	就業者	1,620	1,705	1,729	1,767
	完全失業者	24	28	28	25
	非労働力人口	1,442	1,418	1,463	1,494
	労働力人口比率(%)	53.2	54.9	54.5	54.5

〔備考〕　総理府統計局「労働力調査報告」による。

する必要がある。この意味で従来労働力調査に付帯するきわめて規模の小さい臨時調査がおこなわれてきたが、一九五六年七月には全国約二〇万世帯を対象とする就業構造基本調査が実施されて、国勢調査や労働力調査によって明らかにされないわが国失業の実際について知るうえにいっそう役だつものとなった。就業構造基本調査に関しては第四章失業の項で記述する。

就業状態　以下総理府統計局編「労働力調査報告」によって、一九五七年中における就業状態の趨勢を概観してみよう。

同報告によると一九五七年平均の全国就業者数は四三一九万人、前年に比べて一〇九万、二・六％を増加した（第22表）。男女別にみると、男子七一万、女子三八万のそれぞれ増加であるが、農林・非農林業別にみると、農林業では雇用者七万の増加に対し、自営業主三万、家族従業者四六万をそれぞれ減少して、農林業就業者全体では四二万、二・五％の減少となった。非農林業では就業者全体で一五万を増加し、そのうちでは雇用者の増加が著しく一二九万、自営業主、家族従業者はそれぞれ一四万、五万を増加している。したがって、農林業就業者の全就業者に対する割合は、一九五六年の三九・八％から三七・八％と下り、また雇用者の全就業者に対する割合は四一・四％から四三・五％へ高まっている（第23表）。

第23表　農・非農従業上の地位別就業者数
（1月～12月平均，単位　万人）

従業上の地位	1954年	1955年	1956年	1957年
全産業	3,998	4,131	4,210	4,319
農林業	1,679	1,718	1,675	1,633
自営業主	549	559	562	559
家族従業者	1,073	1,105	1,051	1,005
雇用者	57	54	62	69
非農林業	2,319	2,413	2,536	2,689
自営業主	498	514	521	535
家族従業者	337	340	332	337
雇用者	1,483	1,556	1,682	1,811

非農林業就業者の増加を産業別にみると、前年に比べて増加の著しいのは製造業四九万（一・二％）、次いで卸小売・金融業三一万（〇・七％）、サービス業二六万（〇・六％）、建設業一八万（〇・四％）などで、鉱業も一三万（〇・三％）を増加した。一方、減少したものに公務二万（〇・一％）がある（第24表）。

完全失業者数は年平均で五三万、前年に比べて一一万（一七・二％）を減少しているが、三月には八二万にのぼった。

以上の就業者と完全失業者を合わせた労働力人口は四三七一万、前年に比べて月平均九七万（二・三％）を増加し、一四歳以上人口六三六〇万に対するその割合、すなわち労働力率は六八・六％と前年よりもわずかながら増加した。

第24表　産業別就業者数
（1月～12月平均，単位　万人）

産業	1954年	1955年	1956年	1957年
全産業	3,998	4,131	4,210	4,319
農林業	1,679	1,718	1,675	1,633
非農林業	2,319	2,413	2,536	2,686
漁業水産業	56	54	58	63
鉱業	60	52	46	59
建設業	168	178	181	198
製造業	703	715	763	812
卸小売金融業	637	672	701	732
運輸通信公益事業	189	194	206	217
サービス業	379	428	463	489
公務	126	117	116	114

一般・日雇別雇用者

一九五七年平均の雇用者総数一八八〇万人の内訳をみると、経営・事務・技術者六〇七万（三二・二％）、常用労務者・見習徒弟一一〇七万（五八・九％）、日雇労務者一六七万（八・九％）で、雇用者の前年比増加一三六万中七八万（五七・四％）を常用労務者・見習徒弟で占め、経営・事務・技術者も三七万増加している。日雇労務者の増加は二一万であるが、ここで

日雇労務者とは「日々または三〇日未満の期間を定めて雇用されているもの」に限ってあるので、前二者のうちには、後述する臨時工、社外工など相当数の臨時労務者を含むものと考えられる（第25表）。

第25表　従業上の地位別就業者数　（単位　万人）

調査年月	総数[2]	自営業主	家族従業者	雇用者			
				総数	経営・事務・技術者	常用労務者見習徒弟	日雇労務者
1954年平均	39,98	10,47	14,11	15,40	5,54	8,58	1,28
1955年平均	41,31	10,73	14,45	16,10	5,52	9,17	1,41
1956年平均	42,10	10,82	13,83	17,44	5,70	10,29	1,46
1957年平均	43,19	10,94	13,42	18,80	6,07	11,07	1,67

〔備考〕1）従業上の地位は本業によって分類されている。
2）従業上の地位の不詳を含む。
3）1953年1月分から1957年4月分までの数字は1957年11月に発表された「労働力調査改算結果報告」により改訂。
4）総理府統計局「労働力調査報告」による。

次に労働省統計調査部編「毎月勤労統計結果表」から算出された「雇用指数」によって、一九五七年中における雇用の推移を月別にみると次のとおり。

毎月勤労統計調査　雇用、給与および労働時間について毎月の変動を調査するためのもので従来専ら常用労働者三〇人以上の事業所を対象として調査してきたが、一九五七年七月から常用労働者五人以上三〇人未満規模の事業所にまで対象の範囲を拡大して調査するようになり、また五人未満規模の事業所についても毎年一回特別調査を実施して、毎月勤労統計調査の結果を補完することになった。常用労働者および臨時・日雇労働者の定義は次の通り。

常用労働者――常用の雇用労働者であり、重役や理事者であっても事務職員を兼ねて一定の職務に従事し、一般職員と同じ給与規則によって給与をうけるものは常用労働者に含められる。また、臨時および日雇労働者であっても、前二ヵ月の各月において一八日以上、あるいは前六ヵ月に通算して六〇日以上同一事業主に雇用されたものも常用労働者に含められる。

臨時・日雇労働者――三〇日以内の期間を定めて雇用されるものおよび日々雇用されるもの。

雇用指数　まず「常用労働者雇用指数」（一九五一年＝一〇〇）によってみると（第26表）、全産業平均は一一九・四％と前年に比べて五・四％も上昇し、五六年の対前年増加率二・九％を上回ったが、年間の推移をみると、上昇をみせたのは前半だけで、五月にはすでに伸び悩みとなり、六、七月の一二一・一％を最高に、その後は小幅ながら減少をつづけた。この間の減少率は一・二％に当る。七月以降一二月までの減少率をみると、製造業が二・六％で最も大きく、製造業の中では紡織、衣服および身回品、化学（化繊を含む）が約四％、またはそれ以上の減少率で最も高くなっており、これらの産業が雇用減退の主体となっていることがわかる。このような繊維関係産業での顕著な雇用減少と同時に、それ以外の産業においても停滞をみせはじめたため、全産業雇用指数の減退となって現われている。

第26表　常用雇用指数（1951年＝100）

年　月	総数	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信その他の公益事業	建設業（1952年＝100）
1954年平均	111.4	81.3	113.0	138.5	142.6	110.7	143.1
1955年平均	110.0	75.2	111.5	143.1	146.3	110.0	139.1
1956年平均	113.3	75.0	116.1	150.3	148.3	111.1	128.3
1957年平均	119.4	76.1	124.4	161.3	149.3	114.6	132.1
1957年 1月	115.1	75.5	118.7	152.5	146.2	112.8	127.8
2月	115.5	75.6	119.2	152.9	146.1	113.0	129.1
3月	117.0	75.7	121.2	158.0	147.6	113.1	129.8
4月	120.8	76.0	126.9	163.8	150.9	114.2	128.1
5月	120.9	76.1	127.0	163.6	150.5	114.4	130.0
6月	121.1	76.2	127.2	163.7	150.8	114.7	130.5
7月	121.1	76.3	127.0	164.1	150.4	115.0	132.5
8月	120.8	76.2	126.4	163.4	150.1	115.3	134.5
9月	120.5	76.3	125.9	163.1	150.2	115.4	135.9
10月	120.1	76.2	125.1	163.1	149.9	115.4	135.1
11月	119.8	76.6	124.5	163.4	149.6	115.6	135.2
12月	119.6	76.6	123.9	163.4	149.4	115.8	136.2

〔備考〕 1) 月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所）より算出せるもの。
2) 1954年より事業所統計調査の結果を考慮して改訂された新雇用指数を掲載してある。
3) 「毎月勤労統計調査結果表」による。

第27表　臨時・日雇雇用指数（1952年＝100）

年　月	総数	製造業	建設業
1954年平均	112.2	117.2	165.1
1955年平均	106.8	113.5	166.9
1956年平均	127.1	151.1	174.1
1957年平均	134.4	154.9	163.3
1957年 1月	133.0	145.0	160.7
2月	135.9	165.9	167.6
3月	148.9	167.0	189.0
4月	134.3	167.9	142.9
5月	131.7	159.2	145.8
6月	127.9	155.3	134.5
7月	135.9	157.5	154.0
8月	150.3	172.0	173.2
9月	125.8	151.0	156.0
10月	123.0	142.3	179.1
11月	124.0	140.4	163.0
12月	142.4	134.8	193.2

〔備考〕 1) 月末推計労働者数（常用労働者30人以上を雇用する民官公営の全事業所）より算出せるもの。
2) 1954年より事業所統計調査の結果を考慮して改訂された新雇用指数を掲載してある。
3) 「毎年勤労統計調査結果」による。

また、臨時・日雇労働者月間延人員の推移を示す「臨時・日雇労働者雇用指数（一九五二年＝一〇〇）でみても、五七年の全産業平均は一三四・四％で前年より五・七％増となったが、五六年の対前

区分	七月％	一二月％	減少率％
紡織	九八・〇	九四・二	三・九
衣服および身回品	一三二・九	一二一・二	八・八
化学	一二二・五	一一七・九	三・八
ゴム	一三七・五	一三三・四	三・〇
皮革	一〇九・五	一〇六・二	三・〇
第一次金属	一二三・一	一二〇・三	二・三
機械	一三八・七	一三四・〇	三・四
電気機械器具	一六四・八	一六一・四	二・一

年増加率一九・一%に比べるとその増加率はかなり低下している。そして、常用労働者の場合に比べて季節的変動がはげしく、後半における減少傾向はいっそう著しい。例年高水準を示す一二月でも一四二・四%にとどまり、前年同期（一五八・八%）を一〇・四%も下回っている（第27表）。

第28表　企業整備実施状況（1957年計）

区分 / 年月	規模別企業整備事業所数					整理前従業員数	整理人員
	計	500人以上	499人100人	99～15人	14人以下		
1956年計	2,894	367	670	1,437	420	968,071	125,882
1957年計	4,154	589	915	2,096	554	1,395,762	181,471
1月	155	23	38	65	29	59,950	6,151
2月	118	14	30	58	16	35,755	6,007
3月	202	28	30	114	30	82,147	7,647
4月	207	24	48	100	35	59,485	8,441
5月	265	26	36	157	46	61,101	10,442
6月	211	29	45	108	29	64,369	10,966
7月	368	47	79	188	54	99,760	14,431
8月	517	70	116	268	63	164,477	18,600
9月	486	95	107	225	59	222,614	22,082
10月	443	83	113	205	42	210,634	23,497
11月	498	64	113	258	63	146,828	20,053
12月	684	86	160	350	88	188,642	33,154

〔備考〕 1) 労働省「労働市場年報（1957年）」による。

企業整備状況　労働省職業安定局調べによる一九五七年一ヵ年間の企業整備状況は第28・29表のとおり。

（注）「企業整備状況」は各地の公共職業安定所の係員が特に大量の労働異動が発生し、または発生するおそれのある事業所の雇用をそのつど訪問して調査した結果であって、雇用主訪問が大企業にかたよっているために、比較的小規模の事業所の企業整備状況を網羅していない。特に大都市においてその傾向が強く、したがってこの数字はわが国における企業整備の全体を示すも

第29表　企業整備実施状況（産業別，1957年計）

区分 / 産業名	規模別事業所数					整理人員
	計	500人以上	499人～100人	99人～15人	14人以下	
合計	4,154	589	915	2,096	554	181,471
農業	8	—	1	7	—	145
林業および狩猟業	24	2	17	5	—	3,580
漁業および水産養殖業	9	4	2	3	—	1,881
鉱業	182	10	57	94	21	9,256
建設業	247	15	65	139	28	15,763
製造業	2,893	377	634	1,521	361	107,553
卸売および小売業	287	1	19	163	104	5,227
金融および保険業	9	1	—	7	1	161
不動産業	2	—	1	1	—	53
運輸通信およびその他の公益事業	154	19	63	61	11	4,649
サービス業	331	158	53	92	28	32,859
公務	8	2	3	3	—	344
分類不能の産業	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 労働省「労働市場年報（1957年）」による。

のではなく、大体の動向を知るためのものである。

一九五七年平均の企業整備事業所数ならびにその整理人員は三四六、一万五一二三人で、それぞれ五六年より一〇五（四三・六％）、四六三三人（四四・二％）増加している。ともに六月まで五五、五六年より低位にあったが、以後急増し、九月以後は毎月過去三年間中で最も多くなった。整理人員が五六年より減少した産業は鉱業、公務、金融および保険業、不動産業などであって、その他の産業、特に製造業中の多くの業種で増加している。

以上にみるように、一九五七年下半期以降雇用事情は目だって悪化してきている。そして、労働省が一二月二七日発表した見解（「来年度の雇用・失業の見通しについて」）によってみても、一九五八年における展望は、つぎのとおりであった。

一　経済情勢は昭和三二年度末から三三年度上半期が〝底〟であるとの見通しが行われている。

従ってデフレの底が学校卒業者の入職期であるため企業の新採用が手控えられ、また経済緊縮の影響が雇用・失業に及ぶのは半年一年のズレがあることなどから、来年度の雇用・失業の見通しには重大な悲観的要素がある。

一　わが国雇用の核心をにぎる繊維、造船、鉄鋼、機械産業は軒なみに先行き悪化が予想されており、これら産業で合計一四万から一六万人の解雇が推測される。

一　臨時、日雇労働者は最近激増しているが、これは不況期には真先きに解雇の対象となり、また中小企業の下請事業場の整備、倒産による離職者も少なからず出る見込み。

一　米駐留軍の撤退、石炭鉱業合理化基本計画の実施、製塩施設の合理化、繊維工業の設備制限実施などの特殊な原因で合計一四万人の失業者が予想される。

第二章　労働移動

労働移動の状況を労働統計調査部編「労働異動調査報告（昭和三一年度分）」（一九五七年六月刊）によってみよう。

労働異動調査　毎月勤労統計調査の補足的調査として、主要産業における常用労働者の入職、離職状況すなわち労働異動の実態を明かにするためのものである。一九五七年一月に五六年一月から一二月までの一ヵ年間の事実について実施された同調査の対象事業所は、建設業およびサービス業を除く毎月勤労統計全国調査の対象事業所から一定の割合で抽出された約三五〇〇事業所であって、そのうち集計されたのは未回答および記入不備を除いた三二四八事業所（九四％）であった。なお、統計表新規入職者の定義は左のごとくである。

新規入職者――毎月勤労統計調査の増加労働者のうち、調査期間中に新たに雇用契約を結んで常用労働者として入職したもののことであり、臨時又は日雇の労働者で調査期間中に常用労働者の定義（「毎勤」に同じ）に該当するに至ったものを含む。従って、同一企業内の他事業所からの転勤者、給与の支給が停止されていた在籍中の労働者で調査期間中に給与の支給が復活した者並びに同一事業所内における異動昇格等により「毎勤」の増加労働者数の欄に計上された者は含まない。

入職状況　毎月勤労統計調査による一九五六年中の増加労働者数は、調査産業総数で一三二万八千人であったが、このうち同一企業内の転勤者と給与支給の復活者を除いた新規入職者数はその八一％に当る一〇七万八千人であった。これを在籍労働者数との関連から

32表のとおり。

離職状況　同じく一九五六年中の減少労働者数は、調査産業総数で一〇七万四千人であったが、このうち同一企業内の転勤や給与支給の停止を除く）は一・二％であった。離職者についての勤続年数、離職理由別構成は第33表のとおり。

第30表　産業別労働異動率（％）

産業	入職率 1955年平均 (a)	入職率 1956年平均 (a)	入職率 1956年平均 (b)	離職率 1955年平均 (a)	離職率 1956年平均 (a)	離職率 1956年平均 (b)
総数	1.6	2.0	1.6	1.6	1.6	1.2
鉱業	2.1	2.3	1.4	2.4	2.2	1.3
製造業	1.8	2.3	2.0	1.8	1.8	1.5
卸売および小売業	1.8	2.0	1.8	1.6	1.5	1.3
金融および保険業	1.7	1.6	1.0	1.5	1.6	0.8
運輸通信およびその他の公益事業	1.0	1.1	0.8	1.0	0.9	0.6

〔備考〕 1) (a)は同一企業内の転勤および給与支給の復活，または停止等を含み，(b)は含まない。
2) 入職率，離職率は月間の減少，増加労働者数を前月末労働者数で除したものの年平均である。

一般職業紹介　一九五七年の職業紹介状況を労働省職業安定局の業務報告（第34表）によってみると、公共職業安定所における新規一般求職は月平均で四三万一千人、五六年に比べて二万五千人（六・二％）を増加したが、月間有効求職は一万九千人（一・六％）を減少して一一八万人であった。一方、月間有効求人は五七年月平均月平均減少率は同じく一・六％で、離職率（転勤および給与支給の停止を除く）は一・二％であった。これらの入職者の入職経路、前職経歴構成は第30表のごとく、五五年の月平均増加率（同一企業内の転勤及び給与支給の復活を含む）一・六％に対し、五六年は増加率が二・〇％であり、入職率（転勤および給与支給の復活を除く）は一・六％であった。これらの入職者の入職経路、前職経歴構成は第30表のごとく、五五年の月平均減少率一・六％に対し五六年の

第31表　事業所規模別労働異動率（％）

区分		入職率 1955年平均 (a)	入職率 1956年平均 (a)	入職率 1956年平均 (b)	離職率 1955年平均 (a)	離職率 1956年平均 (a)	離職率 1956年平均 (b)
調査産業総数	500人以上	1.1	1.5	1.1	1.2	1.1	0.7
	100～499人	1.8	2.0	1.7	1.7	1.6	0.9
	30 ～ 99人	2.3	2.6	2.2	2.2	2.2	1.8
製造業	500人以上	1.1	1.7	1.3	1.2	1.2	0.8
	100～499人	2.1	2.5	2.2	2.0	1.9	1.6
	30 ～ 99人	2.6	3.0	2.7	2.6	2.5	2.2

〔備考〕 1) (a)は同一企業内の転勤および給与支給の復活または停止等を含み，(b)は含まない。
2) 入職率，離職率は月間の減少，増加労働者数を前月末労働者数で除したものの平均である。

第32表　産業および前職経歴，入職経路別新規入職者の構成（1956年）

産業	計	前職経歴					入職経路				
		未就業者		既就業者							
		新規学卒者	その他	農林，水産業にいた者	製造業，鉱業，建設業にいた者	その他の産業にいた者	安定所経由	学校紹介	縁故	新聞広告門前街頭等の貼紙	その他
総数	100.0	31.8	13.2	8.7(1.8)	24.5(13.8)	21.8(8.3)	31.1	11.9	38.4	9.7	8.9
鉱業	100.0	7.2	5.7	18.9(5.4)	54.6(38.4)	11.8(3.0)	14.7	2.9	65.5	2.6	14.3
製造業	100.0	32.5	13.5	8.9(1.6)	28.0(15.5)	17.1(4.6)	37.5	10.8	35.6	8.5	7.5
卸売および小売業	100.0	49.9	18.0	1.1(0.4)	2.4(0.3)	28.7(9.2)	16.1	27.2	33.3	16.9	6.6
金融および保険業	100.0	54.9	16.3	5.8(2.4)	5.6(0.2)	26.4(8.4)	3.6	33.1	34.5	14.9	13.9
運輸通信およびその他の公益事業	100.0	24.8	10.8	8.2(1.7)	8.1(4.1)	48.0(32.0)	19.4	7.2	45.5	13.2	14.7

〔備考〕（ ）内の数字は有経験者を示す。

第33表　産業および勤続年数，離職理由別離職者構成（1956年）

産業	計	勤続年数							離職理由					
		6カ月未満	6カ月以上9カ月未満	9カ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	雇用契約期間終了	事業経営の由上理による解雇	死亡，傷病および停年による離職	人本の適による不格解雇	人本の都による不合解雇	任意退職
総数	100.0	32.9	11.6	7.4	12.0	19.0	11.5	5.6	11.1	9.4	5.7(3.0)	1.8	4.1	67.9
鉱業	100.0	31.8	12.3	9.5	10.9	15.0	10.9	9.6	5.6	9.8	10.5(5.2)	2.8	4.5	66.8
製造業	100.0	34.6	11.8	7.6	12.1	19.1	11.0	3.8	12.3	9.2	4.2(2.0)	1.2	4.2	68.8
卸売および小売業	100.0	25.6	9.5	7.3	14.8	25.3	15.2	2.3	4.9	5.3	3.6(1.4)	1.3	4.2	80.7
金融および保険業	100.0	22.7	9.2	6.5	11.6	20.4	18.5	11.0	4.0	5.1	10.7(8.1)	11.4	1.7	67.1
運輸通信およびその他の公益事業	100.0	31.7	11.6	5.3	10.4	16.7	10.9	13.3	13.1	13.6	11.1(6.7)	1.9	3.9	56.4

〔備考〕（ ）内の数字は停年による離職者を示す。

で五七万二千人、前年に比べて一一万四千人（二四・九％）も増加したので、労働市場はかなりに緩和され、就職率も前年の一五・七％から一七・五％へと高まった。しかし、月別の推移では有効求職数は六月まで減少をつづけた後ほぼ横ばいに止まったが、有効求人数は一月に前月比約三倍の九三万人に急増してからは毎月大幅に減少し、一二月には遂に三三万一千人となった。

日雇職業紹介　一九五七年中の公共職業安定所登録日雇労働者数は月平均で四千人（〇・九％）を前年より減少して四七万人となり、五月までは月々減少し、以後増加の傾向である。失業対策事業紹介適格者も月平均で七千人（二・一％）減で三二万四千人、それは全

第34表　一般労働職業紹介状況

年　月	新規求職申込件数	月間有効求職者数 A	新規求人数	月間有効求人数	就職件数 D	就職率 D/A
	千件	千人	千人	千人	千件	%
1954年平均	376	1,166	196	348	146	12.5
1955年平均	390	1,283	206	353	158	12.4
1956年平均	406	1,199	259	458	188	15.7
1957年平均	431	1,180	297	572	207	17.5
1957年 1月	924	1,546	806	930	316	20.5
2月	384	1,420	312	891	297	20.9
3月	396	1,287	291	779	245	19.0
4月	400	1,199	289	711	215	17.9
5月	406	1,144	268	613	200	17.4
6月	365	1,075	240	497	193	17.9
7月	441	1,109	257	444	194	17.5
8月	373	1,087	244	409	159	14.6
9月	372	1,072	240	426	163	15.2
10月	390	1,092	246	436	174	16.0
11月	363	1,072	205	398	169	15.7
12月	355	1,059	163	331	157	14.8

〔備考〕 1)　一般とは常用労働（雇用期間の定めなきとき，または4ヵ月以上の期間ある仕事）と臨時労働（1ヵ月ないし4ヵ月の雇用期限ある仕事）をあわせいう。
2)　「職業紹介業務月報」による。

登録日雇労働者の約七〇％を占める。

就労状況についてみると、一九五六年に比べて月平均延数で二万八千（〇・三％）を増加して八二四万四千となった。そのうち、一般失業対策事業、地方失業対策事業、臨時就労対策事業、特別失業対策事業などの全失業救済事業への就労数は前年比月平均五万六千（一・〇％弱）減少して、五八三万七千となり、全日雇就労延数の七〇・八％を占めていたことになる。民間事業への就労月平均一八三万六千は前年より一一万一千（六・六％）の増加である。日雇のあぶれは前年より月平均で一三万八千（一〇・一％）を減少し、一二三万三千となった（第35表）。

第35表　日雇労働職業紹介状況

年　日	求職総延数	新規求人数（延数）	就職実人数	対業実失業策事労員就人員	不月間就労者延数
	千人	千人	千人	千人	千人
1954年平均	7,520	6,436	337	251	1,111
1955年平均	9,099	7,616	400	290	1,492
1956年平均	9,920	8,557	435	311	1,372
1957年平均	9,857	8,632	435	299	1,233
1957年 1月	9,638	8,522	455	326	1,128
2月	9,838	8,947	462	318	900
3月	10,645	9,785	461	317	864
4月	9,397	7,924	417	297	1,484
5月	9,664	8,114	416	295	1,568
6月	9,185	7,852	415	291	1,355
7月	10,017	8,687	427	294	1,354
8月	10,111	8,871	434	289	1,233
9月	9,451	8,038	425	284	1,407
10月	10,062	8,636	430	281	1,442
11月	9,671	8,441	432	283	1,244
12月	10,607	9,763	449	313	818

〔備考〕 1)　日雇とは日々改めて紹介され，あるいは1ヵ月未満の雇用期限を定めて紹介される仕事をいう。
2)　「職業紹介業務月報」による。

第三章　新規卒業者の就職状況

一九五七年春の中学・高校卒業者の就職状況を労働省職業安定局の資料によってみよう（第36・37・38表）。

一九五七年三月末の中学・高校新規卒業予定者を対象とした帰す見込調査によると、中学卒業見込者は一九九万人、高校卒業見込

第36表　新規学校卒業者職業紹介状況（1957年6月末）

区分	中学校 計	中学校 男	中学校 女	高等学校 計	高等学校 男	高等学校 女
求職者実数	463,070	234,188	228,932	188,303	98,219	90,084
(求職申込件数)	575,579	288,909	286,670	305,188	150,395	154,793
新規求人数	680,425	361,732	318,693	293,815	176,630	117,185
就職件数	442,099	217,219	224,880	178,931	94,547	84,384
職業補導所入所数	19,635	16,044	3,591	2,543	1,167	1,376
就職率(%)	99.7	99.6	99.8	96.4	97.4	95.2

者は七二万三千人と推定され、そのうち他人に雇用されることを希望する者（自営または家業就業希望者を含まず）は中学六二万三千人、高校三八万七千人とあわせて一〇一万人の多きに達していた。

そして、縁故就職希望者を除いて、一九五七年六月末までに公共職業安定所ならびに職業安定法第二五条の三の学校（職業紹介に関する業務の一部を負担している学校）において取り扱った求人、求職、就職等の状況は第36表のとおりである。

中学校　まず中学校求職者数は四六万三千人で、前年度に比し五万八千人（一一・三%）増加したが、一方最終的な新規求人数も経済界の好調を反映して六八万人と例年にみられない最高（従来の最高は五一年度の五一万一千人）で、対前年度比では三三・二%増の伸びをみせ、四四万二千人を就職させたほか、二万人を職業補導所に入所させ、その就職率は九九・七%の高率であった。

就職率を性別にみると、女子のほうが男子のそれをわずかではあるが上回っている。これは就業者の約八〇%近くを占める製造業の

第37表　中学校・高等学校卒業者の産業別求人，就職状況

	産業別	求人 求人数	求人 全数に対する百分比	求人 対前年度増減	就職 就職者数	就職 全数に対する百分比	就職 対前年度増減	充足率
		人	%	%	人	%	%	%
中学校	農，林，漁業および鉱業	2,978	0.4	△0.3	2,533	0.6	△8.8	85.1
	建設業	12,261	1.8	28.8	7,225	1.6	9.5	58.9
	製造業	490,729	72.2	45.2	329,459	75.3	31.1	67.1
	卸売および小売業	111,111	16.3	10.4	57,929	13.2	△11.0	52.1
	運輸通信およびその他の公益事業	9,283	1.4	43.3	6,621	1.5	2.2	71.3
	サービス業	52,751	7.7	4.6	33,562	7.5	△9.2	63.6
	その他（金融，不動産，公務）	1,499	0.2	1.5	1,189	0.3	2.1	79.3
	計	680,617			437,517			64.3
高等学校	農，林，漁業および鉱業	4,078	1.4	14.9	3,089	1.7	7.8	75.7
	建設業	7,759	2.7	13.5	5,248	2.9	23.0	67.6
	製造業	120,789	41.1	64.1	72,599	40.4	42.5	60.1
	卸売および小売業	94,517	32.2	36.9	57,094	31.8	17.8	60.4
	金融保険および不動産業	23,762	8.1	23.7	13,226	7.4	49.1	55.7
	運輸通信およびその他の公益事業	20,752	7.1	34.0	12,959	7.3	25.7	62.4
	サービス業	17,255	5.9	17.3	11,615	6.5	7.3	67.3
	公務	4,265	1.5	0.0	3,449	2.0	0.0	80.9
	計	293,180			179,280			61.1

〔備考〕　対前年度増減欄の△印は減を示す。

うち、比較的規模の大きい事業場を有する繊維産業部門への女子の就職率が多かったためである。

産業別求人、就職状況では求人総数の七二%、就職総数の七五%を占める製造業を最高とし、次に卸売および小売業、サービス業の順で多く、この上位三産業で求人、就職とも全体の九六%を占め、特に女子の場合は製造業のうち紡織業のみで女子に対する全求人数の四二%の多きを数えている。就職の状況を規模別にみると、一五～九九人以下の事業所に対する就職が最も多く、五〇〇人以上の事業所への就職が最も低く、女子の紡織業における大規模事業所への多数の就職を除けば大部分が中小企業の事業所へ就職していることがうかがわれる。

なお、都道府県別にみて就職者数の最も多いのは東京都の二万九七〇〇人、次に愛知県の二万五四〇〇人、大阪府の二万四千人で、北海道、福島、群馬、埼玉、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、三重、京都、兵庫、福岡、鹿児島の各道府県が就職者数一万人を越えている。

第38表　事業所の規模別就職状況

規模別	中学校	高等学校
	就職者（同割合）	就職者（同割合）
14人以下	135,323人（30.9%）	39,942人（22.3%）
15～99人	143,543（32.8）	67,638（37.7）
100～499人	88,651（20.3）	40,665（22.7）
500人以上	70,000（16.0）	31,035（17.3）

高等学校　求職者数は一八万八千人で、前年度に比し九千人の増加である。これは卒業見込者が前年度よりも減少を示しているのに比し、就職希望者が年々増加しつつある事実を物語る。求人においてもその数二九万四千人と中学の場合同様大幅な伸びを示し、前年度に比し八万九千人（四三・二%）の増加で、求人者数に対する求職者数の比率においても九六・三%に達しており、一七万九千人を就職させたほか、三千人を職業補導所へ入所させることができ、就職率は九六・四%を示した。産業別にみると、ここでも製造業は最高の求人数を有しているが、全体の四一%にすぎず、中学校の場合に比べて卸売およ

第39表　卒業後の状況　（単位　人）

学校種別		卒業者	進学者	就職者	就職しつつ進学している者	無業者	死亡者	不詳
中学校	1956年3月	1,871,682	896,727	732,918	64,279	152,373	259	25,126
	1957年3月	1,997,931	960,121	797,507	67,129	148,293	314	24,567
高等学校	1956年3月	755,847	114,603	383,946	6,503	209,318	175	41,302
	1957年3月	731,036	111,670	420,879	6,019	164,112	163	28,193
短期大学	1956年3月	31,117	2,817	15,122	1,154	9,203	17	2,804
	1957年3月	31,903	2,938	16,277	947	8,903	6	2,832
大学	1956年3月	107,867	6,151	78,468	512	9,897	13	9,963
	1957年3月	113,542	5,408	86,887	421	9,504	15	8,225
大学院	1956年3月	2,702	1,042	1,194	35	163	1	267
	1957年3月	1,825	967	1,389	19	128	—	322

〔備考〕 1)　「文部統計速報」による。
2)　大学卒業者には別にインターン2,863(1956年)，3,082(1957年) がある。

第40表　学校種別卒業者のうち就業者の産業別数　（1957年度，単位　人）

産業別	中学校	高等学校	短期大学	大学
総数	864,636	426,898	17,224	87,308
農業	170,438	49,525	324	460
林業および狩猟業	3,495	1,421	12	194
漁業および水産養殖業	15,104	2,225	24	178
鉱業	3,130	4,321	107	961
建設業	12,201	12,845	355	2,923
製造業	433,531	139,186	3,585	26,715
卸売および小売業	99,180	101,112	1,894	12,063
金融および保険業	1,550	21,970	852	6,645
不動産業	165	724	14	341
運輸通信およびその他の公益事業	11,711	28,647	1,035	5,661
サービス業	75,556	24,543	5,798	23,237
公務	2,352	21,975	2,028	4,852
その他	36,223	18,404	1,196	3,078

〔備考〕　「文部統計速報」による。

び小売業が相当高い率を示す。また、金融および保険業が約八％を占め、ことに公務で一・五％の求人をみているが、中学校に対してはこの産業部門からの求人がほとんどみられなかった点で相違している。規模別の就職状況では、中学校同様一五～九九人の事業所に対する就職が最も多いが、一〇～四九九人の事業所と一四人以下の事業所への就職がほぼ同率である点で相違する。

都道府県別にみて就職者の多いのは東京都の一万八二〇〇人、次に大阪府一万五四〇〇人、北海道一万三八〇〇人で、神奈川、兵庫の二県が就職者数一万人を越えている。

なお、一九五七年七月一日現在における同年三月学卒者の状況を文部省編「文部統計速報」（八四号、一九五八年一月刊）によってみると第39・40表のとおりである。

中小企業と集団求人　新規学校卒業者の雇用について、最近の新聞紙上には、同一地域、同一事業の多数の求人者が協同して集団的求人を申込み、雇用条件も統一して改善向上を図り、その充足を容易にしている事例がしばしばみられ、中小企業特に商店の求人では相ついでこの方式による関係が増加している。

一九五六年三月の卒業者を対象として六大都府県の職業安定機関に申込まれた集団求人についてこれをみると、その件数は六一件で求人数は五三八六人であった。これに対して二三三八人を就職させ

第41表　集団求人の実施状況

（1956年度，　6大都府県取扱数）

業種	団体数	求人数	就職者数	充足率
		人	人	%
理容師	6	155	169	109
自動車整備工	1	43	41	93
看護婦	2	66	59	89
製パン工	1	23	20	87
菓子工	2	305	256	84
左官および板金工	2	175	144	82
美容師	8	257	198	77
プレス工	1	56	41	73
紙器工	1	102	64	63
家具工	1	271	170	63
製綿工，メリヤス工	3	263	124	47
洋服仕立工	2	166	50	30
織物工，カヤ製造工	5	1,170	355	30
クリーニング工，洗染工	7	631	106	17
米穀販売店員	1	46	6	13
麺類販売店員	2	114	2	2
出版物小売店員	1	10	0	0
小計	46	3,853	1,805	47
地域別計	15	1,533	533	35
合計	61	5,386	2,338	43.4

たので、その充足率は四三％である。六一件のうち業種による集団は四六件求人数三八五三人で、地域による集団求人は一五件で求人数一五三三人である。業種別のものは第41表のとおりで、その業種は二〇種類に及び、一八〇五人を就職（充足率四六・八％）させている。ただ同表における充足率はその構成団体数が少なく、構成団体の求人条件による個別的影響を多分にうけているので、これを直ちに各業種の全体的充足状況として即断することは危険であるが、一応その傾向をみるためにこれを分析すると、充足率の高い業種は理容師を最高として、次に自動車整備工、看護婦の順で、反対にメンス類販売（そば屋）店員と出版物小売店の充足率が最も低く、この種の職業が特に就職希望者の少ない充足困難な職業であることを明らかにしている。

第四章　失業

第一節　概況

わが国のような経済的事情のもとでは、失業者は国勢調査や労働力調査で定義する「完全失業者」に含まれない、いわゆる不完全失業者ないしは潜在失業者として広範囲に存在する。そして、就業構造基本調査は人口の就業状態を両調査の場合のように一週間という限定された期間によって調査するのではなく、平常の状態によって調査し、また、転職希望、追加就業希望といった主観的希望意識のほかに、就業時間、所得など客観的な事実の面からの就業状態の把握を試みるなど、わが国における潜在失業の状況を明らかにすることを目的として実施された。従来この意味の調査としては、労働力調査に付帯する臨時的な調査が約四千世帯、その常住者一四歳以上のもの一万五千人を対象としておこなわれていたが、その規模がきわめて小さかった。

ところで、ここでいう不完全就業者もしくは潜在失業者とは何かという概念規定については、わが国でも種々研究されてきており（「潜在失業の概念について」、労働省労働統計調査部編「労働統計調査月報」第八巻第一号所載参照）、さらに、第二次大戦後では後進国開発の問題と関連して後進国の失業――不完全就業問題が、国際的視野において広範にとり上げられるようになった。たとえばILOの公式報告――一九五〇年のAction against Unemployment（労働統計調査部訳『各国の雇用及び完全雇用政策』）――では、失業の主要形態を分類し、資本設備または他の補助手段の不足により生ずる失業が、未開発諸国での慢性的不完全就業の原因であるとしている。また、各国におけるこの問題についての諸成果の発展と問題の重要性に鑑みて、ILOでは第九回労働統計家会議（一九五七年四月二四日～五月四日）で、「不完全就業の測定に関する決議」を採択し、その中で不完全就業の定義あるいは存在形態について一応の結論を示している。すなわち、その決議では「不完全就業とは、フルタイム労働を行っていない就業者が、現在の労働以上に働くことができ、且つその意思を有する場合か、あるいは労働者が改善された生産条件下で労働するか、または技能度を考慮した他の職業に転職すれば、その者の所得ないし生産性が向上するといった場合に生ずるもの」（労働統計調査部海外労働係訳による。以下同じ）とし、その形態を次のように分類した。

一　顕在的不完全就業（visible underemployment）――正常な就労期間より短い期間の就業を意味し、不本意にパートタイム労働に

従事している者。

二　非顕在的不完全就業（invisible underemployment）

(イ)　偽装的不完全就業（disguised underemployment）――労働時間は異常に短縮されていないが、その者の所得が異常に低いか、あるいはまたその者の仕事が能力ないし技能度を十分に活用することを許さない場合。

(ロ)　潜在的不完全就業（potential underemployment）――あるいはまたその者が、生産性の異常に低い事業所ないし経済単位に雇用されている場合。

なお、わが国における不完全就業者数の推計をおこなったものとして、次のものがある。

失業対策審議会「潜在失業に関する調査報告書」、一九五三年三月刊。

人口問題研究会人口対策委員会「潜在失業対策に関する決議」、一九五六年一二月刊。

経済企画庁経済計画資料第一号「雇用政策の目標と経済成長率」、一九五七年三月刊。

また、貧困世帯およびその人員数を推計したものとして、厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査報告」、一九五五年以後毎年。

本章第一節では主として総理府統計局編「昭和三一年就業構造基本調査報告、上、下二巻」（一九五七年三月刊）によって、平常の人口の就業状態、特に就業者中の転職希望者と追加就業希望者、また無業者中の就業希望者等について概観し、第二節以下では、臨時、日雇労働者等不完全就業の諸形態について記述する。

職業構造基本調査　同調査は一九五六年七月一日現在で全国世帯数の約一〇〇分の一に当る約一九万世帯を選び、その世帯に常住するものを、平常の状態によって有業者と無業者とに分ち、左の事項について調査している。すなわち、まず各人の就業状態の決定にあたっては「あなたは何か収入になる仕事をしていますか」という質問によって平常仕事をしている就業者（臨時的な就業者はすべて除外する）とそうでないものを分ける。そしてこの就業者にはさらに「あなたは仕事をおもにしているのですか、それとも家事や通学のかたわらしているのですか」と質問して仕事をもっぱらにしている就業者と内職やアルバイトなど片手間に仕事をしている就業者とを区別する。平常仕事をしていないものにはその理由を尋ね、それによって季節的な仕事であるため、七月一日現在仕事をしていないもの、病気や事業不振などの理由で仕事を休業、休職しているもの、失業しているものその他に分け、このうち季節的理由で仕事をしていないもの、休業、休職中のものも一応有業者として取り扱う。

調査事項次のとおり。

就業者、(1)平常のおもな仕事の産業、職業、従業上の地位、従業人員規模、従業の場所　(2)平常のおもな仕事に対する希望意識、㈠継続希望者、㈡追加就業希望者とその求職活動の有無、求職方法、㈢転職希望者と転職希望理由、求職活動の有無、求職方法　(3)平常おもな仕事の就業の仕方と就業時間　(4)平常おもな仕事からの月あたり収入または年間収益　(5)過去一年間の就業状況　(6)社会保険加入の有無とその種類　(7)平常おもな仕事以外の仕事の種類

無業者、(1)就業希望の有無、㈠新就職希望の理由、㈡希望する仕事の本業、副業別、㈢求職活動の有無、㈣求職方法　(2)過去一年間の就業状況

そのほか世帯主に対して世帯一ヵ月あたり総収入および過去一

が年間における世帯の財産収入、社会保障給付金、生活保護金、仕送金その他の収入をも各種類別に調査する。

調査の結果は全国男女別一四歳以上の人口との割合をもとに全人口の就業状態について推計してある。

同報告によってみると平常の状態が有業者であって、転職を希望する者二一八万、追加就業を希望する者一一一万、また、無業者のうちでその理由として「失業しているから」と答えた者は七九万にとどまるが、転職を希望している者は五七二万、以上あわせて約九〇〇万人がなんらかの仕事を希望していることが明らかになった。

就業・不就業状態別人口　一九五一年七月一日現在における全国一四歳以上人口は六二一三万人で、これを平常の就業・不就業状態によってみると、有業者が三九八六万で一四歳以上人口全体の六四・二%を占め、無業者は二二二万（三五・八%）となっている。男子ではその八一・三%が有業者となっているのに対し、女子では四八・三%が有業者であるにすぎない。有業者のうち実際に就業しているもの三九六三万、それを仕事がおもなものと家事や通学のかたわら仕事をしているもの、すなわち仕事の従なものに分けると、前者三三八三万（八五・四%）、後者五八〇万（一四・六%）となる。男女別にみると、男子では就業者の九八・二%（二三七〇万）が仕事のおもなものであるのに比べ、女子では仕事のおもなものが六五・四%（一〇一三万）で、仕事が従なものの割合が男子よりも高い（第42表）。

第42表　就業・不就業状態別14歳以上人口

（単位　1,000人）

就業・不就業状態	総数	男	女
総数	62,134	29,894	32,240
有業者	39,863	24,296	15,567
就業者	39,629	24,136	15,494
休業者	233	160	73
季節的休業者	38	17	21
非季節的休業者	195	143	52
無業者	22,272	5,598	16,673
失業している者	789	570	218
家事をしている者	11,420	158	11,262
通学している者	5,498	2,937	2,562
その他の者	1,933	1,933	2,631

〔備考〕 1)　自衛隊の営舎内または自衛隊の使用する船舶内の居住者，監獄の在監者（刑事被告を除く）および少年院の在院者はこの調査の結果に含まれていない。

2)　総数欄の数字は，四捨五入の関係でその内訳の合計と必ずしも一致しない。また総数中には不詳の数が含まれている。

有業者の転職希望、追加就業希望および休止希望　有業者を継続希望者（現在の仕事を今後も継続したいもの）、転職希望（ほかの仕事に変りたいもの）、追加就業希望（何か別の仕事を追加したいもの）および休止希望者（仕事をすっかりやめたいもの）に分けてみると（第43表）有業者三九八六万中転職希望者は二一八万（五・五%）、追加就業希望者一一一万（二・八%）、休止希望者三五万（〇・九%）となっている。男女別にみると、男子二四三

第43表　農・非農従業上の地位別転職追加就業者，休止希望者

（単位　1,000人）

農・非農，従業上の地位	転職希望者	追加就業希望者	休止希望者
総数	2,178	1,108	352
自営業主	348	374	104
家族従業員	469	267	94
雇用者	1,361	467	154
農林業	523	418	126
自営業主	63	170	47
家族従業者	353	208	70
雇用者	107	40	9
非農林業	1,635	688	226
自営業主	284	204	57
家族従業者	116	59	24
雇用者	1,235	426	145

〇万のうち一四二万（五・八％）が転職、七五万（三・一％）が追加就業、一一万（〇・五％）が休止を希望しているのに対し、女子では一五五七万中追加就業希望三六万（二・三％）、休止希望二四万（一・五％）となって、転職、追加就業希望の割合が低い反面、休止希望者が実数割合とともに男子を上回っている。また、転職と追加就業の希望者で求職活動をしているものは転職希望者で一〇五万（四八・三％）、追加就業希望者では四九万（四四・二％）いて、男女別では女子に比べて男子の求職率が高い。

転職希望者二一八万のうち五六・七％は非農林業雇用者（一二四万）であって、農林業業主が最も少ない。また、転職希望率（有業者に対する割合）についてみると、最も高いのは農林業雇用者の一四・七％、次いで非農林業雇用者の七・三％といずれも雇用者が高く、家族従業者、自営業主はそれぞれ四・〇％、三・三％である。追加就業希望者についてみても、非農林業が多く（六二・一％）、地位別には雇用者が多い（四二・一％）ことに変りはないが、それぞれの間の開きは転職希望者ほどでない。これを要するに、農・非農を問わず、自営業主や家族従業者では転職よりも追加就業をより多く希望し、雇用者では転職をより多く希望しているものとみることができる。

無業者の就職希望　無業者二二二七万のうち就業希望者は五七二万（二五・七％）あるが、このうち実際に求職活動をおこなっている者は二八七万（五〇・二％）である。また、就業希望者のうち仕事を本業として希望している者二〇三万に対して副業希望者は三六五万で副業希望のほうが多い。本業希望者のうちでは一四三万が求職者である。男女別にみると、無業者の多い女子の就業希望者が多く、男子一五九万に対し女子四一二万であるが、就業希望率（無業者に対する割合）でみると、男子二八・四％に対し女子は二四・七％と男子のほうが高い。就業希望者のうち求職活動をしている者の割合も男子六三・二％に対し女子は四五・二％にすぎず、また男子は六〇・四％が本業としての仕事を希望しているが、女子はその率がわずかに二六・〇％である。不就業状態別にみると、家事をしている者の就業希望者が最も多く三〇八万（五三・九％）を占め、次いで通学している者一一三万（一九・八％）、

第44表　不就業状態および就業希望の有無別無業者　（単位　1,000人）

不就業状態	総数	就業希望者					就業非希望者
		総数	本業希望者		副業希望者		
			総数	うち求職者	総数	うち求職者	
総数	22,272	5,715	2,033	1,428	3,645	1,429	16,544
失業している者	789	761	706	631	52	35	27
家事をしている者	11,420	3,080	609	387	2,455	932	8,338
通学している者	5,498	1,134	241	128	883	362	4,363
その他の者	4,564	740	477	283	255	100	3,815

第45表　理由別就業希望者　（単位　1,000人）

理由	総数	男	女
総数	5,715	1,591	4,124
失業している	868	570	297
学校を卒業した	428	162	266
失業したのではないが生活困難	1,302	126	1,176
余暇ができた	1,002	42	959
学資・小遣いなどを得たい・その他	2,098	687	1,411

失業している者の七六万（一三・三%）、その他の者七四万（一二・九%）となっているが、就業希望率でみると失業している者は九六・五%が就業を希望しているのに対し、通学している者、家事をしている者ではその割合がそれぞれ二〇・六%、三七・〇%にすぎない（第44表）。

また、就業を希望する理由にみると、「失業している」あるいは「学校を卒業した」、「失業したのではないが生活困難になった」ためなどのやや強い理由によるものが二六〇万で四五・五%を占めている（第45表）。

人口問題研究会人口対策委員会による潜在失業の現状分析　同委員会は、一九五五年二月以来潜在失業問題とその対策について審議を重ね、五一年一二月一四日「潜在失業対策に関する決議」成案を採択したが、そのなかで潜在失業の現状を、つぎのように要約している。一　潜在失業者層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近は都市においてもまた急速度に肥大しつつある。二　国民経済の成長に対応して潜在失業者層もまた肥大しつつあり、少なくとも現象的事実として両者は明らかに相互背反的運動形態をとっている。三　潜在失業者層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」に示されたとおり、貧困と疾病との相互拡大その他の悪循環的運動をよぎなくされている。

失業保険業務状況　失業者数の動きを示す別の資料「公共職業安定所失業保険業務状況」（労働省職業安定局調べ）をみると第46表のごとく、まず一般失業保険受給者実人員は五七年平均三〇万九二一一で、前年より二万一三一四（六・四%）を減少し、八月までは過去三ヵ年のうちで最も少なかったが、九月以後漸増し五六年を上回ってきている。一方、日雇失業保険では月平均初回受給者九・六%給付延人員一三・三%を減少して、それぞれ一〇万七八八〇人、四

第46表　失業保険業務状況（一般・日雇）

年　月	一般失業保険				日雇失業保険		
	離職票受付件数	受給者実人員	支給終了者	受給期間満了者数	初回受給者数	給付延人員	1人平均受給日数
	件						
1954年平均	94,424	465,364	39,600	29,326	93,490	466,861	4.99
1955年平均	78,841	469,282	47,566	36,262	125,816	626,850	4.98
1956年平均	65,607	330,525	40,301	28,930	119,364	575,936	4.83
1957年平均	69,982	309,211	34,112	24,018	107,880	499,496	4.63
1957年 1月	100,157	338,530	32,294	29,309	163,674	967,037	5.91
2月	59,869	345,567	30,537	22,602	51,146	210,581	4.10
3月	54,077	345,639	47,791	28,745	50,882	204,775	4.02
4月	69,269	323,373	60,519	25,651	134,248	535,391	3.99
5月	68,796	285,786	35,752	25,750	144,839	997,283	6.89
6月	52,870	272,118	24,977	20,053	124,294	668,434	5.38
7月	56,739	278,450	26,345	18,184	115,511	864,335	7.48
8月	57,676	280,953	26,919	18,321	95,488	466,468	4.89
9月	60,974	285,357	28,595	17,731	144,021	626,473	4.35
10月	74,980	302,147	32,613	18,024	121,845	561,233	4.61
11月	73,115	310,703	31,582	19,564	112,686	460,358	4.09
12月	111,258	341,906	31,414	44,281	35,926	201,010	5.60

〔備考〕　「失業保険事業月報」による。

九万九四九六人であった。

第二節　臨時・日雇労働者

関西経営者協会では臨時工制度について、一九五〇年六月以降、五一年六月、五三年八月、五六年六月と過去四回にわたって調査を実施してきたが、五七年二月現在における五回目の調査を実施して、その結果を同協会調査資料第一四〇号「臨時従業員の実態（昭和三二年度版）」としてとりまとめた。以下同調査資料によって臨時従業員の実態をみよう。

同調査は、臨時従業員問題をめぐる最近の社会経済情勢および労働組合側の動向に対する新しい事態を分析する必要から試られたもので、その調査対象を従来の鉱工業方面の現場作業に従事するいわゆる臨時工から、広く消費、事務部門にまで拡め、「常用従業員への登用」制度の有無の項目などをつけ加えるほか、「労働条件や労働能率の格差」等の問題についても直接対象会社から意見を求めている。調査表は同協会会員である七四九会社もしくは事業所（団体会員を除く）に配付されたが四月二三日までに回答をえたもの一三八社（回答率一八・四％）で、その実態を明かにしている。また、臨時従業員とは左のごとく定義されている。

臨時従業員――通常用いられている臨時工はもとより、そのほかに消費部門や事務部門、厚生施設などに雇用されている臨時の身分を有する者を総称する。そして、直接事業所と労働契約を結んでいる場合のみを指し、間接雇用の場合を含まない。この臨時従業員をさらに日雇を除く臨時従業員と日雇とに区分する。その日雇とは実質的な日雇労働者といわれる者のみを指し、たとえ毎日賃金が支払われていても特定の者が継続して使用されており労働契約が最初一回だけなされているような場合は日雇としての分類をしていない。

一　日雇を除く臨時従業員の実態

(1)　事業所数および雇用状況　臨時従業員を雇用している事業所は全調査対象数である一一三八事業所中、一〇〇事業所（七二・〇％）、そのうち日雇を除く臨時従業員を雇用している事業所は九〇事業所であり、その従業員数の推移を五七年二月末とで比較してみると、全体的にいってその一年間に常用従業員数は〇・六％というごくわずかの増加であるのに対し臨時従業員数は五六・九％と大幅に増加している。この臨時従業員数が在籍従業員数中に占める比率をみると、六・九％から一〇・三％へと増加している。つまり全従業員中に一割の臨時従業員がいることになる。業種別臨時従業員数の推移は第47表のとおり。

(2)　雇用形態　臨時従業員の雇用形態は、期間の定めがない者とある者（ただし日雇の形態は除く）とに分れる。事業所別にみると期間の定めのない者ばかりを雇用しているところが一三（一六・七％）、期間の定めがある者のみを雇用しているところが五五（六一・七％）、両者の形態のあるところが二三（二二・二％）となっている。これを五一年二月と比べると、期間の定めがない者を雇用しているところが若干減少し、期間の定めがある者を雇用しているところが増加している傾向にある。

次にこれを人数でみると、五七年二月では期間の定めのない者二八三七人（三一・四％）、期間の定めがあるもの六二〇六人（六八・六％）となっており、五六年二月ではそれぞれ一四〇一人（二四・三％）、四三六二人（七五・七％）となっている。つまりこの一年間に期間の定めのない者が約一四〇〇人、二倍の増加になり、期間の定めがある者は約一八〇〇人、四割の増加となっている。したがっ

第47表　常用・臨時従業員数（日雇を除く）

区分		事業所数	1957年2月現在 在籍者数 常用	1957年2月現在 在籍者数 臨時	1957年2月現在 在籍者数に対する臨時従業員数の比率	1956年2月現在 在籍者数 常用	1956年2月現在 在籍者数 臨時	1956年2月現在 在籍者数に対する臨時従業員数の比率
業種	金属	11	4,214	785	15.7	3,880	395	9.2
	機器	21	32,168 (25)	4,482 (16)	12.2	31,231	2,015	6.1
	化学	21	12,684 (591)	2,544 (94)	16.7	12,047	2,355	16.4
	窯業	4	990	84	7.8	974	60	5.8
	繊維	5	13,076	414	3.1	14,724	310	2.1
	食品	5	451 (25)	78 (25)	14.7	474	46	8.8
	印刷	8	1,505	219	12.7	1,417	164	10.4
	その他工業	1	160	2	1.2	105	0	—
	運輸	5	6,307	216	3.3	6,405	195	3.0
	商業	5	2,682	102	3.7	2,602	103	3.8
	金融	1	976	17	1.7	956	15	1.5
	報道	3	3,154	100	3.1	3,040	105	3.3
	計	90	78,367 (641)	9,043 (135)	10.3	77,855	5,763	6.9

〔備考〕（ ）内は，この数字に対応する1956年2月現在の数字が不明であるために，比較の都合により別にしたものである。したがって1957年2月現在の実数は各欄の数に（　）をした数があればその数をプラスしたものである。

て雇用形態として期間の定めがない者を雇用する事業所数は減少しているが、実際に働いている人数の上からいうと、かえって増加している。これは後述するように勤務年月が長くなってくると、はじめは期間を定めて雇用していた契約を更新することがつい怠られがちとなり、いつしか期間の定めのないものとなってしまうことによると思われる。

(3)　勤務年月　一事業所に勤務している期間をみると、まず期間の定めのない者では不明ないし回答のなかったところが多く、人員数にして一八九七人（六六・九%）を占めている。わかっているところでは一ヵ年未満二七六人（九・七%）三ヵ年未満一四二人（五・〇%）、三ヵ月未満一三九人（四・九%）二ヵ月未満一三三人（四・七%）の順で、五ヵ年以上という者も八三人（二・九%）いる。次に期間の定めがある者では一ヵ年未満の一三七六人（二一・七%）が最高で、二ヵ月未満九三八人（一四・八%）、三ヵ年未満八七六人（一三・八%）の順となっている。五ヵ年以上の勤務者は四九三人（七・八%）である。

(4)　作業内容　作業内容を雇用形態からみると、まず期間の定めがない者は補助的作業（一四・二%）、基幹的作業（一二・八%）、雑役（五・六%）の順となっており、不明のところの人員が六七・四%に上る。期間の定めがある者も補助的作業（二九・〇）、基幹的作業（二五・八%）、雑役（一四・七%）の順で、不明のところの人員が三〇・五%あるが、以上の結果からも、臨時従業員で企業の本質的作業に幾分かでも関係している者の多いことがうかがわれよう。

(5)　年齢構成　男子では二〇歳から二九歳までの年代の者が最も高く（四二・三%）、次いで三〇歳から三九歳までの者（一四・九%）、二〇歳未満の者（一一・四%）の順となっている。五〇歳以

上の者は七・七%のほか、不明の者は一五・八%である。女子ではやはり二〇歳から二九歳までの者が多く（二七・六%）、次いで二〇歳未満の者（二〇・四%）、三〇歳から三九歳までの者（一二・三%）、四〇歳から四九歳の者（一〇・五%）、五〇歳以上の者（三・三%）、不明（二五・八%）である。

(6) 労働時間　一日一人当り実労働時間をみると、一日八時間という事業所が最も多く（四〇・〇%）、次いで七時間（二四・四%）、七時間一五分（一三・三%）の順になっている。

休憩時間は一日六〇分というところが最も多く、次いで四五分（三〇・三%）となっており、労働時間では臨時従業員と常用従業員との間に差がみられないのが大多数である。

(7) 賃金および賃金形態　全産業一人当りの賃金月額（単純算術平均）をみると、男子では常用従業員二万二五一二円、臨時従業員が一万二六〇六円となっており、臨時従業員の賃金は常用従業員のその五六・〇%に当る。女子では常用従業員一万一九六七円、臨時従業員七一〇八円で同じ割合は五九・四%である。男女間でみると、女子常用従業員は男子常用従業員の五三・二%の賃金をえており、臨時従業員では女子は男子の五六・四%をえていることになる。もとより、以上の数字は年齢、学歴、経験、職務内容などを捨象したものだが、大勢としては、男子常用従業員の賃金の約半分が男子臨時従業員および女子常用従業員の賃金であり、さらにその約半分が女子臨時従業員の賃金であるといえる。業種別賃金は第48表のとおり。

賃金形態としては日給制をとっているところが圧倒的に多く（八五・六%）、次いで日給月給制のところ（一五・六%）や月給制のところ（一一・一%）もあるがその数は少ない。出来高払をとっているところはさらに少なくなっている。

第48表　臨時従業員の賃金　（単位　円）

区分	男子 事業所数	男子 賃金	男子 常用に対する臨時の賃金の比率	女子 事業所数	女子 賃金	女子 常用に対する臨時の賃金の比率
金属	10	14,449	59.8	8	7,375	57.9
機器	19	13,015	55.7	16	7,552	59.3
化学	15	11,249	47.7	13	6,223	50.9
窯業	3	18,479	92.8	3	9,514	85.6
繊維	3	11,595	41.7	4	7,403	65.1
食品	3	13,530	60.2	4	5,916	65.2
印刷	5	12,219	71.7	4	6,563	65.1
その他工業	1	10,345	88.7	1	7,028	72.6
運輸	5	9,712	55.4	3	6,799	61.3
商業	5	12,306	55.4	4	6,476	63.8
金融	1	12,667	57.9	1	8,875	59.9
報道	3	11,573	45.9	3	7,761	49.0
全産業	73	12,606	56.0	64	7,108	59.4

(8) 採用方法　募集方法を事業所数でみると、縁故関係が最も多く七九（九〇事業所に対する割合八七・八%、以下同じ）、次いで職業安定所を経由する方法六六（七三・三%）が多い。停年退職者を雇い入れる方法や新聞広告によるところはいずれも二〇（二二・二%）で少ない。形式的な採用手続きをみると、面接試験を行うところが大部分で（九七・八%）次いで身体検査を行うところ（七一・一%）、身元調査をおこなうところ（六六・七%）が過半数であり、そのほかに技能検査が約三割程度（三一・一%）の事業所でおこなわれ、学力試験をしているところは少な

い（一四・四％）。

二、日雇の実態

(1) 事業所数および一ヵ月間の雇用延人員　日雇を雇用している事業所は全体で三九事業所（三九％）であり、その五七年二月一ヵ月間の雇用延人員は男子一万五九五六人、女子九七二〇人、計二万五六七六人となり、男子六二・二％に対し女子三七・八％の割合である。業種別数は第49表のとおり。

第49表　1957年2月中に雇用された日雇の延人員数

区分		事業所数	男子	女子	計
業種	金属	3	1,154	317	1,471
	機器	14	3,842	2,470	6,312
	化学	10	8,128	3,781	11,909
	窯業	2	334		334
	繊維	1	16	4	20
	食品	1	18		18
	印刷	1	12	87	99
	その他工業	1	135		135
	運輸	4	1,605	2,926	4,531
	商業	2	712	135	847
	計	39	15,956	9,720	25,676
	百分比		62.2	37.8	100.0

(2) 作業内容　約半数の事業所で基幹的作業に付随する補助作業に従事しており（四八・七％）、約四割のところが雑役に従事している（三八・五％）。基幹的作業やその他特殊業務に従事しているところはごくわずかである（七・七％）。

(3) 年齢構成　年齢不明のところが男女とも過半数を占めているが、わかっているところだけでは、二〇歳以上五〇歳未満の者が圧倒的に多く（男子三五・四％、女子三五・五％）、五〇歳以上の老齢者や二〇歳未満の者はぐっと少なくなっている。

(4) 労働時間　一日当りの平均実労働時間は、八時間のところが最も多く（二三・一％）、次いで七時間三〇分（一七・九％）、七時間（一二・八％）、九時間以上（一二・八％）となっている。また一日当りの平均休憩時間は、一時間のところが約半数（四八・七％）で、四五分のところは約三割（三三・三％）である。

(5) 賃金　一人一日当りの平均基本日額を単純算術平均でみると、全産業では男子四九〇円、女子三一五円となっている。それを業種別にみると第50表のとおり。

第50表　日雇一人当り平均日給額

区分		男子 事業所数	男子 金額(円)	女子 事業所数	女子 金額(円)
金属		2	436	3	300
機器		14	496	6	292
化学		9	502	7	306
窯業		2	457		
繊維		1	375	1	325
食品		1	480		
印刷		1	573	1	539
その他工業		1	422		
運輸		4	473	1	364
商業		2	575	2	286
全産		37	490	21	315

(6) 募集方法　大部分は職業安定所を経由しており（八四・六％）、縁故関係によるものは約二割（二〇・五％）で、その他の新聞、電柱などへの広告によるものはきわめて少ない。

金属鉱山の臨時工・社外工　以下は全日本金属鉱山労働組合連合会調査部が同労連さん下の九九組合に依頼して、臨時工ならびに社外工の実態について調査した結果によるものである（同労組「調査報告」三四、三六号による）。

一　臨時工

(1) 雇用状況　調査回答のあった九九組合について事業所別の臨時工数を全体からみると、本工数五万七九二二人に対して臨時工は五八三五、社外組夫は五七四三で、臨時工、社外組夫のいない組合

は日鉱の岩美、大阪、住友の本社、大阪、土肥の湯ケ島、沼津と津具のわずかに七組合で、全従業者中に占める臨時工の割合についてみると第51表のとおりである。すなわち、大手では八・五%、中小企業では六・四%、その他一八・七%、全体で九・一%あり、これに、直接には会社との雇用関係がないとはいえ、実際には企業の業務に従事している社外組夫を加えると、実に一万一五七八人で全従業者の一七%となり、本工五人に一人の割合で臨時の従業者がいることになる。しかも、調査の回答状況は大手の未回答率が九%であるのに対して、臨時工の割合の高い中小企業の未回答率が三九%に達しているので、金属鉱山全体ではさらに多くの臨時工がいることが予想される。

第51表　本工，臨時工，社外組夫の人員数

企業別＼区分		事業所数	本工数 (a)	臨時工数 (b)	社外組夫数 (c)	従業員の臨時工割合 $\left\{\frac{b}{a+b}\right\}$
大企業	日鉱	21	11,270	875	1,227	7.2%
	三菱	15	11,011	634	1,003	5.4
	三井	7	8,256	1,367	不明	14.2
	住友	9	7,280	682	1,634	8.5
	同和	3	5,846	534	371	8.4
	古河	5	3,456	274	155	7.4
	小計	60	47,119	4,366	4,390	8.5
中企業		9	6,316	432	507	6.4
その他		30	4,487	1,037	846	18.7
計		99	57,922 (100)	5,835 (10.1)	5,743 (10.0)	9.1

年度別にふりかえってその動向をみると、四六年まで回答のそろっている一三組合についても、回答全組合を推計した場合にも、双方ともに臨時工の割合は一九四六年を最低として、以後年々増加し、五四年には八・五～一一%に達し、五五、五六年には若干減少して、五二、五三年頃の割合にもどったが、なお七・五～九・五%の割合を持ちつづけていた。

(2) 雇用形態　「日雇」または「期間を定めずに雇入れ」ていつでも都合のいい時に解雇できる仕組みの臨時工が左のごとく約半数を占めている。

雇用形態	人員	割合(%)
日雇臨時工	九〇〇	一五・六
期間なし臨時工	一、七八〇	三〇・九
定期間臨時工	三、〇九一	五三・五

また、「一定期間を定めて雇入れられている臨時工」のその一定期間について、定期間臨時工のいる六一組合でみると、一ヵ月が九組合、二ヵ月一八組合、三ヵ月一五組合、六ヵ月九組合、一ヵ年一組合で、三ヵ月以内の短期間が四二組合あり、全体の約三分の一を占めている。

もちろんそれは事業所毎の契約期間の平均を基準としてみたものであるから、臨時工の実数中に占める契約期間の割合は予測できないが、定期間臨時工のいる六一組合三〇九一人のうち事業所平均で契約期間が二ヵ月以内に該当する組合が八二%で二五三五人になるから、この人員数が大体平均二ヵ月以内の期間で契約されているものと推定すれば、契約期間で労働基準法の解雇予告と関連するものは全臨時工のうちわずか五五六人、約一〇%と推定することができ、全体的に「日雇」および「期間の定めのない臨時工」とともに、契約期間をあらかじめ定めてあってもそのほとんどが一、二ヵ月の短期間の臨時工で、会社側の都合でいつでも解雇できる状態にあることがわかる。

第52表　平均勤続期間別事業所数

区分	3カ月以内	3～6カ月	6カ月～1カ年	1～3カ年	3カ年以上	不明	計
日雇臨時工	2	4	3	2	2	5	18
期間なし臨時工	1	0	2	8	5	5	21
定期間臨時工	3	3	4	7	3	5	25
合計	6	7	9	17	10	15	64
(百分比)	(9.4%)	(10.9%)	(14.1%)	(26.5%)	(15.6%)	(23.4%)	

第53表　就業職種別分布

区分	単組数	臨時工数	坑内 直接	坑内 補助	選鉱	製錬 直接	製錬 補助	その他 坑外現業	補助管理
大企業	60	4,855 (100%)	515 (10.6)	164 (3.5)	237 (4.9)	504 (10.3)	495 (10.2)	1,559 (32.1)	1,381 (28.4)
中小その他	39	1,434 (100%)	258 (17.9)	86 (6.0)	151 (10.5)	68 (4.6)	95 (6.9)	588 (41.0)	188 (13.1)
計 (百分比)	99	6,289 (100%)	773 (12.3)	250 (3.9)	388 (6.1)	572 (9.1)	590 (9.4)	2,147 (34.0)	1,569 (25.1)

第54表　臨時工賃金決定の方法

決定の基準	大手	中小	計
本工の賃金体系の一部に含まれていてそのまま適用する	0	0	0
本工の賃金体系をかりに準用してその見合で決定する	8	7	15
臨時工独自の賃金体系をもっている	6	5	11
全然基準がなく個々についてその都度決める	9	3	12
不明	4	2	6
合計	27	17	44

〔備考〕　数字は事業所数である。

(3)　勤続期間　「日雇」のいる一八組合、「期間の定めのない臨時工」のいる二一組合、「定期間臨時工」のいる二五組合の事業所数ごとの平均勤続期間を事業所数でみると第52表のとおりで、不明個所を除いて平均一年以上連続勤務している事業所が約半数に達しており、勤続期間は著しく長期間であることがわかる。

(4)　作業内容　臨時工の就業職種別分布は第53表のごとく、大企業、中小企業をとわず選鉱や製錬を除く坑外の現業が圧倒的に多く、次いで大企業では補助管理部門、中小では坑内の直接作業が多くの割合を占めているが、坑内、製錬の直接作業や選鉱作業などの金属鉱業のいわゆる基幹的職種に就業している臨時工も約二七%いる。

(5)　賃金　臨時工の賃金決定の方法を四四組合についてみると第54表のとおりで、本工の賃金体系にあてはめてそのまま適用するところはまったくない。大手企業では企業別に決定基準が大体統一されていて、日鉱は独自の賃金体系をもっており、三菱、住友は本工

の賃金体系をかりに適用してその見合で臨時工の賃金が決定され、三井、同和ではあらかじめの基準はなく個々の臨時工についてそのつど決める方法をとっている。ただ一定基準がなくそのつど決めるところでも本工の賃金を標準に同程度の職種や作業度合に見合って決められている。賃金の支払いは全部月払いだが、「日決め」が圧倒的に多く、「日雇」のいる三一組合では請負制のところが一ヵ所で、「月決め」のところはない。定期間臨時工のいる六一組合では「月決め」および請負制のところが各々一ヵ所、日額固定と請負制を併用しているところが三ヵ所、「不定期間臨時工」のいる四二組合では「月決め」のところが三ヵ所、日額固定と月額固定の併用が二ヵ所、日額固定と請負制の併用のところが一ヵ所ある。このように臨時工の賃金が、本工の賃金体系をそのまま適用するところがなく、その一部だけをかりに準用したり、そのつどそれに見合って適当に決められているために、本工との比較において低くならざるをえない。同じような作業、年齢、勤続の本工と臨時工との賃金を比較してみると、明らかに差異がある。たとえば日鉱連関係では本給だけについては本工も臨時工もほぼ同じだが、基準内賃金である在勤手当とか、職種給、扶養手当が臨時工には支給されていない。三菱直島では職種給は本工、臨時工ともに同一であっても、古参の臨時工の技能給やその他の給与が新参の本工より低いため総額において臨時工が低い。住友佐々連では同職種の同年輩の初任単身者であっても、臨時工は日給一本で諸手当が支給されないため本工の七～八〇%にしかなっていない。

二　社外組夫

社外組夫数は前述のとおり五四事業所で五七四三人の多きにのぼっているが、そのうち三六組合について社外組夫を差出している業者の数をみると、恒常的に長期間請負っている業者一一八、臨時的に短期間請負っているものが四六で、合わせて一六四の業者がはいっている。恒常的に請負っているものの作業内容別の人員数や請負いはじめてからの年数は左のとおりであって、全般的にみて土建関係（坑内土木、道路敷設、改修、社宅などの新築、補修など）のものが多い。

社外組夫の作業内容（恒常的に請負っているもの）

事業所名	作業内容
鉱	
日立大雄院	屋根葺、ペンキ塗装、土建
上北	選鉱機修理六年八名、薪出し六年六名、トンネル工事九月二一名、社宅建築改造四年二四三名
河山	機械工事・電気工事・土建六～一三年二五一名
峰ノ沢	坑内掘進・土建（住宅建築整地）三年七三名
春日	鉱石船積八年六名、鉄工六年四名
吉野	選鉱機械修理六月五名、ボーリング二年五名、坑内坑道掘進三月三〇名、坑内充塡七月一五名
菱	
明延	ふんにょう処理三月四一名、土建五年三〇名
直島	岸壁荷役および東船瀬取六年三〇名
神子畑	トラック運輸（鉱石）、電気柱建、ダム築堤、土建
秋田	塗装三年一一名、機具補修三年四名、配線修理三年五名、配管三年一五名、運輸（貨車）三年一二名、土建四年五三名
三	
宝	トラック運輸（全般）三年一〇名、土建二年一〇名、山林伐採
佐渡	トラック運輸、船積、建築工作

友住	別子 佐々連	選鉱機械修理四〇名、坑道開発三組二〇〇名、住宅建築六年四〇〇名、福利厚生六年一二〇名
和同	栅原 小坂	土木二組七年三六名、社宅建築四年一五名、坑内採掘運搬三年五月一〇八名、坑外採鉱四年五四名、坑内外ボーリング五年三八名、製錬給鉱運搬二年三八名、土建一〇年六二名
河古	阿仁	坑道掘進・運搬一一年六〇名、土建一〇年五五名
鉄日	釜石 北海道	採鉱坑道押六組二～三年一六八名、貨車積込一〇年一五名、採掘運搬六組一～八年一四七名、トラック輸送四年
千	歳	ダム補修八年不定、輸送
野	沢	表土採掘一四年九五名、運搬一七年一五名
出	部	表土運搬三年半三五名
蔵	王	坑内運搬四年一九名、製錬給鉱二年一二名
尾	富	坑内サク岩、ダム工事二年二〇七名、溶接二年六名、土建三年二五名

日雇労働者　労働省職業安定局編「昭和三一年一一月実施、日雇労働者生活実態調査結果報告書」（一九五八年八月刊）によって公共職業安定所登録日雇労働者の状態、特にその構成についてみると以下のとおり。

（注）日雇労働者生活実態調査は失業対策審議会によって、一九五〇年に第一回の調査が実施され、その後毎年継続して行われているが、五二年度以後は労働省が調査を担当するようになった。五六年の調査対象は、日雇求職者二〇人未満の市町村を除き五六年一〇月末日現在当該公共職業安定所に求職している者約三五万二〇〇〇人のうちから選ばれた三六四五人である。従って本調査の結果は主として市部に居住している者の生活実態を示すものといえる。そして、抽出調査であるので結果は主として比率であらわされている。

なお、五六年一〇月末現在の日雇有効求職者は四三万七六五八人、そのうち三四・五％に当る一五万九一九人は女子であった。

(1) 年齢　六大都市では五〇歳以上の者四二・一％、四〇歳台の者二九・四％、三〇歳台の者一八・七％であり、五〇歳以上の逐年の推移をみると、五四年三九・四％、五五年四〇・九％と高年齢化の傾向が現われている。その他の地域では五〇歳以上の者三四・九％、四〇歳台三三・二％、三〇歳台二二・三％で、六大都市と異なった構成であるが、やはり前回調査に比べて高年齢層が増加している。

(2) 前職　男子ではほとんどの者が定職経験（一ヵ月以上継続して仕事に従事した経験）をもっているのに対し、女子では定職経験のある者は全国平均で三八・三％に過ぎない（第55表）。前職のなかった者の割合は男女別に著しい差異があり、その大部分を女子で占め（全国平均八二・四％）、ことに三〇歳台以上の女子では非就職の状態より直ちに日雇になっている者が大部分であるが、その求職理由をみると、夫との死・離別によるものが多く五三・四％（全国平均）の高率を示し、次いで「生計担当者の失業または収入減」一八・二％、「世帯員に傷病者の発生」一三・八％の順になっている。日雇になる前に従事していた産業（定職のあった者）について

第55表　前職の有無別構成　（単位　%）

区分		総数	定職のあった者	その他の就業	就業したことのない者
全国	計	100.0	68.9	9.0	22.1
	男	100.0	85.6	8.4	6.0
	女	100.0	38.3	10.2	51.5
六大都市	計	100.0	72.8	9.8	17.4
	男	100.0	85.9	8.9	5.2
	女	100.0	34.9	12.7	52.4
その他の地域	計	100.0	67.2	8.6	24.2
	男	100.0	85.4	8.1	6.5
	女	100.0	39.3	9.5	51.2

みると、六大都市では製造業が三六・〇%、卸小売業一六・〇%とその割合が高く、その他の地域では製造業二八・〇%、建設業二一・七%と高率を示し、これらのうちには屋外単純労務に従事していたものが少なくないと思われる。前職の従業上の地位で雇用者だったものは六大都市七七・四%に対し、その他の地域八六・〇%で、その大部分を常用労務者で占めている。

(3)　前職を離職してからの状況　前職の離職理由は、企業整備による解雇および希望退職一八・〇%、企業閉鎖による離職一二・三%、仕事完了によるもの一〇・九%、自営業の経営不振によるもの一三・九%と他律的事由によるもので五五・一%と過半数を占めている。離職してから日雇求職者になるまでの期間についてみると（第56表）、逐年短縮されていることが注目される。すなわち一年未満の者が六大都市で七九%、その他地域でも七三・五%を占めており、平均期間（六大都市一二・五ヵ月、その他地域一五・七ヵ月）でそれぞれの間に約三ヵ月の差はあるが、ともに前年に比べて約三ヵ月の期間短縮がみられる。離職してから日雇になるまでの期間の生活維持方法は第57表のとおり、浮動的職業二一・七%、財産収益または売食い二〇・七%、失業保険一九・七の順であり、過去数年間の六大都市におけるその推移をみると、被扶養、売食い、浮動的職業の割合が減少している反面、失業保険による離職時の生活維持の比重が大きくなってきていて、五四年一五・一%、五五年一七・五%と、前述の日雇になるまでの期間の短縮とともに注目される。

第56表　離職してから日雇になるまでの期間の構成　（単位　%）

区分	総数	6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2年以上	平均期間	1955年平均期間
全国	100.0	57.1	18.3	11.1	13.5	11.1	14.4
六大都市	100.0	60.8	18.2	10.1	10.9	9.2	12.5
その他の地域	100.0	55.1	18.4	11.6	14.9	12.1	15.7

第57表　おもな生活維持方法の構成　（単位　%）

区分	総数	失業保険	生活保護	被扶養者はまたは仕送り	財産収益または売食い	浮動的（不特定的）職業	その他	ただちに日雇になったもの
全国	100.0	19.7	4.0	11.4	20.7	21.7	12.4	10.1
六大都市	100.0	16.7	1.7	10.9	23.1	17.4	17.4	14.6
その他の地域	100.0	21.2	5.2	11.7	19.5	24.7	9.9	7.8

(4)　日雇になってからの期間　日雇になってからの期間の構成をみれば、第58表のとおり二年以上六二・六%五年以上三一・七%を占め、特に六大都市においては二年以上六七・五%、五年以上三八・一%とその停滞色が

第58表　日雇になってからの期間の構成　（単位　%）

区分	総数	3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～6年未満	6年以上
全国	100.0	5.9	5.9	10.2	15.4	11.9	9.8	9.2	11.9	19.8
六大都市	100.0	3.6	5.3	8.9	14.7	12.0	8.9	8.5	11.4	26.7
その他の地域	100.0	7.0	6.2	11.0	15.7	11.8	10.2	9.5	12.1	16.5

第59表　就労先別平均就労日数（1956年10月）　（単位　日）

区分	合計	安定所紹介による就労						安定所を通じない雇用	その他の仕事
		計	一般失対	特別失対	臨時就労	公共事業	民間事業		
全国	21.8	19.9	12.5	1.5	0.8	0.6	4.5	1.5	0.4
六大都市	22.3	21.2	12.0	1.2	0.3	1.0	6.7	0.9	0.2
その他の地域	21.5	19.2	12.7	1.6	1.0	0.4	3.5	1.8	0.5

濃い。年次別推移では五二年以降停滞性が急速に高まり、一つの層を形成しつつあったが、五四年から五五年へかけては新規登録日雇労働者の著増により最長期層が減少した。五六年には再びそれが長期化の傾向に復している。

(5)　就労日数　就労日数を第59表によってみると、全国平均の就労日数合計は二一・八日（五五年二〇・七日）で、うち安定所紹介による就労日数は一九・九日（五五年一八・九日）であって、いずれも昨年より約一日上回っているが、これは一九五六年における経済状勢の好転により民間事業への就労が伸びたためと思われる。安定所紹介による就労日数のうち一般失業対策事業および特別失業対策事業による就労日数は一四日であって、総就労日数の約六四・二%に当る。

また、地域別に就労状況をみると、総就労日数は六大都市では二二・三日、その他の地域では二一・五日と大差ないが、就労先別の日数において若干の差異がある。すなわち、安定所紹介による就労日数は六大都市で二一・二日、その他の地域で一九・二日と六大都市のほうが多く、失業対策事業（特失、臨就を含む）では六大都市一三・五日、その他の地域一五・三日とその他の地域が多くなっており、さらに民間事業その他においては六大都市六・七日、その他の地域三・五日と六大都市が約二倍の数を示している。

第三編　労働条件と労働者の生活

第一章　賃　金

第一節　名目賃金、労働の価格および実質賃金

一九五七年の名目賃金の平均は、「毎月勤労統計」による産業総数二万一五三二円、製造業一万九二五九円であり、前年に比べ前者は六・六%、後者は五・〇%の上昇を示している。この上昇率は前年の産業総数八・五%、製造業九・八%よりも下回っており、賃金の騰勢はかなり鈍化してきているといってよい。これは一九五七年五月に実施された金融引締めをきっかけにして顕著になった不況の影響が賃金面に現われたものであり、なかんずく製造業においては、下期以降の労働時間の減少や、生産低下に伴なう能率給（奨励給）の減少などが上昇鈍化の原因に伴なっている。一九五七年の春季賃上闘争は、各産業でかなり大幅な賃上げをもたらしたのであるが、しかし全般的な賃金水準の上昇とはならなかった。

前年に対する賃金上昇率を産業大分類別にみると、鉱業（一七・〇%）で最も高く、次いで不動産業（一二・五%）、建設業（八・六%）、運輸通信およびその他の公益事業（八・一%）、金融および保険業（七・三%）となっており、製造業（五・〇%）と卸売および小売業（六・一%）の低いのが目だっている。鉱業の上昇率がずばぬけて高いのは、石炭鉱業が好況を背景としてここ四、五年かつてない大幅な賃金引上げがおこなわれ、また臨時給与の支払も非常に大きかったためである。これに反して製造業や卸売小売は、不況の影響が強く現われ、超過勤務給や能率給の減少が著しかった。

次に製造業中分類別にみると、最も上昇率の高いのは石炭鉱業（二一・一%）、煙草製造業（一〇・七%）、通信業（一〇・六%）などとなっており、石炭、石油関係を除いていわゆる公共企業体の賃金が比較的堅調だったことが示されている。上昇率の低い産業は、ゴム製品製造業（マイナス一・九%）、紡織業（二・二%）、化学工業（二・九%）、紙および類似品製造業（三・〇%）、皮革および皮革製品製造業（三・〇%）、ガラスおよび土石製品製造業（三・二%）などであり、消費財産業部門の多いことが目だつ。これは、消費財産業部門において生産過剰におちいったものが多かったからである。また前年度において上昇率の高かった重工業部門は、たとえば第一次金属（二・六%、前年一五・七%）、輸送用機械器具（六・三%、前年一三・四%）、電気機械器具（三・七%、前年九・三%）などのようにいずれも上昇が

鈍化した。生産過剰は、鉄鋼をはじめとしたこれらの重工業部門にも波及したことを反映しているのである（以上に分析したことは、第62表参照）。

次に鉱業、製造業別の名目賃金の月別推移は第60表のとおりであるが、月別推移の型としては前年とほとんど異なっていない。ただ鉱業の場合八月（プラス四二・六）と一二月（プラス一〇四・八）の前月比は前年よりもはるかに高くなっている。もとよりこれは臨時給与の支給が大幅だったためである。また鉱業の場合三月までは一万円台であるが、四月から二万円台になり、下期にはいっても賃金はほとんど低下していない。四月における上昇（プラス一五・七）は、石炭鉱業における春季賃上闘争によって賃金が引き上げられたことによるものである。製造業の場合、四月における上昇はプラス四・一%にすぎず、また下期には大体一月、二月、三月とほぼ変りなく停滞していることが特徴的である。しかし一二月の対前月上昇率は、プラス一一三・三であり、前年の一〇〇・一に比べるとかなり上回っている。年末の臨時給与がかなり多かったことを物語っている。

鉱業・製造業における平均現金給与総額の対前月比

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
18,485	21,381	20,870	23,880	23,468	33,474	20,513	20,029	21,118	43,254
+4.1	+15.7	−2.4	+14.4	−1.7	+42.6	−38.7	−2.4	+5.4	+104.8
16,039	16,694	16,411	22,118	24,347	17,619	16,481	16,326	16,592	35.394
−2.4	+4.1	−1.7	+34.8	+10.1	−27.6	−6.5	−0.9	+1.6	+113.3

労統計調査結果表」による。

次に名目賃金の推移を労働の価格（単位時間当り賃金）の観点から検討してみよう。一九五七年における労働者一人平均月間総労働時間数は、毎月勤労統計によると前年平均よりも調査産業総数で〇・五%減少を示した。特に前年において増加の著しかった製造業は、逆に減少の幅が大きく、〇・七%の減となっている。製造業における賃金停滞の一因は、労働時間の減少にあるといってよい。しかし労働時間が全般的に減少したとはいえ、名目賃金は前年よりも上昇しているのであるから、労働の価格が若干引上げられたことは否定できない。

実質賃金指数を労働省算出の資料（第61表）によってみると、一九五七年の平均は一九五六年に比べると実質賃金の上昇は著しく停滞をみている。すなわち調査産業総数実質賃金は、一九五六年一〇八・八に対して一九五七年一一二・五となっており、対前年上昇率三・四%にすぎない。一九五六年の対前年上昇率八・八%に比べる

第61表　調査産業総数および製造業における実質賃金指数の推移（1955年平均＝100）

	調査産業総数		製造業	
	指数	対前年同期増減率	指数	対前年同期増減率
1951年平均	74.4	—	78.9	—
1952年平均	85.5	14.9	88.9	12.7
1953年平均	93.1	8.9	94.2	6.0
1954年平均	93.6	0.5	94.3	0.1
1955年平均	100.0	6.8	100.0	6.4
1956年平均	108.8	8.8	110.5	10.5
1957年平均	112.5	3.4	112.5	1.8
1957年1月	97.0	2.0	98.4	1.1
2月	93.4	2.6	97.4	3.1
3月	99.5	2.6	94.7	1.3
4月	98.5	4.3	98.1	2.2
5月	93.7	1.1	95.6	1.1
6月	132.2	6.3	129.2	6.6
7月	128.7	4.1	140.5	4.4
8月	102.5	3.6	101.9	0.8
9月	97.2	0.9	94.9	−0.9
10月	95.1	1.0	94.4	−1.9
11月	97.1	−0.3	97.3	−3.6
12月	214.9	7.9	207.9	4.1

〔備考〕 1）労働省「毎月勤労統計」による。
2）実質賃金指数は名目賃金指数を総理府統計局「消費者物価指数」（全都市総合）で除したものより算出。

第60表

産業別＼月別	1月	2月
鉱業	19,681 −42.2	17,758 −9.8
製造業	16,652 −50.2	16,433 −1.3

〔備考〕　労働省「毎月勤

と著しい低下であるばかりでなく、戦後においては昭和二九年に次ぐ低い上昇率であった。特に下期においては、消費者物価の騰貴があったため、停滞傾向が目だっている。製造業の実質賃金は、一九五六年一一〇・五であったのに対して一九五七年一一二・五であり、わずかに一・八%の上昇である。一九五六年の対前年上昇率が一〇・五%であったことを考えると、その停滞は特に顕著だったといわなければならない。このように実質賃金の面からみると、いわゆる神武景気における莫大な利潤に比べて賃金は非常にたちおくれていたことが明らかである。

実質賃金の月別の対前年同期増加率を検討してみると、調査産業総数においては、一一月がマイナス〇・三であり、まだ製造業においては、一〇月マイナス〇・九、一一月マイナス一・九、一二月マイナス三・六といずれも前年同期を下回っていることが特徴的である。製造業における下期の前年同期減少が著しいのは、不況の影響が下期において深刻になってきたことと、消費者物価の騰貴があったことによるものであろう。ただし、調査産業総数において六月六・三、一二月七・九、製造業において六月六・六と前年同期をかなり大幅に上回っているのは、一時金の支給が多かったことを物語っている。

なお、労働省の計算によると戦前（一九三四～一九三六年）基準の製造業労務者実質賃金指数は、税込で一二六・〇に達したとされている。

第二節　賃金の産業別・規模別・地域別格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると(第62表)、まず鉱業は一九五六年に一一〇・二であったのが、一二二・八と上昇し、卸売および小売業（一〇一・九から一〇三・〇）、金融および保険業（一四五・三から一四八・四）、不動産業（一一九・六から一二八・二）、運輸通信その他の公益事業（一二八・七から一三二・六）、建設業（八六・七から八九・七）といずれも前年より若干上昇している。これは製造業の賃金が相対的に低下したことを意味するものである。

次に賃金の産業別格差を中分類別にみると、相対的に賃金の上昇したものは、煙草製造業（一一四・五から一二〇・八）、石油および石炭製品製造業（一三八・六から一四六・六）、運輸業（一二三・七から一二七・一）、通信業（一二八・〇から一三四・九）、総合工事業（八五・二から八八・一）、職別工事業（九四・九から九八・五）などである。これらの産業は、運輸業、通信業、煙草製造業のように依然として建築・建設ブームの持続している産業である。また総合工事業、職別工事業のように不況の影響を受けないものであるか、または相対的に賃金が下落した産業は、紡織業（六二・一から六〇・四）、紙および類似品製造業（一二五・九から一二三・五）、ゴム製品製造業（八〇・八から七五・五）、第一次金属（一四四・六から一四一・四）などであり、いずれも不況の影響が強かった産業である。

製造業を一〇〇として指数のもっとも高いのは、その他の公益事業（一五九・六）、次いで石油および石炭製品製造業（一四六・六）、第一次金属製造業（一四一・四）であり、最も低いのは衣服および

第62表　月別・産業別1ヵ月平均現金給与総額（常用労働者）（単位　円）

産業別＼年別	1956年平均	1957年平均
総数	20,201	21,532
鉱業	20,221	23,659
製造業	18,347	19,259
武器製造業	16,988	17,779
食料品製造業	16,046	17,022
煙草製造業	21,015	23,263
紡織業	11.388	11,639
衣服および身回品製造業	8,913	9,371
木材および木製品製造業	11,662	12,229
家具および装備品製造業	12,384	13,323
紙および類似品製造業	23,094	23,793
印刷出版および類似産業	20,829	22,470
化学工業	22,072	22,708
石油および石炭製品製造業	25,420	28,243
ゴム製品製造業	14,826	14,546
皮革および皮革製品製造業	15,593	16,060
ガラスおよび土石製品製造業	18,341	18,927
第一次金属製造業	26,537	27,223
金属製品製造業	17,650	18,591
機械製造業	19,078	20,623
電気機械器具製造業	19,696	20,428
輸送用機械器具製造業	24,201	25,723
精密機械製造業	18,380	19,253
その他の製造業	11,825	12,339
卸売および小売業	18,704	19,839
金融および保険業	26,651	28,586
不動産業	21,952	24,694
運輸通信およびその他の公益事業	23,620	25,538
運輸業	22,687	24,487
通信業	23,489	25,974
その他の公益事業	28,853	30,743
建設業	15,904	17,278
総合工事業	15,637	16,959
職別工事業	17,406	18,969

〔備考〕 1)　総数には建設業は含まない。
2)　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

身回品製造業（四八・七）、次いで木材および木製品製造業（六三・五）、その他の製造業（六四・〇）である。前年における最高最低の格差は一五七・三対四八・六であったから、一九五七年においては格差がいっそう開いてきたといえるであろう。

賃金の規模別の対前年上昇率をみると（第63表）、一人平均月間当り現金給与総額では、規模五〇〇人以上が七・四%、一〇〇～四九九人が五・二%、三〇～九九人が六・七%となっており、前年は規模五〇〇人以上が一〇・一%で、五〇～九九人は六・七%にすぎなかったのに比べると、規模別の上昇率の格差は縮まっているといってよい。これは大企業の賃金上昇が特に停滞したことを物語るものである。

規模別の現金給与額の推移を第64表と第65表によってみると、まず鉱業では五〇〇人以上を一〇〇として、一〇〇～四九九人の企業の場合大体七〇%から七九%程度を上下している。そして六月は九三・四%と高く、八月は六〇・一%と低いのは、この規模の企業においては、一時金が主として六月に支払われたためであろう。また前年においては下期に賃金の低下する現象が顕著だったが、一九五七年には下期にもさほどの低下を示していない。三三～九〇人の企業の場合は、六〇%から六九%程度を上下しており、月別推移としては一〇〇～四九九人の場合とほとんど変らない。ただし、八月、一二月など一時金の支給される時期には、四五・九、五一・五と著しく低下している。これは一時金の規模別格差が大きいことの現われだといってよい。製造業の場

第63表　賃金の規模別上昇率（現金給与総額の対前年比）

年別＼規模別	500人以上	100～499人	30～99人
1955年	106.4	103.7	103.0
1956年	110.1	108.2	106.6
1957年	107.4	105.2	106.7

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

合、五〇〇人以上を一〇〇とすると、一〇〇～四九九人の企業は、七〇～七六の間を上下している。六、七、一二月がそれぞれ六五・五、六七・三、六六・三と低いのは、大企業との間に一時金の開きがあるからである。このような一時金の格差は、三三～九〇人の小企業では、さらに顕著に現われる。すなわちこれらの企業は、大体六〇%前後で推移しているのであるが、六月四六・八、七月四七・七、一二月四四・七と極端に比率が低下している。

以上述べた規模別格差は、規模三〇人以上の企業についてみたのであるが、それ以下の規模の企業を含めた賃金（きまって支給する給与）格差を第66表によってみると、調査産業総数では五〇〇人以上を一〇〇として、五～二九人の企業は五四・二、一～四人の企業は三五・〇という低率を示している。産業別にみて格差が少ないのは、運輸通信およびその他の公益事業（五～二九人七三・九、一～四人六〇・

第64表　鉱業における規模別一人平均月間現金給与額（単位　円）

月別＼規模別	500 人以上	100～499人	33～90人
1957年 1 月	21,567 (100.0)	15,936 (73.9)	14,140 (65.6)
2 月	19,312 (100.0)	14,718 (76.2)	13,024 (67.4)
3 月	19,936 (100.0)	15,718 (78.8)	13,837 (69.4)
4 月	23,776 (100.0)	16,567 (69.7)	14,385 (60.5)
5 月	23,007 (100.0)	16,665 (72.4)	14,273 (62.0)
6 月	24,918 (100.0)	23,262 (93.4)	16,533 (66.3)
7 月	25,719 (100.0)	19,064 (74.1)	16,345 (63.6)
8 月	38,607 (100.0)	23,212 (60.1)	17,706 (45.9)
9 月	22,413 (100.0)	16,733 (74.7)	14,604 (65.2)
10月	21,545 (100.0)	17,122 (79.5)	15,014 (69.7)
11 月	22,984 (100.0)	17,596 (76.6)	14,799 (64.4)
12 月	48,394 (100.0)	33,879 (70.0)	24,917 (51.5)

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第65表　製造業における規模別一人平均月間現金給与額（単位　円）

月別＼規模別	500 人以上	100～499人	33～90人
1957年 1 月	21,271 (100.0)	14,834 (69.7)	12,044 (56.6)
2 月	19,975 (100.0)	15,178 (76.0)	12,702 (63.6)
3 月	19,710 (100.0)	14,671 (74.4)	12,294 (62.4)
4 月	20,740 (100.0)	15,078 (72.7)	12,764 (61.5)
5 月	20,430 (100.0)	14,643 (71.7)	12,713 (62.2)
6 月	29,816 (100.0)	19,530 (65.5)	13,943 (46.8)
7 月	32,445 (100.0)	21,831 (67.3)	15,462 (47.7)
8 月	21,747 (100.0)	16,056 (73.8)	13,441 (61.8)
9 月	20,274 (100.0)	14,977 (73.9)	12,718 (62.7)
10 月	20,044 (100.0)	14,917 (74.4)	12,558 (62.7)
11 月	20,336 (100.0)	15,168 (74.6)	12,802 (63.0)
12 月	47,820 (100.0)	31,725 (66.3)	21,394 (44.7)

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」による。

第66表　1人平均「きまって支給する給与」の規模別比較
（1957年7月，単位　円）

	500 人以上	5～29 人	1～4 人
調査産業総数	20,610 (100.0)	11,173 (54.2)	7,220 (35.0)
鉱業	22,567 (100.0)	9,565 (42.2)	9,504 (42.1)
製造業	19,958 (100.0)	10,225 (51.2)	7,229 (36.6)
卸売および小売業	18,925 (100.0)	10,594 (56.0)	6,646 (35.1)
金融および保険業	23,813 (100.0)	13,413 (56.3)	11,258 (47.3)
運輸通信およびその他の公益事業	21,318 (100.0)	15,759 (73.9)	12,886 (60.4)

第67表　鉱業・製造業における府県別平均賃金指数
—1957年—（東京＝100）

	鉱業	製造業
北海道	63.3	95.4
青森	47.0	74.2
岩手	53.6	109.5
宮城	31.5	66.5
秋田	50.9	77.4
山形	36.5	54.4
福島	53.4	71.8
茨城	46.7	79.0
栃木	45.5	74.2
群馬	50.5	58.5
埼玉	46.9	70.3
千葉	*	82.6
東京	100.0	100.0
神奈川	*	116.5
新潟	57.1	76.9
富山	*	78.4
石川	*	60.6
福井	39.3	52.3
山梨	*	43.5
長野	*	59.7
岐阜	57.4	63.0
静岡	50.3	76.3
愛知	29.5	72.1
三重	50.7	74.4
滋賀	*	78.9
京都	*	78.0
大阪	*	91.2
兵庫	55.0	102.7
奈良	*	60.9
和歌山	*	81.3
鳥取	*	55.7
島根	33.1	63.0
岡山	51.1	72.4
広島	29.8	91.2
山口	54.2	109.2
徳島	*	56.0
香川	—	65.0
愛媛	54.1	81.9
高知	*	65.5
福岡	56.7	116.3
佐賀	50.6	61.0
長崎	52.0	115.1
熊本	36.7	81.8
大分	35.4	73.9
宮崎	46.1	79.5
鹿児島	*	56.8

〔備考〕 1)　*印は調査事業所4以下のため，本表には掲載しないものであり，—印は調査事業所のないことを示す。
2)　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

四)、金融および保険業（五～二九人五六・三、一～四人四七・三）で、格差が大きいのは卸売小売業（五～二九人五六・〇、一～四人三五・一）、製造業(五～二九人五一・二、一～四人三六・六)である。

賃金の地域別格差は(第67表)、東京を一〇〇として、鉱業において最も高いのは、北海道六三・三、岐阜五七・四、福岡五六・七、兵庫五五・〇、山口五四・二の順となっている。前年には愛媛が最も高かったが、北海道といれかわり、また福岡、山口などの賃金が上昇したことが目だつ。これらはすべて炭鉱の賃金引上げの影響だといえるであろう。低いのは愛知二九・五、広島二九・八、宮城三一・五などであるが、前年愛知は二八・五であったから、地域別格差はやや縮まる傾向にある。製造業で最も高いのは神奈川一一六・五であり、次いで福岡一一六・三、長崎一一五・一、岩手一〇九・五、山口一〇九・二となっている。前年には長崎が最も高かった(一二〇・八)が、一九五七年は神奈川に席をゆずっている。賃金が低いのは、山梨四三・五、福井五二・三、山形五四・四、鳥取五五・七などであるが、前年最も低かったのは山梨四四・四であり、一九五七年は比率が低下しているが、最高の地域の比率も低下しているので、地域別の格差はむしろ縮少しているとみてよいであろう。

第三節　賃金の労働者種類別・男女別・年齢別・学歴別格差

賃金を労働者の種類別にみると(第68表)、まず現金給与総額では管理、事務および技術労働者を一〇〇として、生産労働者鉱業六二・八、製造業五五・五となっている。前年は鉱業六四・二、製造業五九・五であるから、管理労働者と生産労働者の比率はいっそう開いたことになる。特に開きの多いのは、臨時給与であり、鉱業四六・一、製造業五二・三となっている。

与額ならびに

1957年平均，単位　円）

事務および技術		日雇労働者一人平均現金給与額
定期給与	臨時給与	
*	*	401
25,290	8,896	369
22,919	6,043	380

第69表　職種別賃金対前年上昇率

	平均月間きまって支給する給与額	
	1956年 4月	1957年 4月
事務管理職員（男）	37,539	40,544
技術管理職員（男）	37,184	40,276
事務職員（男）	19,777	20,804
技術職員（男）	22,397	23,843
事務職員（女）	10,050	10,535
自家用貨物自動車運転手（男）	14,303	14,983
守衛（男）	20,595	22,052
電工（男）	17,994	19,826
邦文タイピスト（女）	11,073	11,885
内線電話交換手（女）	11,282	12,042
起重機運転工（男）	24,312	26,314
汽罐工（男）	20,097	23,073

〔備考〕　労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

昇率の高いのは、電工（男一〇・二%）、汽罐工（男一〇%）、技術管理職員（男八・三%）、起重機運転工（男八・二%）、事務管理職員（男八%）などである。汽罐工、技術管理職員、起重機運転工などの上昇率が高いのは前年からひきつづいた傾向である。

比較的上昇率が低いのは、事務職員（女四・八%）、自家用貨物自動車運転手（男四・八%）などであり、一般的に女子の上昇率は低い。

賃金の男女別格差をみると（第70表）、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子鉱業四二・七、製造業三七・五であり、前年が四三・五、三八・二であったから、男女の賃金格差はさらに開いてきたことになる。きまって支給する給与は、鉱業四二・二、製造業三八・五であり、また特別に支払われた給与は、鉱業四五・一、製造業三一・九である。このように男女の格差が拡大してきた理由は、初任給や昇給における男女の差別的取扱いが顕著になってきたためと思われる。

次に労働者の種類別に定期給与額の対前年上昇率をみると（第69表）、比較的上

第70表　常用労働者の性別一ヵ月平均現金給与総額

（1957年，単位　円）

産業別＼性別	現金給与総額		きまって支給する給与		特別に支払われた給与	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
総数	25,688	10,637	20,998	8,878	4,690	1,760
鉱業	24,796	10,602	20,507	8,664	4,290	1,938
製造業	24,433	9,156	20,324	7,842	4,109	1,314

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

学歴別に賃金をみると、（第71表）全産業では旧制大学・新制大学卒を一〇〇とすると、小卒・新中卒七三・五（前年七四・六）、旧中・新高卒八三・四（前年八三・四）、

第68表　常用労働者の種類別・給与内訳別一人平均一ヵ月現金給与額
臨時・日雇労働者一人一日平均現金給与額

（規模計，

産業別＼労働者の種類	常用労働者						
	合計			生産労働者			管理，労働者
	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額	定期給与	臨時給与	現金給与総額
総数	21,532	17,651	3,881	*	*	*	*
鉱業	23,659	19,558	4,102	21,486	18,374	3,113	34,186
製造業	19,259	16,096	3,163	16,587	14,219	2,368	28,962

〔備考〕　1）　*印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。
2）　総数には建設業は含まない。
3）　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第71表　学歴別賃金格差

学歴別	全産業	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
小学・新中卒	19,934 (73.5)	17,701 (63.1)	24,500 (84.4)	17,471 (65.8)
旧中・新高卒	22,611 (83.4)	22,259 (79.3)	27,255 (93.9)	21,970 (82.7)
旧高専・短大卒	25,564 (94.3)	29,279(104.3)	27,518 (94.8)	25,381 (95.6)
旧大・新大卒	27,104(100.0)	28,073(100.0)	29,026(100.0)	26,552(100.0)

〔備考〕 1) 年齢30歳以上35歳未満の男子事務職員。
2) 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

旧高専・短大卒九四・三(前年九五・三)であり、学歴別格差は前年より拡大している。金属鉱業や紡織業は、小学・新中卒がそれぞれ六三・一、六五・八であり、学歴別格差は特に大きい。なお金属鉱業では、旧高専・短大卒が一〇四・三を示していて旧大・新大卒よりも高いのは、旧高専出の技術者が多いためである。

勤続年数別に賃金をみると(第72表)事務職員の場合勤続年数が多くなるに従って、賃金が増加している。このことは、わが国の賃金構造が勤続年数を大きな要因にしていることを物語っている。全産業において前年と比較すると、六ヵ月未満が前年の二九・四から二九・一に低下し、また一五年以上二〇年未満が前年の八一・七から八二・〇に若干上昇をみている。つまり勤続年数別格差は拡大の傾向にあるといってよい。どの産業にも共通していえることは、一五年以上二〇年未満の賃金が急激に上昇していることである。たとえば全産業では六七・七から八二・〇、金属鉱業では七九・八から九四・七、第一次金属製造業では七七・一から八九・七、紡織業では七六・八から

第72表　勤続年数別賃金格差（事務職員，男）

勤続年数別	全産業	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
6ヵ月未満	10,613 (29.1)	11,711 (37.6)	12,999 (33.1)	9,606 (29.5)
6ヵ月以上1年未満	12,652 (34.7)	15,980 (51.3)	15,391 (39.2)	11,857 (36.4)
1年以上 2年未満	13,054 (35.8)	13,861 (44.5)	16,088 (40.9)	13,114 (40.3)
2年以上 3年未満	13,948 (38.3)	14,372 (46.2)	17,232 (43.9)	13,062 (40.1)
3年以上 5年未満	15,794 (43.3)	17,375 (55.8)	19,358 (49.3)	15,940 (49.0)
5年以上 10年未満	20,134 (55.2)	20,575 (66.1)	24,164 (61.5)	21,144 (65.0)
10年以上 15年未満	24,677 (67.7)	24,838 (79.8)	30,285 (77.1)	25,008 (76.8)
15年以上 20年未満	29,892 (82.0)	29,473 (94.7)	35,265 (89.7)	35,554(109.3)
20年以上	36,459(100.0)	31,132(100.0)	39,295(100.0)	32,542(100.0)

〔備考〕 労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

の74　と一こで九で五賃月以上を機六三年以わても場をる一〇九・三といった具合であ。経験年数別に賃金の格差みると(第73表)、旋盤工の合第一次金属も機械製造業経験年数が増加するにつれ賃金も上昇している。すなち第一次金属では、二〇年上を一〇〇とすると、一〇以上一五年未満八二・九、年以上五年未満四九・九、ヵ月未満三五・三であり、械製造業では、二〇年未満一〇〇とすると、一〇年以一五年未満八〇・八、三年上五年未満四五・五、六ヵ未満二六・三となっている。金が急激に上昇するのは、年以上一〇年未満のところある(第一次金属では四九・から七二・三、機械製造業は四五・五から六三・七)。れらの産業ではほぼ五年～〇年経てば一人前になるこを反映するものであろう。年齢別に賃金をみると(第表、第75表)、まず事務職員場合金属鉱業では一八歳未

第73表　経験年数別賃金格差（旋盤工，男）

経験年数別	第一次金属製造業	機械製造業
6カ月未満	11,024 (35.3)	6,821 (26.3)
6カ月以上1年未満	11,067 (35.4)	8,576 (33.0)
1年以上2年未満	12,537 (40.2)	8,030 (30.9)
2年以上3年未満	12,847 (41.1)	9,233 (35.6)
3年以上5年未満	15,583 (49.9)	11,804 (45.5)
5年以上10年未満	22,561 (72.3)	16,544 (63.7)
10年以上15年未満	25,882 (82.9)	20,968 (80.8)
15年以上20年未満	28,939 (92.7)	23,526 (90.6)
20年以上	31,222(100.0)	25,963(100.0)

〔備考〕　労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第74表　年齢別賃金格差（事務職員，男）

年齢別	金属鉱業	第一次金属製造業	紡織業
18歳未満	*6,087 (20.9)	7,264 (21.3)	6,454 (23.5)
18以上20未満	8,343 (28.6)	9,627 (28.3)	7,999 (29.2)
20以上25未満	11,882 (40.8)	15,171 (44.6)	12,177 (44.4)
25以上30未満	17,614 (60.4)	20,887 (61.4)	17,642 (64.3)
30以上35未満	22,949 (78.7)	27,346 (80.3)	22,940 (83.6)
35以上40未満	28,345 (97.2)	32,552 (95.6)	26,976 (98.3)
40以上50未満	29,151(100.0)	34,037(100.0)	27,433(100.0)
50以上60未満	26,628 (91.3)	31,025 (91.2)	24,318 (88.6)
60歳以上	17,620 (60.4)	20,116 (59.1)	16,455 (60.0)

〔備考〕　1)　*印は調査労働者が4人以下の場合の平均賃金である。
2)　労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

第75表　年齢別賃金格差（旋盤工，男）

年齢別	第一次金属製造業	機械製造業
18歳未満	7,020 (22.8)	6,185 (23.5)
18以上20未満	11,265 (36.6)	9,526 (36.3)
20以上25未満	15,413 (50.1)	12,728 (48.4)
25以上30未満	21,237 (69.0)	18,500 (70.4)
30以上35未満	25,689 (83.5)	21,644 (82.4)
35以上40未満	28,596 (92.9)	24,814 (94.5)
40以上50未満	30,769(100.0)	26,271(100.0)
50以上60未満	30,276 (98.4)	23,194 (88.3)
60歳以上	16,705 (54.3)	17,189 (65.4)

〔備考〕　労働省「職種別等賃金実態調査結果報告書」による。

満二〇・九、二〇歳以上二五歳未満四〇・八、三〇歳以上三五歳未満七八・七という具合に年齢が増加するにつれて賃金が増大し、四〇歳以上五〇歳未満で最高に達して、年齢がそれ以上になるとふたたび低落をみせている。第一次金属、紡織業の場合もほぼこれと同様の傾向である。なお前年は金属鉱業および紡織業における賃金のピークは三五歳以上四〇歳未満であったが、一九五七年はいずれの産業においても四〇歳以上五〇歴未満がピークになっている。旋盤工の場合第一次金属製造業では、一八歳未満二二・八、二五歳以上三〇歳未満六九・〇というように、これまた年齢に従って賃金は上昇している。最高に達するのは、やはり四〇歳以上五〇歳未満である。なお賃金の年齢別最高最低の格差は、事務職員の場合金属鉱業で一〇〇対二〇・九、第一次金属で一〇〇対二一・三であり、旋盤工の場合第一次金属で一〇〇対二二・八、機械製造業で一〇〇対二三・五となっており、事務職員の格差のほうがやや大きい。いずれにせよ以上の分析からわが国の賃金構造を規定する要因は勤続、経験、年齢であることが明らかだと思われる。

第四節　賃金支払形態

労働省の最新の「給与構成調査結果報告」（一九五六年九月）によれば、産業別の給与構成比率は第76表にみられるとおりである。

第76表　産業別の給与構成比率（単位　%）

産業・年月	1) 計	基本給	奨励給		生活補助給		2) 超過勤務給	3) その他
			精皆勤給	能率給	家族給	地域給		
総数								
1952年8月	100.0	73.3	*	*	6.8	*	12.2	1.5
1953年9月	100.0	74.2	1.5	14.9	5.9	1.9	13.0	1.5
1954年9月	100.0	75.9	1.2	13.7	5.8	1.9	11.5	1.6
1955年9月	100.0	78.2	1.2	12.4	5.4	1.4	12.5	1.4
1956年9月	100.0	78.4	1.2	12.3	5.1	1.2	14.4	1.4
鉱業								
1952年8月	100.0	60.3	*	*	7.2	*	16.6	3.9
1953年9月	100.0	60.5	2.1	28.6	7.0	1.4	12.9	3.6
1954年9月	100.0	58.4	1.3	30.6	7.0	2.4	13.3	3.8
1955年9月	100.0	59.8	0.7	30.8	6.6	1.7	13.9	3.2
1956年9月	100.0	58.8	1.2	32.1	6.4	1.1	17.0	3.6
製造業								
1952年8月	100.0	73.8	*	*	5.6	*	12.1	1.4
1953年9月	100.0	74.7	1.8	15.4	5.3	1.0	14.3	1.6
1954年9月	100.0	76.9	1.5	13.8	5.2	1.2	11.6	1.7
1955年9月	100.0	79.4	1.5	12.0	4.8	0.9	13.6	1.6
1956年9月	100.0	79.6	1.6	11.7	4.8	0.8	16.1	1.4

〔備考〕 1)　基本給，奨励給，生活補助給の計である。
2)　基本給，奨励給，生活補助給の計を100とする比率である。
3)　*印は集計されていないことを示す。

すなわちまず総数では一九五五年から基本給の比率が増加し、一九五六年には七八・四%を占めるにいたっている。これはいろいろな手当を基本給にくりいれたり、基本給を職務給化したことの現われだといってよい。能率給は逆に一九五五年から縮小の傾向をみせているが、これは資本が生産高が増大するにつれて賃金が増額するのを防ぐために、能率給を廃止したり、あるいは能率給部分を縮小したりしたためであろう。また家族給の比率も年々減少し、一九五六年には五・一%を示しているが、これは家族給支給の率が不変な企業が多いため、賃金総額の増加とは相対的に家族給の比率が減少したものと思われる。超過勤務給は、一九五六年が最も高い比率を示しているが、いわゆる神武景気における労働時間の延長に対応した現象だといってよい。

鉱業において特徴的なことは、基本給の比率が減少し、能率給の比率が増加していることである。鉱業は、石炭産業その他のように請負給をとっているものが多いから、能率給の比率が他産業よりも大きくなるのは当然であり、また石炭産業における生産能率の上昇

（単位　%）

499人		30 ～ 99人				
1955年9月	1956年9月	1952年8月	1953年9月	1954年9月	1955年9月	1956年9月
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10.3	10.4	5.6	4.1	4.3	4.1	3.5
2.2	1.7	0.6	1.0	0.6	1.2	0.3
20.9	20.4	11.4	13.0	13.6	10.2	11.4
5.4	6.7	4.4	6.9	6.4	3.1	4.2
65.2	67.4	41.1	46.4	42.3	41.8	44.8
5.3	5.6	*	3.7	1.0	1.0	1.0
52.4	52.8	25.0	24.2	25.5	26.6	29.1
22.0	22.6	16.6	16.5	23.1	14.8	15.5
98.6	98.9	95.9	97.4	98.8	99.3	98.5
53.2	55.6	54.1	57.6	57.6	58.1	59.1
43.8	43.3	37.7	40.0	40.3	37.5	36.9
84.1	84.0	70.2	65.7	63.1	55.9	56.3
6.9	5.9	5.6	6.5	6.0	4.8	5.1
34.6	56.4	25.5	29.2	32.7	28.3	41.7
7.6	9.6	5.2	4.3	2.9	4.1	3.9
10.9	11.8	6.1	3.9	2.7	2.7	2.8
5.7	6.1	3.8	5.8	5.0	4.2	4.8
9.8	9.2	5.5	7.4	9.3	7.5	5.3

は、能率給比率の増加をもたらしたものである。また超過勤務給の比率も、総数あるいは製造業よりも上回っている。製造業においては基本給の比率が年々増加し、逆に能率給の比率が減少している。

次に規模別の各種給与支給事業所数の割合をみると、まず五〇〇人以上の規模の企業においては、年齢給、勤続および経験給、能力給、職務給などを支給する事業所数が年々減少し、総合決定給、精皆勤給などを支給する事業所が増加している。一〇〇～四九九人の規模の企業では、年齢給、学歴給、勤続および経験給、能率給などが減少し、役付給、精皆勤給、総合決定給などが増加している。三〇～九九人の規模の企業では、年齢給、家族給、などを支給する事業所が減少し、特殊作業給、精皆勤給などが増加している。

五〇〇人以上、一〇〇～四九九人、三〇～九九人の規模の企業を比較してみると、三〇～九九人の企業では役付給、能率給、家族給、通勤給を支持している事業所が他の規模に比べて少なく、職務給はほとんどない。一〇〇～四九九人の規模の企業では精皆勤給を支給する事業所が五〇〇以上の規模の企業に比べて多く、家族給および職務給を支給するものが少ない。

ところで一九五七年における賃金形態の動向における最も中心的な問題は、定期昇給制度の導入であった。定期昇給制度が採用されるにいたった理由は、まず第一にベース・アップを否定すること、第二に査定的昇給をおこなうことによって、労務管理を強化すること、第三に昇給を通じて企業内賃金格差を適正化することなどである。

第五節　定期給与と臨時給与

一九五七年における臨時給与（特別に支払われた給与）が現金給

第77表　規模別の各種給与支給事業所数の割合（製造業）

給与の種類	500人以上					100～		
	1952年8月	1953年9月	1954年9月	1955年9月	1956年9月	1952年8月	1953年9月	1954年9月
総事業所数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基本給								
年齢給	23.6	20.3	17.0	18.6	17.5	13.9	12.8	14.6
学歴給	1.8	1.5	1.4	1.7	2.2	3.5	2.6	2.4
勤続および経験給	33.4	26.4	30.2	26.8	24.5	21.3	23.5	21.6
能力給	11.9	15.6	8.7	5.8	6.0	11.5	11.5	9.6
役付給	65.0	56.3	63.7	65.2	65.6	61.2	59.6	62.4
職務給	*	28.4	25.9	22.0	21.9	*	12.8	6.5
特殊作業給	81.8	83.1	86.1	81.4	82.0	48.0	50.8	51.1
一定額給	16.8	16.1	26.8	23.7	24.4	21.1	19.0	28.9
総合決定給	91.9	93.0	95.5	97.2	97.3	92.7	94.5	97.1
奨励給								
精皆勤給	26.0	21.7	23.4	25.8	26.9	53.3	50.7	46.7
能率給	55.0	58.7	60.2	51.5	50.5	47.3	47.7	48.0
生活補助給								
家族給	97.1	98.0	98.2	97.2	97.0	84.3	88.6	84.3
単身者世帯主別給	5.7	6.7	4.9	7.8	5.5	7.6	10.5	8.1
通勤給	40.9	39.7	50.3	41.4	73.1	31.0	35.9	38.8
住宅給	20.8	22.9	23.7	22.1	21.3	13.2	13.0	11.8
地域給	34.2	30.0	24.9	22.5	22.0	10.5	9.9	12.5
税・保険料事業主負担給	10.0	8.6	9.6	7.5	7.7	5.4	5.5	6.6
その他の生活補助給	9.8	17.9	17.9	16.9	15.3	7.9	14.6	11.1

第78表　鉱業・製造業における臨時給与の現金給与総額中に占める割合

	鉱業	製造業
	%	%
1957年 1月	8.1	6.3
2月	0.3	1.3
3月	3.9	1.8
4月	8.4	2.4
5月	4.0	2.5
6月	16.6	26.3
7月	12.3	34.0
8月	41.1	9.0
9月	3.0	1.1
10月	0.6	2.1
11月	1.6	2.5
12月	52.1	53.6
1957年平均	17.3	16.4

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

与総額に占める比率は（第78表）は年平均においては鉱業一七・三%、製造業一六・四%であり、前年は前者が一二・七%、後者が一五・一%であったのに比べると、両者ともその比率は著しく増加している。これは資本ができるだけ定期給与の増額をおさえ、神武景気によって増大した利潤の分配を臨時給与の形でおこなったためである。

次に臨時給与が現金給与総額中に占める比率を月別にみると、まず鉱業では六月（一六・六）、七月（一二・三）、八月（四一・一）、一二月（五二・一）が大きな比率を占め、たとえば前年においては八月（一八・九）、一二月（四五・五）であったのに比べると、大幅に増額されたことが明らかである。また製造業でも、六月二六・三（前年二三・一）、七月三四・〇（前年三〇・五）、一二月五三・六（前年五一・三）といずれも前年同期よりも比率は大きい。

夏季・年末特別給与支給事業所の分布の状況を大まかにみると、夏季手当は前年と同様に〇・五月以上〇・七五月が二一・二%を占めて最も多い。しかし一月以上一・五月未満は前年九・六%であったのに対して一二・五%に増加し、また一・五月以上二月未満、二・五月以上三月未満も、若干ながら前年より増加してい

第79表　産業大中分類別「特別に支払われた給与」の支給率および上昇率

	1957年の定期給与に対する臨時給与の割合	1956年に対する上昇率	特別に支払われた給与額 1956年月間平均	特別に支払われた給与額 1957年月間平均	1957年に対する上昇率
	%	%	円	円	%
調査産業総数	22.0	24.4	3,339	2,881	16.2
鉱業	21.0	51.6	2,576	4,102	59.2
製造業	19.7	31.6	2,779	3,163	13.8
食料品	23.5	0.7	2,912	3,240	11.3
煙草	25.5	0.5	3,848	4,732	23.0
紡織	18.0	39.3	1,606	1,773	10.4
衣服および身回品	11.5	8.8	906	966	6.6
木材および木製品	10.4	17.7	977	1,148	17.5
家具および装備品	8.0	23.7	674	991	47.0
紙および類似品	22.6	7.1	4,303	4,388	2.0
印刷出版	18.2	30.4	2,903	3,463	19.3
化学	22.7	21.5	4,253	4,196	−1.3
石油および石炭製品	31.4	8.8	5,583	6,743	20.8
ゴム製品	18.1	20.5	2,314	2,227	−3.8
皮革および皮革製品	12.1	48.4	1,576	1,728	9.6
ガラスおよび土石製品	18.0	13.8	2,670	2,888	8.2
第一次金属	20.0	56.5	4,610	4,539	−1.5
金属製品	15.3	41.8	2,037	2,468	21.2
機械	16.8	66.2	2,211	2,962	34.0
電気機械器具	21.6	32.2	2,722	3,625	33.2
輸送用機械器具	21.9	45.5	3,543	4,627	30.6
精密機器	16.5	8.0	2,222	2,720	22.4
その他	12.2	1.3	1,152	1,340	10.3
卸売および小売業	24.5	22.7	3,416	3,905	14.3
金融および保険業	34.5	13.7	6,590	7,334	11.3
運輸および通信公益事業その他	23.4	15.1	4,160	4,837	16.3
建設業	15.8	35.9	1,832	2,355	28.5

〔備考〕　労働省「毎月勤労統計調査結果表」より算出。

第80表　賃金不払事件件数

年月＼項目	前年(月)より未解決の件数	当年(月)把握した件数	総不払件数	解決件数	差引不払件数
1950年	3,413	29,640	33,053	27,624	5,429
1951年	5,429	19,170	24,599	20,798	3,801
1952年	3,801	17,880	21,681	18,749	2,932
1953年	2,932	20,180	23,112	20,216	2,896
1954年	2,896	25,086	27,982	23,227	4,755
1955年	4,755	27,110	31,865	26,748	5,117
1956年	5,117	19,442	24,559	20,401	4,158
1957年	4,158	16,405	20,563	16,817	3,746
1957年 1月	4,158	1,257	5,415	1,202	4,213
2月	4,213	1,217	5,430	1,284	4,146
3月	4,146	1,282	5,428	1,387	4,041
4月	4,041	1,366	5,407	1,308	4,099
5月	4,099	1,244	5,343	1,334	4,009
6月	4,009	1,195	5,204	1,248	3,956
7月	3,956	1,398	5,354	1,329	4,025
8月	4,025	1,484	5,509	1,421	4,088
9月	4,088	1,347	5,435	1,348	4,087
10月	4,087	1,353	5,440	1,348	4,092
11月	4,092	1,404	5,496	1,397	4,099
12月	4,099	1,858	5,957	2,211	3,746

〔備考〕 労働省「賃金不払事件の状況」による。

る。支給しない事業所は前年二七・三%であったのが、二五・一%に減少をみている。年末手当は、一月以上一・五月未満が一九・六%を占めて最も多い。前年は一・五月以上二月未満が一七・二%で最も多かったのとは異なっている。しかし一・五月以上二月未満も一七・二%を占めているから、全体としては一九五七年の冬季手当は前年を上回ったことになる。なお支給しない事業所は、前年と同様に一四・六%である。

産業別に臨時給与の定期給与に対する比率をみると(第79表)、まず大分類では金融および保険業が最も高く三四・五%、次いで卸売および小売業二四・五%となっており、製造業は最も低く一九・七%である。中分類別にみると、製造業の中で最も高いのは、石油および石炭製品の三一・四%、煙草の二五%、食料品の二三・五%となっている。比率の低い産業は、家具および装備品の八・〇%、木材および木製品の一〇・四%、衣服および身回品の一一・五%である。一九五七年の臨時給与の一九五六年に対する上昇率が最も高かったのは、大分類別では鉱業の五九・二%であり、次いで建設業の二八・五%となっている。これらはいずれも好況を維持した産業であった。中分類別にみると、上昇率の高いのは家具および装備品四七%、機械三四%、電気機械器具三三・二%となっており、逆に上昇率の低かったものは皮革および皮革製品マイナス三・八%、第一次金属マイナス一・五%、化学マイナス一・三%、紙および類似品二・〇%などである。

第六節　賃金不払の状況

一九五七年における賃金不払事件件数は、第80表のように当年把握した件数では、一九五六年が一万九四四二件であるのに対して、一万六四〇五件であり、一五・七%の減少となっている。また総不払件数からみても、一九五六年が二万四五五九件であるのに対して、二万五六三件と一六・三%の減少を示している。差引不払件数も、四一五八件から三七四六件に低下した。一九五七年の不況の影響は、賃金不払の増加をひきおこすまでにはいたらなかったといえるであろう。

賃金不払金額では、第81表のようにまず当年新たに増加した不払金額が、一九五六年の二五〇万七八四三円から、一九五七年の一〇

第81表　賃金不払事件金額（単位　1,000円）

年月＼項目	前年(月)より未解決の不払金額	当年(月)新たに増加した不払金額	総不払金額	解決金額	差引不払金額
1950年	1,215,209	13,886,350	15,101,559	13,889,159	1,212,400
1951年	1,212,400	6,246,970	7,459,370	6,869,910	589,460
1952年	589,460	4,733,233	5,322,693	5,007,795	314,898
1953年	314,898	3,895,032	4,209,929	3,766,520	443,409
1954年	443,409	9,162,392	9,605,801	8,129,987	1,475,814
1955年	1,475,814	7,382,952	8,857,366	7,692,360	1,165,507
1956年	1,165,507	2,507,843	3,673,350	3,079,778	593,572
1957年	593,572	1,067,110	1,660,681	1,281,577	379,104
1957年 1月	593,572	72,104	665,675	80,710	584,966
2月	584,966	62,314	647,280	86,628	560,652
3月	560,652	75,386	136,039	96,267	539,772
4月	539,772	70,356	610,128	95,229	514,899
5月	514,899	84,450	599,348	113,664	485,685
6月	485,685	62,825	548,509	84,176	464,334
7月	464,334	96,690	561,024	85,733	475,291
8月	475,291	89,694	564,985	102,969	462,016
9月	462,016	98,198	560,214	96,092	464,122
10月	464,122	114,118	578,240	121,355	456,884
11月	456,884	107,587	564,471	105,881	458,590
12月	458,590	133,387	591,978	212,875	379,104

〔備考〕　労働省「賃金不払事件の状況」による。

六万七一一〇円と五七・四%に減少しており、また総不払金額では、一九五六年の三六七万三三五〇円から一六六万六八一円と五四・八%減少している。さらに差引不払金額も一九五六年の五九万三五七二円から三七万九一〇四円と減っている。

次に、企業規模別の賃金不払発生件数の月別推移をみると（第82表）、三〇〇人以上の大企業の比率は次第に低下し、一〇月以降は〇・四%台になっている。前年は一・二%から〇・七%の間であったから、大企業の賃金不払はさらに減少したことになる。一〇〇～二九九人の規模の企業も、前年は三%から二・一%の間であったが、二・二%から一・八%に低下し、しかも下期には次第に減少の傾向を示している。ところが、一〇～九九人の規模の企業は、前年は三三%から二八%の

第82表　賃金不払事件規模別状況

年月＼規模別	300人以上		100～299人		10～99人		1～9人		計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1957年 1月	30	0.7	91	2.2	1,224	29.1	2,868	68.0	4,213	100.0
2月	29	0.7	86	2.1	1,219	29.4	2,812	67.8	4,146	100.0
3月	25	0.6	85	2.1	1,200	29.7	2,731	67.6	4,041	100.0
4月	23	0.6	86	2.1	1,223	29.8	2,767	67.5	4,099	100.0
5月	19	0.5	82	2.0	1,202	30.0	1,706	67.5	4,009	100.0
6月	21	0.5	78	2.0	1,173	29.7	2,684	67.8	3,956	100.0
7月	22	0.5	78	1.9	1,207	30.0	2,718	67.6	4,025	100.0
8月	21	0.5	83	2.0	1,245	30.5	2,739	67.0	4,088	100.0
9月	27	0.7	78	1.9	1,228	30.0	2,754	67.4	4,087	100.0
10月	18	0.4	74	1.8	1,263	30.9	2,737	66.9	4,092	100.0
11月	16	0.4	76	1.9	1,265	30.8	2,742	66.9	4,099	100.0
12月	14	0.4	67	1.8	1,139	30.4	2,526	67.4	3,746	100.0

〔備考〕　1）件数は各月末現在未解決件数である。
　　2）労働省「賃金不払事件の状況」による。

間であったのが、三〇%から二九%を示してほとんど変化がなく、しかも上期には二九%台であったのが下期には三〇%台になりやや増加の傾向をみせている。一〇～九九人の小規模企業は、不況の影響に敏感であったといわなければならない。また一～九人の零細企業は、前年は六八%から六二%の間であったものが、六八%から六六%という具合に若干悪化している。これらの零細企業は、好不況にかかわらず慢性的に困難な状態にあるといえるであろう。

第二章　労働時間

第一節　労働時間の概況

一九五七年中における労働時間の推移を、まず毎月勤労統計結果表によってみると第83・86表のとおりである。

（注）実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。

休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間および運輸関係労働者の手待時間は含める。

本来の職務外としておこなわれる当宿直の時間は含めない。

すなわち、調査産業総数の月間総実労働時間数の一九五七年平均は一九八・三時間で前年平均より一・〇時間減少を示し、それを所定内外別にみると、所定内労働時間数は一七八・四時間で、前年平均より一・七時間減、所定外労働時間数は一九・九時間で前年平均より〇・七時間増となっており、総実労働時間数の減少は一九五七年平均出

第83表　総実労働時間数（単位　時間）

産業	1955年平均	1956年平均	1957年		
			年平均	1～6月平均	7～12月平均
調査産業総数	194.8	199.3	198.3	196.4(−0.2)	200.1(−0.8)
鉱業	191.3	193.8	194.6	191.7(1.2)	197.4(−0.4)
製造業	198.0	204.4	102.9	201.6(−0.1)	204.1(−1.4)
卸売および小売業	190.9	194.4	293.1	190.4(−0.1)	195.8(−0.3)
金融および保険業	176.1	178.2	177.4	174.1(−1.8)	180.7(0.8)
運輸通信および公益事業	193.7	194.8	194.1	191.7(−0.6)	196.7(0)

〔備考〕（　）内は対前年同期増減率である。

第84表　所定内労働時間数（単位　時間）

産業	1955年平均	1956年平均	1957年		
			年平均	1～6月平均	7～12月平均
調査産業総数	178.4	180.1	178.4	175.9(−1.4)	180.8(−0.6)
鉱業	173.8	172.9	171.1	168.8(−0.6)	173.3(−1.2)
製造業	179.7	182.0	180.1	177.8(−1.4)	182.3(−0.8)
卸売および小売業	179.9	182.7	181.5	178.9(−1.2)	184.2(−0.1)
金融および保険業	164.0	165.7	164.1	160.5(−2.4)	167.6(0.5)
運輸通信および公益事業	179.2	180.0	178.3	175.7(−1.6)	181.0(−0.3)

〔備考〕（　）内は対前年同期増減率である。

第85表　所定外労働時間数（単位　時間）

産業	1955年 平均	1956年 平均	1957年 年平均	1957年 1～6月平均	1957年 7～12月平均
調査産業総数	16.5	19.2	19.9	20.5 (11.4)	19.3 (−3.0)
鉱業	17.5	21.3	23.5	22.9 (17.4)	24.1 (6.2)
製造業	18.3	22.4	22.8	23.8 (10.7)	21.8 (−6.4)
卸売および小売業	11.0	11.7	11.6	11.5 (0)	11.6 (−3.3)
金融および保険業	12.1	12.5	13.3	13.6 (7.1)	13.1 (−5.6)
運輸通信および公益事業	14.5	14.8	15.8	16.0 (10.3)	15.7 (3.3)

〔備考〕（　）内は対前年同期増減率である。

第86表　出勤日数（単位　日）

産業	1955年 平均	1956年 平均	1957年 年平均	1957年 1～6月平均	1957年 7～12月平均
調査産業総数	23.9	24.2	23.9	23.6 (−1.3)	24.3 (−0.4)
鉱業	23.3	23.3	23.1	22.9 (0)	23.3 (−1.7)
製造業	23.8	14.2	23.0	23.7 (−1.2)	24.2 (−0.8)
卸売および小売業	24.8	25.1	24.9	24.6 (−1.2)	25.3 (0)
金融および保険業	23.9	24.3	24.1	23.6 (−2.1)	24.6 (0.4)
運輸通信および公益事業	23.8	24.0	23.8	23.5 (−1.3)	24.2 (0)

〔備考〕（　）内は対前年同期増減率である。

勤日数の減少（対前年平均〇・三日減）に伴なう所定内労働時間数の減少が影響している。なお、所定外労働時間数は上半期には前年にひきつづいて増加傾向を示し、二〇時間を越える高水準で推移したが、下半期には減少に転じた。

労働時間制度　労働省労働統計調査部編「昭和三二年一一月、労働時間制度調査結果報告」（一九五八年六月刊）によって、交替勤務の実施状況ならびに労働時間、休日についてみると次のごとくである。

（注）　労働時間制度調査は一九五七年一一月一日現在で、全国における製造業のうち紡織業、化学工業、第一次金属製造業、電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業に属する常用労働者三〇人以上の事業所で、昭和三二年給与構成調査の対象となった一二二九事業所（所属労働者約六三万人）を対象として実施された。調査事項は、(1)勤務制度、所定労働時間、所定休憩時間および常用労働者数（労働基準法第四一条の規定により許可を受けた監視または断続的労働に従事する者を除く、以下同じ）、(2)時間外労働時間の限度、(3)時間外労働、深夜労働および休日労働の賃金割増率、(4)休日（週休を除く）、年次有給休暇およびその他の休暇、(5)所定労働時間、所定休憩時間、休日および休暇制度の過去一ヵ年間における変更の有無および内容。

なお、同調査は一九五三年五月、五五年一一月にひきつづき三回目の調査である。

㈠　勤務制度　労働者の勤務制度は、交替制勤務と交替制のない勤務に分けられる。勤務制度を交替制の実施状況からみると、交替制を実施している事業所は紡織業、化学工業および第一次金属製造業において五七・一～六〇・〇%を占めている。しかし、機械製造業、電気機械器具製造業および輸送用機械器具製造業においては一

第87表　産業別1人平均月間総実労働時間数の推移（1957年）

産業	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総数	183.1	199.2	192.7	204.6	197.1	201.8	201.6	199.0	201.6	198.2	199.9	200.4
鉱業	187.6	186.9	188.3	196.7	198.0	192.8	201.8	190.0	194.4	197.2	200.9	199.4
製造業	181.7	208.9	196.9	212.6	199.8	209.6	204.7	201.7	209.6	200.1	205.1	203.2
武器製造業	163.2	209.5	194.9	212.0	196.6	216.4	205.7	207.0	205.5	202.3	212.6	194.8
食料品製造業	186.8	108.1	192.0	210.2	199.4	211.5	204.2	202.8	208.8	203.5	207.9	208.1
煙草製造業	152.9	161.8	171.2	171.7	176.9	165.8	184.4	180.2	164.2	182.2	174.6	171.3
紡織業	179.7	209.3	194.5	216.6	199.3	207.5	203.6	197.7	213.7	201.7	208.5	206.7
衣服および身回品製造業	173.0	199.4	189.4	210.9	194.8	201.7	196.4	188.6	204.4	197.3	201.1	204.8
木材および木製品製造業	185.0	203.2	200.7	212.2	205.9	207.5	208.9	202.8	212.5	207.1	206.0	212.4
家具および装備品製造業	183.4	211.0	200.8	218.7	207.3	212.9	207.8	204.1	215.1	206.9	212.6	216.9
紙および類似品製造業	197.6	217.4	201.9	218.2	206.5	218.3	211.8	208.9	216.2	206.1	216.1	209.6
印刷出版および類似産業	194.3	215.5	210.1	222.6	210.4	218.3	214.4	210.9	216.6	215.9	221.7	225.2
化学工業	170.9	192.0	179.1	193.4	181.8	192.2	187.1	187.1	190.6	181.8	188.3	181.6
石油および石炭製品製造業	180.5	198.5	184.2	196.8	187.0	198.8	195.9	193.6	198.9	192.3	198.9	193.2
ゴム製品製造業	172.5	202.9	192.7	211.3	191.6	200.5	197.5	193.8	205.6	196.9	201.4	194.1
皮革および皮革製品製造業	181.0	210.5	195.1	217.1	200.6	206.4	202.6	198.4	209.6	203.0	204.9	204.0
ガラスおよび土石製品製造業	182.3	206.2	196.3	210.3	201.5	206.7	203.9	201.8	208.7	199.8	205.1	205.7
第一次金属製造業	190.4	203.1	200.5	206.3	204.4	209.4	206.8	205.5	204.7	193.4	190.1	196.3
金属製品製造業	181.9	220.3	203.3	222.6	207.0	218.6	213.9	208.7	219.4	209.5	216.4	216.5
機械製造業	185.1	219.8	205.9	222.7	207.7	223.1	213.6	210.1	219.1	266.6	213.7	209.2
電気機械器具製造業	178.6	214.5	198.7	213.4	195.5	212.5	206.5	204.0	209.6	198.6	206.4	199.3
輸送用機械器具製造業	183.1	216.5	204.3	216.1	206.3	216.7	208.9	207.1	213.1	205.2	206.9	203.1
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具および時計製造業	171.7	210.3	191.2	210.2	189.9	207.5	200.4	198.5	206.7	193.5	203.8	200.7
その他の製造業	177.0	210.6	197.0	216.5	202.5	207.9	203.9	201.1	210.1	198.5	205.9	208.4
卸売および小売業	182.3	190.9	185.9	198.6	190.8	193.8	198.0	196.3	193.7	194.5	195.6	196.7
金融および保険業	162.1	171.4	174.7	180.7	180.1	175.5	185.3	181.1	173.9	185.6	175.5	192.7
不動産業	178.8	187.6	185.0	194.6	193.3	193.1	194.7	194.6	188.4	198.4	194.0	191.4
運輸通信およびその他の公益事業	189.3	188.0	189.8	194.2	195.6	193.1	198.0	199.4	192.6	197.5	193.3	198.9
運輸業	195.1	196.5	196.8	203.8	203.1	201.9	204.4	207.3	201.6	204.9	202.2	202.4
通信業	180.8	167.4	171.6	169.1	178.7	170.8	180.8	178.8	169.7	178.1	170.1	197.2
その他の公益事業	171.2	176.0	182.2	183.8	183.0	181.3	191.5	189.9	180.2	188.3	182.4	181.7
建設業	185.8	197.1	202.1	199.4	203.5	201.5	208.1	207.4	202.8	206.6	202.7	204.7
総合工事業	185.5	194.7	201.5	196.9	203.5	199.2	207.3	206.5	200.6	206.5	201.0	203.3
職別工事業	188.0	210.1	205.5	212.4	203.5	213.5	212.2	212.2	214.3	207.5	211.8	212.7

〔備考〕「毎月勤労統計調査結果表」による。

第88表　産業および勤務制度別労働者の分布比率

区分	合計	交替制なき勤務[1]	交替制勤務あり[2] 計	交替制勤務あり[2] 交替制勤務に従事する労働者
紡織業	100.0	13.9	86.1	55.6
化学工業	100.0	14.2	85.8	33.7
第一次金属製造業	100.0	8.3	91.7	37.4
機械製造業	100.0	75.1	24.9	2.0
電気機械器具製造業	100.0	40.4	59.6	4.1
輸送用機械器具製造業	100.0	36.9	63.1	2.6

〔備考〕 1) 交替制を実施していない事業所の労働者の比率。
2) 交替制実施事業所の労働者の比率。

第89表　産業および交替制実施事業所における勤務制度別労働者の分布比率

区分	計	交替なき勤務	二交替制	三交替制	四交替制
紡織業	100.0	35.4	61.9	2.5	0.1
化学工業	100.0	60.7	4.6	34.7	0.0
第一次金属製造業	100.0	59.2	12.2	28.6	—
機械製造業	100.0	91.8	7.0	1.2	—
電気機械器具製造業	100.0	93.1	3.9	3.0	0.0
輸送用機械器具製造業	100.0	95.8	3.1	1.1	0.0

事する労働者の比率も大企業において高くなっている。交替勤務制が何交替制でおこなわれているかを、交替で勤務する労働者の組の数を基準として区分し（二つの組で交替勤務するものを二交替制、三つの組で交替勤務するものを三交替制とする）、その勤務に従事する労働者数の比率でみると、紡織業、機械製造業および輸送用機械器具製造業においては二交替制、化学工業および第一次金属製造業では三交替制がそれぞれ多くおこなわれている（第89表）。

㈡ 所定労働時間および所定休憩時間　事業所の労働者の大多数に適用される所定労働時間を、その事業所の主な所定労働時間とみて事業所の分布をみると、規模五千人以上においてはほとんどの事業所が七時間台の所定時間である（統計表第90表のそれぞれの時間区分に属する事業所の大部分は区分の上限の時間を所定労働時間としているものとみて差支えない）が、規模が下がるに従って八時間とする事業所の比率が高くなっている。また、労働者の所定労働時間別分布をみると、規模五千人以上の事業所においては紡織業を除き各産業とも半数以上の労働者が七時間の勤務であり、七時間を越える所定労働時間で勤務する者は三〇％以下（電気機械器具製造業は約四八％）であるが、小規模事業所ほど七時間を越える所定労働時間で勤務する労働者の比率が高くなり、規模三〇～九九人の事業所においては八時間勤務の労働者が過半数を占めている。産業別にみると、紡織業は一般に他の産業よりも所定労働時間が長く、この産業では八時間勤務の労働者が五千人未満の規模の事業所において九〇％前後、規模計でみても六一・五％を占めている。他の産業の八時間勤務労働者は機械製造業において三五・九％、その他の四産業においては一〇・〇～一四・九％であり、これら五産業の労働者の過半数は所定八・八～二二・三％で大部分の事業所が交替制を実施していない。また、労働者数でみると、交替制勤務に従事する労働者数の全労働者数に対する割合は、紡織業において最も高く五五・六％を占めるが、化学工業および第一次金属製造業においては三三・七％、三七・四％であり、その他の製造業においては二・〇～四・一％でごく少数の労働者が交替制勤務に従事しているにすぎない。規模別では一般に大企業に交替制を実施している事業所が多く、交替制勤務に従

第90表　産業および所定労働時間別労働者の分布比率

区分	計	～6.59	7.00	7.01～7.29	7.30	7.31～7.59	8.00	8.01～
紡織業	100.0	—	3.8	2.0	4.7	27.3	61.5	0.6
化学工業	100.0	1.0	61.9	13.0	10.6	2.2	11.3	—
第一次金属製造業	100.0	0.8	58.6	11.3	13.8	2.1	13.5	—
機械製造業	100.0	0.5	30.7	15.5	7.4	9.9	35.9	0.1
電気機械器具製造業	100.0	0.1	42.9	6.7	35.5	4.8	10.0	—
輸送用機械器具製造業	100.0	0.2	60.9	16.0	5.1	2.9	14.9	0.0

労働時間七時間～七時間三〇分の勤務である（第90表）。

次に所定休憩時間を労働者の分布でみると、四五分と六〇分の所定休憩時間に属する労働者が大多数を占めている。両者の比率をみると、まず紡織業では四五分に七三・四%、六〇分に二四・三%が属しているが、他の産業においては労働者の半数以上が六〇分制である（第91表）。

第91表　産業および所定休憩時間別労働者の分布比率

区分	計	～44分	45分	46～59	60分	61分～
紡織業	100.0	0.2	73.4	0.8	24.3	1.3
化学工業	100.0	0.3	19.5	2.3	74.5	3.4
第一次金属製造業	100.0	0.1	22.4	3.4	71.8	2.3
機械製造業	100.0	0.1	36.7	5.2	56.2	1.7
電気機械器具製造業	100.0	0.5	42.6	4.7	51.4	0.9
輸送用機械器具製造業	100.0	0.1	34.6	3.2	60.1	1.9

㈢　時間外労働の限度　時間外労働時間の最高限度は、労働協約または就業規則によって定めている事業所についてはその定めにより、それのない事業所については労働基準法第三六条による時間外労働に関する協定によって調査した。その結果、労働協約または就業規則によって定めている事業所は、男子については一六・七～三二・一%、女子についてはやや多く三〇・八～五二・六%であり、時間外労働に関する協定によるものを合わせると、調査日を含む期間については限度時間のある事業所は八二・三～九一・八%である。一日当りの限度時間をみると、男子については二時間を越え六時間以下に区分される事業所が約半数であり、規模別にみると各産業とも規模が下るに従って二時間以下の比率が高くなり、六時間を越える事業所の比率が低くなっている。

第92表　産業および一日当り時間外労働時間限度別事業所の分布比率（男子）

区分	計	～2.00	2.01～6.00	6.01～
	%	%	%	%
紡織業	100.0	35.5	52.3	12.2
化学工業	100.0	20.9	52.6	26.5
第一次金属製造業	100.0	25.5	52.1	22.4
機械製造業	100.0	30.8	51.2	18.0
電気機械器具製造業	100.0	29.4	50.3	20.3
輸送用機械器具製造業	100.0	25.2	47.9	27.0

女子については二時間を限度とする事業所が多い（第92表）。

㈣　休日　週休以外に国民の祝日、メーデー、年末年始等に休日を設けない事業所は調査事業所のうちわずか三事業である。休日を設けている事業所について、どの

ような日を休日とするかを調査区分によってみると、国民の祝日、年末年始については九一・三～一〇〇%の事業所が休日とし、メーデーについては四九・八～六三・六%、盆、会社記念日を休日とするのは紡織業においては前者について八八・五%、後者について一八・七%であるが、そのほかの産業においては三一・四～五〇・〇%である。なおこれらの日以外に休日を設けているものも紡織業の五二・二%を最高にかなりの数がある。これらの休日の年間通算日数をみると、紡織業においては五～九・五日、その他の産業では一〇～一四・五日とする事業所が多い。

次に年次有給休暇についてみると、勤続一年ないし一〇年の場合は労働基準法に定められている最低日数を上回った日数を定めている事業所がかなりあるが、勤続一五年またはそれ以上勤続した場合の最高日数は二〇日とする事業所がほとんどで、二一日以上とする事業所はごくわずかである。さらに年次有給休暇以外の休暇として調査した生理休暇、産前産後休暇、結婚休暇および忌引休暇についてみると、定めのある事業所は最低八三・二%（生理休暇、輸送用機械器具製造業）から最高九八・七%（忌引休暇、化学工業）で、一般に結婚、忌引休暇のある事業所が多い。

㈤　所定労働時間の変更　今回の調査では一九五六年一一月一日から五七年一一月一日の間において所定労働時間、所定休憩時間、休日（週休を除く）および休暇について制度の変更がおこなわれた状況を調査しているが、そのうち所定労働時間では紡織業の一五%を最高に各産業においてわずかずつ変更があった。

所定労働時間の変更内容をみると、延長したもの一四事業所、短縮したもの六六事業所で、短縮は紡織業、化学工業（化繊関係事業所）における一五～三〇分短縮したものがおもなものである。

私鉄における労働時間の通算・換算制の実態　鉄道やバスでは毎日のダイヤによって、労働時間が長短さまざまになるばかりでなく、一日の拘束時間のなかには実際に労働する実ハンドル時間や休憩時間のほか、待機、準備、便乗等の時間もある。そのため労働時間の計算、特に時間外労働の計算が実に複雑である。そこで、私鉄各社では、所定労働時間および時間外労働につき数週ごとの「通算制」あるいは「換算制」をとっているものが多く、私鉄総連では一九五七年七月の大会で、一週間以上の通算制は認めない、換算制は全廃するとの方針を決定した。予めその労働時間の形態についてみるとおよそ次のとおりである。

まずハンドル時間とは運転士が実際にハンドルを握って運転している時間、あるいは車掌が乗車勤務している時間をいい、一般に拘束八時間の場合、このハンドル時間は五時間三〇分か六時間位になっている。待機・待合わせ時間とは、ダイヤの関係で駅、停留所で三〇分とか一時間待機したり、あるいは貸切バスが目的地についてから、帰途につくまでの時間をいう。準備時間とは、始業、終業の前後に車体の検査、整備、清掃等をおこなう時間で、通常二、三〇分ぐらいがこれに当てられる。

便乗時間とはダイヤの関係で一定駅から乗車勤務しなければならない場合、他の電車、バスに便乗してそこに達する間の時間をさす。また同様に終業後帰宅する際のいわゆる〝便乗帰り〟も含まれる。

以上のうちハンドル時間、準備時間が実働時間であることは当然だが、待機、便乗時間の取扱いについては、会社によってまちまちで、これらの時間一杯を実働時間とするところもあれば、その一部たとえば最初の一時間だけを実働時間に繰入れるところ、また後述するようにこれら全体の率を下げて実働時間に換算するところもある。なお、労働時間は協約、就業規則などで簡単に一日平均拘束八時間実働七時間などと定められているのが多いが、各社ともこのほ

かにダイヤに従った交番勤務の時間割（変型労働時間制）がある。これは週単位に月曜一〇時間、火曜六時間、水曜八時間というように繰返すものから、長いのになると一ヵ月あるいは七五日ごとに繰返すというものまである。

ところで、鉄道事業の特殊性からダイヤ編成の上で、一勤務が所定労働時間よりオーバーしたり、少なかったりすることが常態なので、この労働時間の超過分、不足分をその日その日で計算することは事務上煩雑をきわめる。そこでこの超過・不足分だけでなく労働時間全部を一週間とか四週間とかにまとめて通算し、これと一日の所定労働時間に勤務日数を乗じてえた時間数――いわゆる一週間とか四週間分の所定総労働時間数――との差が出た場合、その時間数についてのみ時間外手当が支給される（もっとも、通算した労働時間が所定労働時間数に満たない場合は、一般に所定労働時間労働したものとみなされ、賃金の減額はしない）。これが私鉄各社で一般的にみられる通算制である。

第二節　商店従業員の週休制

一九三八年（昭和一三年）に商店法が制定され、「店主は使用人に毎月少なくとも一回の休日を与うべし」と定めた。これが商店従業員に対する労働保護の最初であったが、実際には守られず、相次ぐ戦時体制下で無視されてきた。終戦後、四七年に労働基準法が誕生し、その三五条に、農林水産業を除いてすべての産業に対して毎週少なくとも一回の休日を与えること、ただし特定の場合は四週間を通じて四日の休日を与えてもよいとした。労働基準法ではそう規定してあるが、商店従業員の実情はどうだろうか。一九五七年六月、東京商工会議所が東京都内の商店約千軒について店員の労働条件に関する実態調査をおこなった結果（同会議所調査資料一五五号「商店員労働実態調査」五七年一〇月刊）では、店員の労働時間は平均始業時間午前八時二四分、終業時間午後八時三六分、平均拘束時間一二時間一二分、平均休憩時間一時間三六分で、休憩時間をはっきり決めているのは約三〇％、休日は待遇のいいところで月に三日、まったく休日がないところもある。けっきょく、ほとんどの商店が拘束労働時間が長すぎるのと賃金が低く、休日らしいものがないうえ自分の時間が少ない。家事に使われ家族的待遇という名で店員をしばりつけ、将来に対してなんらの保証がなく、またいわゆる〝のれん分け〟がなくなったのにこれに代る退職金制度が確立されていない。このような労働条件の悪さで、若い求職者たちには商店は全然魅力がなくなった。問屋や小売商が求人募集をしても、求職者はこ三、四年来減る一方となってきた。たとえば東京都の職業安定所が毎年約一〇万人の中学、高校卒業者の就職をあっせんするが、このうち店員九人以下の商店に就職するのは約九千人で、求人数の三〇％にすぎず、特に地方からの住込み店員の減少が目だってきた。店主の間では「なんとかしなくては」と、二、三年前から深刻に考えだすものもでてきた。そして、「店員は朝早くから夜遅くまで働くもの」という前近代的な労務管理の考えをもち続けるかぎり、優秀な店員を採用しようというのはむりであり、この問題は解決できないと、東京日本橋横山町の問屋街が週休制を採用したのをはじめ、大都市の問屋街や各地の商店街へと一斉休業が全国的に広がり、一年余で週休制を実施するにいたった問屋、商店等事業所は六万二〇三〇、その従業員数は一七万八八五一人（六月三〇日現在、労働省調査）になった。

第三章　労働災害と職業病

第一節　労働災害の概況

一九五七年中における労働災害の発生状況を、労働省労働基準局の資料（「安全の指標」一九五八年五月刊その他）によってみると次のとおりである。

（注）以下の数字（度数率、強度率を除く）は、労働基準法施行規則第五七条に基く事業主からの労働者死傷報告を労働基準局でまとめたもので、いわゆる「産業安全」監督のための参考資料として作成されている。災害によってうける身体の被害とその程度はさまざまであるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療をうけて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼び、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして、休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によって、従来毎月報告する建前になっていたものが四半期毎に報告するよう改められた結果、報告洩れが多くなった。もともと休業八日未満の負傷災害の報告率は余りよくなかった上に、この改訂によって、いっそう報告洩れが多くなってきているので、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になっている。

全国的な規模の労働災害統計には、そのほかに「労働災害統計結果表」（労働省労働統計調査部調査）がある。これは労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、その結果は産業別の度数率、強度率として公表されるが、第95表はそれである。両統計共に未報告・調査洩れがあって、その実数は必ずしも業務上災害発生の全体を示すものとはいい難く、労働者災害補償保険法による労災補償申請件数と合わせて、わが国における労働災害の大体の動向を示すにすぎない。また鉱山における災害に関しては、特に通産省鉱山保安局で調査した統計がある。なお、第95表における度数率・強度率の計算方法並びに労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害発生件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1{,}000{,}000$$

$$\text{強度率} = \frac{\text{労働損失日数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1{,}000$$

一　死亡――即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの（一件当り労働損失日数七五〇〇日）。

二　永久的全労働不能――死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの（同　七五〇〇日）。

三　永久的一部労働不能――死亡および永久全労働不能災害以外で、(1)身体の一部を完全に喪失したもの。(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの（同　五五〇〇～五〇日）。

四　一時的労働不能――一～三以外のもので不休災害を除き、一日以上労働不能（負傷当日は除く）となった災害をいい、かつ医師の認定したもの（暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数）。

死傷者数　一九五七年の全産業における休業八日以上の死傷者数は第93表によると約四〇万人で、前年に比べて八・七%の増加、その

第93表　産業別死傷災害発生状況

産業別	死傷計 1957年	死傷計 1956年	死亡 1957年	死亡 1956年	休業8日以上傷害 1957年	休業8日以上傷害 1956年
合計	398,190	366,273	5,612	5,308	392,578	360,965
鉱業を除く計	343,402	316,866	4,625	4,490	338,777	312,376
製造工業	143,329	133,151	1,175	1,088	142,154	132,063
鉱業	54,788	49,407	937	818	53,801	48,589
建設事業	103,926	93,901	1,910	1,778	102,016	92,123
運輸事業	20,356	18,177	353	339	20,003	17,838
貨物取扱事業	36,152	34,398	278	282	35,874	34,116
農林業	27,152	25,674	491	484	26,661	25,190
漁業	4,320	3,789	195	259	4,125	3,530
その他の事業	8,167	7,776	223	260	7,944	7,516

〔備考〕 いずれも3月分までの「災害月報」を集計したもので，1957年1～12月の間に発生した休業8日以上の死傷災害であり，3月末日までの未報告は含まれていない。

なおもなものをあげると、製造工業および建設事業がともに約一万人、それぞれ七・六%、一〇・六%の増、鉱業では約五千人(一〇・九%)の増加をみている(第93表)。

ところで、各産業とも労働者数が年々増加してきているので、年千人率(労働者千人当り一年間に発生した死傷者の割合)においてうち死亡者数は五六一二人で同じく五・七%の増加を示している。産業別にまず死亡者数についてみると、建設業が一九一〇人で最も多く、次いで製造工業が一一七五人、鉱業、農林業、運輸事業の順に多い。

また、死傷者総数では製造工業が約一四万人で最も多く、建設事業の約一〇万人がそれに次ぎ、鉱業、貨物取扱事業、農林業、運輸事業の順となっており、前年に比べて増加し

第94表　重大災害発生状況

年別	死傷者数(死亡者数)	事故件数 合計件数	事故の種類別 爆発 小計	発破	煙火	クラップおよびスプの中の処理体弾	その他の爆発性品	引火性料品	可燃性ガス	水蒸気	粉塵
1957年	1,312(386)	237	52	21	1	3	4	5	13	3	2
1956年	1,463(513)	214	61	20	6	7		16	5	4	3

年別	事故の種類別 破裂	土砂岩石崩壊	落盤	雪崩	倒壊	墜落	車両 自動車(含踏切事故)	車両 軌道車(含軌車)	火災・火薬	中毒・薬傷	海難	その他
1957年	8	18	16	10	22	6	49	7	9	6	11	23
1956年	6	19	6	10	24	3	36	5	4	8	8	24

は必ずしも以上の割合で増加しているとはかぎらない。一九五二年以降一九五七年までの鉱業を除く主要産業の年千人率の推移を、事業所の規模によって労働者一〇〇人以上を使用する大規模事業所と一〇〇人未満を使用する中小規模事業所に分けてみると、下記のごとく前者の千人率は逐年減少しているのに比し、後者では大幅に増加してきている。

	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五五年	一九五六年	一九五七年
一〇〇人以上事業所	三三・二	三〇・二	二九・七	二六・一	二四・八	二〇・〇
一〇〇人未満事業所	三〇・八	三六・七	四〇・九	四一・七	四四・七	四九・二
規模計	三一・七	三四・五	三六・八	三五・三	三七・〇	三六・六

（注）本表は労働基準法第八条によって製造工業、建設事業、運輸事業、貨物取扱事業、農林業の該当事業場について調査したものである。

第95表　産業および労働不能程度別災害率

産業	度数率	強度率
調査産業合計	22.36	2.38
林業	21.65	3.02
鉱業	73.45	8.00
金属鉱業	28.72	5.43
石炭鉱業	86.23	8.90
石油および天然ガス生産業	8.26	2.15
非金属鉱業	34.74	4.23
建設業	42.97	6.87
製造業	13.95	1.19
食料品製造業	13.95	1.00
煙草製造業	5.00	0.25
紡織業	4.86	0.41
衣服および身回品製造業	2.55	0.15
木材および木製品製造業	33.99	1.53
家具および装備品製造業	21.76	1.19
紙および類似品製造業	18.12	1.87
印刷出版および類似産業	7.01	0.46
化学工業	10.31	1.15
石油および石炭製品製造業	10.92	1.64
ゴム製品製造業	10.22	0.80
皮革および皮革製品製造業	13.70	0.75
ガラスおよび土石製品製造業	17.48	1.55
第一次金属製造業	19.27	2,39
金属製品製造業	29.72	1.58
機械製造業	21.62	1.19
電気機械器具製造業	8.05	0.69
輸送用機械器具製造業	25.29	2.06
医療機械，理化学機械，写真機，光学機械器具および時計製造業	6.21	0.51
その他の製造業	12.13	0.77
運輸通信およびその他の公益事業	16.20	1.60
運輸業	19.78	1.82
通信業	2.11	0.28
その他の公益事業	6.15	1.62
サービス業（自動車修理業，機械修理業および屑鉄処理業のみ）	15.30	1.05

〔備考〕「昭和32年労働災害統計結果表」による。

重大災害の発生状況　一時に三人以上の死傷者を伴なった重大災害は、一九五七年において二三七件に達し、その死傷者数は一三一二人（内死亡者三八六）に上っている。これらの重大災害を産業別にみると、建設事業が一一七件で半数を占め、製造工業が六一件でそれに次ぐ。重大災害発生の傾向として、建設事業のそれが年毎に増加しつつあることは、工事の機械化に伴なう新たな労働災害の危険性が増加しつつあることを示すものとして注目される。

これらの重大災害を事故の種類別に分けてみると（第94表）、自動車の車両事故が四九件で最も多く、爆発事故が五二件でそれに次ぎ、崩壊、倒壊事故の順となっている。前年に対比した場合、車両事故は三六％増加、崩壊事故は二六％の増加で、特に崩壊関係では落盤事故が一九五六年の六件に対し一六件と大幅に増加

したことが目だち、そのほとんど全部水力発電所建設事業によって占められていた。それは建設工事地点が次第に山間奥地に入り、トンネルの長さも、いきおい大幅に延びていることによると思われるが、この種の落盤事故の大部分はトンネル内の安全点検を常時励行し、落盤の兆候を事前に発見するよう努めるならば必ず防止できるものであるといわれている。

第96表　石炭鉱山災害調

年　月	月末鉱山労働者数	災害回数	罹災者数			
			死亡	重傷	軽傷	計
1954年計	350,851	63,315	709	25,881	37,281	63,871
1955年計	320,583	52,380	666	22,277	29,923	52,866
1956年計	332,624	52,536	613	22,013	30,301	52,927
1957年計	349,338	56,153	653	22,843	33,070	56,566
1957年 1月	339,578	3,737	43	1,577	2,133	3,753
2月	344,148	4,262	52	1,837	2,399	4,288
3月	343,666	4,444	65	1,775	2,645	4,485
4月	344,519	4,322	47	1,789	2,520	4,356
5月	346,260	4,603	58	1,895	2,707	4,660
6月	348,032	4,358	66	1,773	2,571	4,410
7月	350,737	4,455	41	1,878	2,521	4,440
8月	349,050	4,867	51	1,845	3,007	4,903
9月	354,531	5,149	57	1,941	3,207	5,205
10月	354,947	5,434	44	2,097	3,328	5,469
11月	357,490	5,254	76	2,111	3,117	5,304
12月	359,094	5,268	53	2,325	2,915	5,293

〔備考〕 1) 鉱山労働者数は各年月末鉱山労働者数の平均である。
2) 「鉱山保安統計年報(概報)」による。

第二節　炭鉱の労働災害

通産省鉱山保安局編「昭和三二年一～一二月、鉱山保安統計年報(概報)」によって、一九五七年中における炭鉱の労働災害発生状況をみると第96表のとおりである。なお、一九五七年中の数字は「災害月報」の速報集計で後日追加訂正されることになっている。

同表によってみると、一九五七年の年間累計で死亡六五三人、重傷二万二八四三人、軽傷三万三〇七〇人で、前年に比べて死亡四〇人、重・軽傷あわせて三五九〇人を増加している。ことに最近中小炭鉱の災害は大手炭鉱における合理化、生産性向上政策の進展とあいまって、度数率・強度率ともに急速に大手を上回ってきていることが注目される(第97表)。それは、中小炭鉱の自然条件が一般的に悪い上に、技術水準も低く、もっぱら労働力に依存しているため、大手炭鉱の合理化がすすみ、その出炭能率が増大すればするほど旧式の採掘方法で、長時間労働と重筋労働を強制して大手なみの能率にあわせようとしている結果を示すものといえる。

第97表　規模別災害の比較
(1956年)

区　分	度数率	強度率
1,500人以上	0.57	6.84
1,500～1,000人	0.85	10.08
1,000～500人	1.06	10.77
500～150人	0.94	9.50
150～50人	1.84	15.35
50人未満	2.78	21.97
平均	0.78	8.54

〔備考〕「昭和31年鉱山保安年報」による。

原因別労働災害の発生状況

原因別に災害の発生状況をみると(第98表)、災害回数の約三割、死亡者の半ば以上は坑内における落盤または側壁の崩壊もしくはガスまたは炭塵の爆発によるもので、次いで比重の大きなのは運搬関係の事故で、災害回数の一二・

第98表　石炭鉱山事由別災害調（1957年）

事由別		回数	罹災者数 死亡	負傷 重傷	負傷 軽傷	合計
坑内	落盤または側壁の崩壊	15,893	314	6,944	8,802	16,060
	ガスまたは炭じんの爆発	28	36	71	12	119
	ガス中毒または窒息	16	11	1	6	18
	発破または火薬類のため	122	20	125	34	179
	立坑巻揚装置のため　チェーンまたはロープの切断	4	2	2		4
	立坑巻揚装置のため　その他	28	6	19	18	43
	前項以外の運搬装置のため　チェーンまたはロープの切断	32	6	16	15	37
	前項以外の運搬装置のため　鉱車の脱線または逸走	1,131	37	511	604	1,152
	前項以外の運搬装置のため　鉱車に接触または衝撃	3,512	68	1,755	1,712	3,535
	前項以外の運搬装置のため　その他	2,052	25	922	1,117	2,064
	出水	62	26	4	8	38
	機械のため	874	4	389	481	874
	電気のため	75	9	31	35	75
	飛石または転石のため	4,432	4	1,506	2,928	4,438
	工具のため	2,908		917	1,989	2,906
	落下物のため	2,513	5	1,105	1,412	2,522
	取扱中または倒壊物等のため	7,963	4	3,152	4,807	7,963
	転倒材木または鉱物のため	3,321	4	1,324	1,996	3,324
	その他の器材のため	6,636	22	2,199	4,433	6,654
	坑内計	51,602	603	20,993	30,409	52,005
坑外	岩盤崩壊	8		2	6	8
	運搬装置の運搬機械，電気のため	868	27	390	450	867
	運搬装置の運搬機械，電気のため	284	9	150	126	288
	運搬装置の運搬機械，電気のため	3,391	14	1,302	2,082	3,398
	坑外計	4,551	50	1,850	2,661	4,561
総計		56,153	653	22,843	33,070	56,566

〔備考〕「鉱山保安統計年報（概報）」による。

一%、死亡者の二割近くを占める。死亡者は少ないが災害回数でこれに次ぐものは取扱中の器材鉱物等のため、飛石または転石、転倒、工具のためというのが高い割合を示す。以上いずれも坑内におけるもので、坑外における比率は災害回数で八・一%、死亡七・七%と坑内に比べれば著しく低い。

重大災害の発生状況　第99表で重大災害（同時に死亡者三人以上、または罹災者五人以上を生じたもの）を示す。

なお、炭鉱災害の現状については次の資料を参考とされたい。

「炭鉱災害の実態とその背景」（九州経済調査会編「九州経済統計月報」一二巻一号、一九五八年一月刊）。

「生産性向上と政策と災害の特質」（日本炭鉱労働組合編「調査と資料」一六号、一九五八年四月刊）。

第三節　職業病

業務上疾病　一九五七年中における「業務上疾病（職業病）発生状況」（労働省労働基準局労働衛生課調べ）は第100表のとおりである。

業務上疾病総数一万七〇二二件のうち、

第99表　石炭鉱山重大災害調（1957年）

災害発生月日	炭鉱名	災害の種類	罹災者数 死亡	重傷	軽傷
1・13	大夕張	ガス突出	2	2	1
1・24	三菱美唄	落盤	0	3	2
2・6	松浦	発破	2	3	0
3・4	笠松	ガス窒息	3	0	0
3・15	平岸	ガス爆発	0	4	1
3・23	田川	〃	4	4	4
3・30	川部	鉱車の逸走	0	1	4
4・4	賀山々豊	ガス爆発	3	2	2
5・3	池部	落出ガス爆発	3	0	0
5・11	川辻	落運ガス爆発	3	0	2
5・12	幌磐	運ガス爆発	1	9	3
6・7	浦手	落ガス爆発	2	0	7
6・14	山内	ガス爆発	0	3	7
6・21	浦鶴	〃	10	1	0
6・27	井沼	火薬類爆発	0	0	9
8・4	佐治	ガス爆発	3	3	2
8・4	大堤	〃	7	1	0
9・30	ノ	〃	3	1	0
10・8	之中	〃	0	8	0
10・11	田大	火薬類爆発	1	8	0
10・17	札幌	ガス爆発	1	5	0
10・21	常吉	〃	2	3	0
11・16	吉岩	〃	9	3	0
11・25	岸稚	坑内出水	18	0	0
11・30	大東	〃	4	0	0
12・5	糀茅	火薬類	2	2	1
計			83	66	38

〔備考〕「鉱山保安統計報告」による。

件数が多いと考えられるものは主として災害性の疾病、たとえば熱傷、凍傷（六号、四八七三件で最高を占める）、負傷に起因する疾病、重激な作業による筋肉や関節の疾患である。しかし、労働衛生に関する資料が完備していない現状からいって、職業病という名称で呼ばれる一連の疾病はその報告件数がはなはだ少ないが、実際には意外に広範囲にわたって労働者の間に浸潤しているといわれており、第100表の件数にしても、七日以内の治療、一千円以下の治療費のものは除かれているから、われわれは実際に発生している疾病の何分の一かを数字として把握しているにすぎない。

けい肺

職業病のうちでも、金

第101表　けい肺健康診断結果表（1955年）

区分	健診実施者数	正常	第1症度	第2症度	第3症度	第4症度	その他
金属鉱業	27,716	21,821	4,887	560	192	176	80
石炭鉱業	22,067	19,371	2,301	191	88	67	49
隧道建設事業	5,887	5,271	484	46	18	38	30
金属精錬業	3,053	2,458	549	13	15	11	2
水力発電建設業	120	96	21	2		1	
鋳物業	276	253	19	2		2	
その他の鉱業	181	153	18	8	2		
陶磁器製造業	3,520	2,653	705	67	36	41	13
ガラス製造業	105	76	23	1	1	3	1
耐火煉瓦製造業	380	265	100	6	2	5	2
その他の窯業	3,420	2,684	614	47	33	33	15
土石工業	1,951	1,422	344	42	53	71	19
土石採取業	403	335	47	13		6	2
石切業	28	26	1	1			
船舶製造業	2,089	1,381	654	24	13	10	7
製造加工用機械器具製造業	24	24					
計	71,226	58,294	10,767	1,028	453	464	220

（職　業　病）　調　　（1957年1～12月）

造工業						ガス，電気および水道業	商業および金融業	運輸通信業	その他の産業	合計
窯業および土石工業	紡織業	製材および木製品工業	食料品工業	印刷および製本業	その他の工業					
118	67	244	79	14	71	21	52	435	167	4,831
32	16	50	15	3	8	3	5	150	61	1,153
99	42	79	39	4	30	15	11	148	61	3,911
							1	1	6	22
1							1			115
122	134	50	229	25	109	64	49	249	93	4,873
90					3				1	317
					3				4	21
	310									310
1					1			1	1	29
										30
										12
									1	18
										14
	1							3	2	51
8	12	1	5		4	1	1	36	7	362
2	3			2						48
1	2	2								35
3	10	4	10		10		2	23	2	201
1	4	3	1	1	4	2		27		150
8	97	3	14		8	6		26	15	470
1			2		1		1	5	7	49
487	698	436	394	49	252	112	123	1,104	428	17,022

36号の計である。

以下のごとく規定されている。

腱，関節の疾病並びに内臓脱，　3.　高熱，刺激性ガス若しくは，蒸気有害光線又は異紫外線，エックス線及びその他有害放射線に因る疾病，　5.　暑熱な場所における業務又は高熱物体を取扱う業務に因る第二度以上の熱傷及び寒冷な場所における業務又はじんを飛散する場所における業務によるじん肺症病及びこれに伴う肺結核，　9.　異常糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎，　12.　強烈な騒音を発する場ガム又は化合物に因る中毒及びその続発症，　18.　亜鉛その他の金属蒸気に因る金属症，　22.　硫化水素に因る中毒及びその続発症，　24.　一酸化炭素に因る中毒及びそ酸又はそれらの化合物，その他腐蝕性又は刺激性の物に因る腐蝕，潰瘍及び炎症，ノ誘導体に因る中毒並びにその続発症，　29.　前二号以外の脂肪族又は芳香族の炭化30.　煤煙，鉱物油，桐油，ウルシ，タール，セメント等に因る蜂窩織炎，湿疹その他以外の毒性，劇性その他の有害物に因る中毒及びその続発症又は皮膚及び粘膜の疾患，

属鉱山などにおいて古くから「よろけ」などといわれておそれられていたけい肺は、遊離けい酸じんまたは遊離けい酸を含む粉じんを吸入することによって、肺に生じた繊維増殖性変化の疾病、またはそれに肺結核の合併した疾病があって、各国でも注目され、諸種の施策が講ぜられている。わが国でも一九五五年にけい肺等特別保護法が制定され、その法律にもとづいて一九五五年度中約七万人、一九五六年度中約二一万人の人たちがけい肺健康診断を受け（第101表）、また保護の手がさしのべられるようになった。

放射線関係職員の身体障害　労働省の「特殊健康診断の指導」にもとづき、一九五六年中に約一〇万人の労働者が特殊健康診断を受けたが、その結果発見された異常者の率は、全体を平

第100表　職　務　上　疾　病

産業別 ＼ 第35条による労働基準法号別施行規則	農林および水産業	鉱業	建設工業	製		
				金属工業	機械器具工業	化学工業
1号	321	1,046	1,291	380	388	137
2号	44	307	212	81	128	38
3号	127	1,243	642	447	687	237
4号		3	1	4	6	
5号		100	3	7	1	2
6号	21	199	554	1,511	871	593
7号		155	4	36	26	2
9号	4		10			
10号						
12号		9	10	1	5	
15号		11			1	18
18号					12	
21号		5	4		1	7
22号					6	8
24号		11	7	4	12	11
26号	1	46	31	40	26	143
27号			1	3	4	33
29号			4		1	25
30号	7	11	62	8	31	18
32号	2	29	13	7	18	38
38号	22	25	157	30	50	9
その他	1	2	3	9	4	13
計	550	3,202	3,009	2,568	2,278	1,332

〔備考〕 1)　8, 13, 19, 34, 37号には該当なし。
2)　その他とは，11, 14 16, 17, 20, 23, 25, 28, 31, 33,
3)　各号該当疾患は労働基準法施行規則（第35条）において
1.　負傷に起因する疾病，　2.　重激なる業務に因る筋肉，物による結膜炎その他の眼の疾患，　4.　ラジウム放射線，に因る日射病及び熱射病，　6.　暑熱な場所における業務低温物体を取扱う業務に因る第二度以上の凍傷，　7.　粉気圧下における業務に因る潜函病その他の疾病，　10.　製所における業務に因る耳の疾患，　15.　水銀そのアマル熱，　21.　硝気又は亜硫酸ガスに因る中毒及びその続発の続発症，　26.　鉱酸，苛性アルカリ，塩素，弗素，石炭27.　ベンゼン又はその同族体並びにそのニトロ及びアミ水素化合物に因る中毒及びその続発症，その他の疾病，の皮膚疾患，　32.　第一四号ないし第三一号に掲げるもの38.　その他業務に起因することの明かな疾病。

均して一一％強の数値を示し、具体的にはたとえば有害放射線にさらされる業務については一六％弱、強烈な騒音を発する場所における業務については一四％弱、ベンゼンを取り扱う場所における業務では二二％強を示していた。また、人事院は放射線発生装置や放射性物質などを扱う診療、研究業務に従事する国家公務員の健康実態の五八％も含めており、また頭痛や疲労感、食欲減退、不眠、めまい、耳鳴り、思考力や気力の減退、出血しやすく止血しにくいなどといった自覚症状者は八〇四人、白血球の減少は四八八人、目や性器の障害者は四六三人となっている（一九五八年三月一〇日付朝日新聞）。

調査をおこなったが、三一七八人の受診職員のうち一六二二人までが身体障害をうけているということがわかった。一番多いのは赤血球の減少症状、次いで自覚症状を訴えるもの、白血球数の少ないもの、目や頭髪などの障害の順になっており、障害職員はいずれも赤・白血球ともに日本人の平均値より減少していた。すなわち、受診者は研究部門六七七人（受診率七〇％）、診療部門二五二〇人（同約八五％）だが、障害を受けた職員は、研究部門に二四三人、診療部門に一三七九人、計一六二二人で、受診者に対する比率は三五％、五五％になっている。赤血球の減少は九四七人で障害職員

第102表　結核発見率推移状況

区　分	受診者数	疾病総計	呼吸器系の結核			
			休業を必要とするもの	休業を必要としないもの	計	発見率(%)
1952年	4,511,795	715,649	37,515	111,835	149,350	3.3
1953年	5,215,922	810,872	30,155	133,307	163,462	3.1
1954年	5,528,324	779,198	28,738	138,265	167,003	3.0
1955年	5,657,927	741,251	25,210	147,530	172,740	3.1
1956年	5,828,250	731,651	20,882	148,594	169,476	2.9

〔備考〕 1) 本表は定期健康診断結果について労働安全衛生規則第22条の規定にもとづき，事業所より労働基準監督署長あて報告されたものを集計したものである。
2) 呼吸器系の結核欄の発見率は受診者数に対する休業必要数と不必要数との小計の率である。

定期健康診断の結果による結核発見率　健康診断の実施状況は、衛生管理者の選任を要する事業所からの報告では大企業において九〇%程度の実施率を示し、一九五六年の結核発見率二・九%は一般人の約二分の一に当る(第102表)。そして、最近特に注目されることは大企業において、雇入れの時の健康診断が厳重になって、結核患者あるいは結核発病のおそれのあるものが採用されなくなり、したがってそれらの人々が雇入れの時健康診断を実施しない小企業に流れ込む結果となって、結核患者の累積が小企業にみられる傾向になったことである。しかし、労働者一〇〇人以下の小企業における健康診断の実施率については、五〇%前後であろうという推定があるが、確かなところは不明で、定期健康診断報告の数字をもって、事業所における疾病、特に結核の現状を把握しているとはいいがたい。

第四章　労働者の生活

第一節　家　計

物　価　一九五六年における生産投資の活況は一九五七年にも引継がれたが、このため各種の原材料や機械など生産手段の輸入が激増し、国際収支は急速に悪化した。これに対して、他方では国際的不況の進行と輸出の停滞を背景に、五月八日におこなわれた日本銀行公定歩合の二厘引上げに始まる輸入制限、投資抑制のための金融引締め政策が次々と打たれ、これを契機に不況が拡大、浸透していった。五月以降、繊維、鉄鋼、機械産業をはじめとする生産過剰が進行し、中小企業、商社への影響はことに激しく、労働者の解雇や失業者の増大、賃金低下などが生ずるにいたった。

卸売物価（経済企画庁「週間卸売物価指数」）は、一九五七年にはいって引きつづき上昇していたが、こうした動きを反映して、四～五月を境に大きく下落した。四月から年末までの物価変動率（△は下落）は、総合△七・二%（食料品を除く△九・八%）、食料品二・二%、繊維△七・一%、燃料△〇・四%、金属△二八・二%、機械△二・八%、建材一・〇、化学△二・七%、雑品△二・六%、生産財△一〇・六%（投資財△一五・二%）、消費財〇・九%で、金属の下落率を最高に生産財はいずれも大幅に下落し、これに対して

第103表　消費者物価指数（全都市，1955年平均＝100）

年別	総合		食料			被服	光熱	住居	雑費
	全都市	東京	計	穀類	その他の食料				
1948年平均	59.4	63.6	67.0	60.6	71.7	88.7	46.5	45.4	38.4
49 〃	78.3	79.7	84.1	69.6	95.6	120.0	58.9	59.2	58.3
50 〃	72.9	74.0	75.2	69.3	79.5	94.8	63.9	60.4	61.5
51 〃	84.9	85.9	86.6	78.1	93.0	120.8	73.7	75.4	71.5
52 〃	89.1	89.5	89.9	85.8	93.1	103.3	87.2	82.3	83.5
53 〃	95.0	96.2	95.3	94.8	95.7	102.9	97.8	90.9	91.1
54 〃	101.1	101.5	103.1	102.5	103.5	103.9	100.4	96.1	96.9
55 〃	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
56 〃	100.4	101.0	98.8	94.7	101.3	99.7	101.7	108.4	101.7
57 〃	103.5	103.9	102.5	98.8	104.6	100.1	110.6	114.5	103.2

〔備考〕 1957年12月から指数が改正され，基準時を1955年（旧指数は1951年）とするなど変更が加えられた。本表は1955年基準の新指数。総理府統計局調べ。

食料品が季節的変動で多少騰貴したのをはじめ、消費財がわずかの騰貴をみせている。

次に消費者物価の動きをみると（総理府統計局「消費者物価指数」、第103表）、卸売物価の下落とは反対に、種類によって季節的変動を示しながらも、年間にわたっていずれも相当の騰貴をみせているのが注目される。一九五七年の前年に対する騰貴率は、全都市の総合三・一％（東京二・九％）、食料のうち穀類四・三％、その他の食料三・三％、被服〇・四％、光熱八・八％、住居五・六％、雑費一・五％となって、光熱、穀類、住居費などの順で騰貴している。食料費は配給米が一〇月から一升一二〇円（従来は一一二円）に引上げられたのをはじめ、穀類、野菜、乾物、調味料、魚介などの生活必需品が騰貴し、光熱費では秋からの薪炭の高騰、住居費では家賃・地代の毎年一貫した高騰、そして雑貨では国鉄運賃の四月からの一三％値上げ、入浴料の値上げ、雑貨類の上昇など、特に生活に密着した一連の物価や料金が騰貴した。これを各費目別にみると次のごとくである（前年対比―％）。

食料費――穀類四・三　魚介七・二　肉類四・六　乳卵△二・〇　野菜一二・一　乾物一四・七　加工食品三・一　調味料五・三　菓子果物△五・九　酒類△〇・二　飲料△〇・一

住居費――家賃地代一〇・九　住宅修繕三・二　水道料二・八　家具什器二・八

雑費――保健衛生〇・六　交通通信一・八　教育五・六　文房具△一・三　修養娯楽一・二　煙草△〇・一

総理府統計局「家計調査」　(i)調査世帯・収入状況　この調査は全国で六大都市をはじめ中小都市二八を選び、そこで抽出した勤労者その他の世帯を対象としている。この勤労者世帯は一九五七年平均総数二六一七人、実収入平均は三万二六六四円となっているが、その内訳は次のようである（一九五七年九月）。常用労務者一〇二七人、臨時・日雇労務者六八人、民間職員一〇一七人、官公職員五〇五人。この勤労者世帯には高級職員層から臨時・日雇労務者までが含まれているが、労働者と比べて平均収入が高く、相当の差がある職員層が、対象としても多く、五八％を占める（「家計調査参考資料」第六号など参照）。またそれぞれの実収入額をみると（一九五六年平均）、常用労務者二万三二九五円、臨時・日雇労務者一万四一九〇円、民間職員三万〇四五四円、官公職員二万九五一四円となっている。これら勤労者世帯の実収入階級別分布状況をみると（第104

第104表　勤労者世帯現金実収入階級別分布状況（1～11月平均，全都市％）

現金実収入階級	1954年	1955年	1956年	1957年
4,000円未満	2.2	1.9	1.6	1.9
8,000 〃	2.3	2.7	2.2	1.9
12,000 〃	6.1	6.2	4.8	4.2
16,000 〃	12.0	11.3	10.2	9.1
20,000 〃	14.8	14.4	13.5	12.2
24,000 〃	14.8	14.6	14.7	14.8
28,000 〃	11.9	11.8	13.0	12.8
32,000 〃	9.2	9.4	10.3	10.2
36,000 〃	7.0	6.9	7.5	7.9
40,000 〃	5.2	5.3	5.6	5.8
44,000 〃	3.2	3.9	4.2	4.4
48,000 〃	2.9	2.6	2.9	3.3
52,000 〃	2.1	2.4	2.3	2.4
56,000 〃	1.3	1.5	1.7	2.0
60,000 〃	1.0	1.0	1.2	1.3
64,000 〃	0.8	0.9	1.0	1.1
68,000 〃	0.6	0.6	0.7	0.9
72,000 〃	0.5	0.5	0.6	0.7
76,000 〃	0.3	0.4	0.4	0.5
80,000 〃	0.3	0.3	0.3	0.5
80,000円以上	1.0	1.2	1.3	2.1
総数	100.0	100.0	100.0	100.0

〔備考〕　総理府統計局「家計調査」による。

表）、二万円～二万四千円未満の層一四・八％が最も多く、これを中心として一万六千円～三万二千円未満層に五〇％が分布している。一九五七年においては、前年に減少した四千円未満層がふたたび増加し、四千円以上から二万四千円未満までの層はわずかながら年々減少傾向を続けているが、一万六千円未満層では好況であった前年の減少率に比べて少なく、停滞状態にある。一九五七年における一万六千円未満層は一七％を占め、これら低所得層はこの家計調査においても依然として相当の比重で存在している。二万円～二万四千円未満層は一九五五年以来やや増加を続けているが、二万四千円～三万二千円未満層は、一九五六年に一度増加したのが一九五七年にはふたたび減少し、三万二千円以上層は増加を続けた。

（注）　厚生省「厚生行政基礎調査」によると、勤労者世帯（耕地三反未満世帯における）の収入状況は次のごとくである。これ

第105表　勤労者世帯実収入の推移――全都市――　（単位　円）

年　月	実収入 総額	世帯主収入 計	世帯主収入 定期	世帯主収入 臨時	妻の収入	その他の世帯員の収入	事業および内職収入	その他の実収入
1951年平均	16,532	13,793	12,384	1,396	1,735		250	754
1952 〃	20,822	17,320	15,274	2,025	2,219		317	966
1953 〃	26,025	21,341	18,121	3,185	290	2,606	516	1,272
1954 〃	28,283	23,030	19,749	3,232	359	2,916	514	1,464
1955 〃	29,169	24,065	20,909	3,124	395	2,620	610	1,479
1956 〃	30,776	25,545	21,681	3,825	602	2,420	635	1,574
1957 〃	32,664	27,285	22,853	4,432	642	2,435	669	1,577
対前年比(％)	6.1	7.0	5.4	15.9	6.6	0.6	5.4	0.2
1951年平均	100.0	83.4	74.9	8.4	10.5		1.5	4.6
1952 〃	100.0	83.2	73.4	9.7	10.6		1.5	4.7
1953 〃	100.0	82.0	69.6	12.3	1.1	10.0	2.0	4.9
1954 〃	100.0	81.4	69.8	11.4	1.3	10.3	1.8	5.2
1955 〃	100.0	82.5	71.7	10.7	1.4	9.0	2.1	5.1
1956 〃	100.0	83.0	70.5	12.4	2.0	7.9	2.1	5.1
1957 〃	100.0	83.5	70.0	13.6	2.0	7.5	2.0	4.8

〔備考〕　世帯主収入の計には定期・臨時収入のほか，副業収入を含む。
総理府統計局「家計調査」による。

第106表　勤労者世帯収支（実収入・支出以外の収支内訳）
（1957年平均，前年対比—全都市）

世帯数	2,604（1956年 2,593）				
世帯人員数	4.44（〃 4.47）				
有業人員数	1.45（〃 1.46）				
	円			円	
収入総額	47,015	6.6	支出総額	47,105	6.6
実収入総額	32,664	6.1	実支出総額	28,946	5.1
実収入以外の収入	5,010	9.9	実支出以外の支出	8,220	13.1
貯金引出・保険取金	2,605	8.5	貯金・保険掛金	4,967	16.2
借入金	474	−2.1	借金返済	676	1.3
掛買	1,682	19.5	掛買払	2,045	13.4
その他	249	−7.1	その他	532	2.7
前月からの繰越	9,424	6.6	翌月への繰越	9,932	6.0
記入不備	7	40.0	記入不備	7	16.7

〔備考〕 総理府統計局「家計調査」による。

は一九五七年四月現在における推計値であるが、常用勤労者世帯の平均収入は約一万九千円で勤労者のうち最も収入が多いが、その四〇％の世帯は、一万五千円未満である。日雇労働者世帯は収入が最も少なく平均約一万円、一万円未満が五九％を占める。家内労働者世帯は、平均収人一万四千円、一万円未満世帯が四六％となっている。

(二)収支構成　まず実収入については（第105表）、一九五七年平均で総額三万二六六四円、前年より六・一％の増加である。この平均世帯の世帯人員は四・四人、有業人員一・五人であり前年とほとんど差はないが、実収入の増加は世帯主の収入、特に臨時収入の大幅な増加（一五・九％）によるものである。しかし前年の増加率二六・六％よりも低い。妻の収入や事業内職収入などその他の各項目も前年に比べて増加しているが、実収入総額に占める割合は低下あるいは停滞傾向を示している。世帯主収入の比率は八三・五％、前年の八三％より高まったが、定期収入七〇％の比重はかえって減少し（前年七〇・五％）、臨時収入の比率が一九五五年一〇・七％、一九五六年一二・四％、一九五七年一三・六％と、一九五五年以来増大した。また実収入以外の収入は五〇一〇円で、前年より九・九％増加した。これは借入金その他がやや減少し、掛買や貯金引出・保険取金が増加したことによる（第106表）。

実支出については（第107表）、総額二万八九四六円、前年より五・一％とわずか増加した。消費支出は各費目とも増加したが、特に飲食費中の肉・乳・卵八・六％、野菜類七・二％、それに外食一七・九％、果物一〇・五％、住居費では家具什器二六・九％、家賃地代一〇・二％、光熱費八・九％、被服費八・四％および教育費八・四％などの増加率が大きかった。穀類、魚介、野菜、乾物、調味料、家賃地代、光熱費、教育費などは値上りが大きく、そのためこうした世帯平均でみても、これらの費目をはじめ生活必需品の消費は増加せず、かえって前年より減少しているとみられる。肉・乳・卵類、家具什器、被服、交際費その他は、これに対して消費が相当増加した。また各費目の構成比では、肉・乳・卵、住居、被服、その他の諸費および社会保障費などの占める率が年々増加傾向をみせ、飲食費全体、穀類をはじめ魚介、加工食品、調味料などは減少傾向を示している。

第107表　勤労者世帯実支出の推移――全都市――

（単位　円）

年月	平均世帯人員	実支出総額	消費支出 飲食費 計	穀類	魚介	肉乳卵	野菜	加工食品・調味料等	その他	住居費	光熱費	被服費	その他の諸費 計	保健衛生	交通通信	教育費	教養文化	その他	非消費支出 租税	社会保障費その他
1951年平均	4.68	16,235	7,554	2,835	862	624	1,975		1,258	723	723	2,017	3,603	781	221	311	709	1,581	1,615	—
1952 〃	4.77	19,992	8,767	3,302	934	752	2,096		1,683	948	933	2,691	4,822	951	323	431	971	2,146	1,831	—
1953 〃	4.79	24,687	9,774	3,691	1,015	900	768	1,681	1,719	1,292	1,128	3,103	6,430	1,180	395	676	1,093	3,086	2,204	756
1954 〃	4.80	26,428	10,501	3,916	1,060	1,003	834	1,853	1,837	1,345	1,160	2,891	7,170	1,274	429	789	1,224	3,454	2,456	905
1955 〃	4.74	26,786	10,465	3,841	1,017	1,064	784	1,804	1,955	1,434	1,185	2,861	7,568	1,339	454	824	1,280	3,671	2,365	908
1956 〃	4.47	27,543	10,399	3,595	991	1,214	769	1,780	2,050	1,748	1,174	3,050	7,860	1,357	496	772	1,274	3,961	2,365	947
1957 〃	4.44	28,946	10,937	3,716	1,034	1,318	824	1,818	2,227	1,993	1,278	3,306	8,578	1,425	531	837	1,351	4,434	1,855	999
対前年比（%）		5.1	5.2	3.4	4.3	8.6	7.2	2.1	8.6	14.0	8.9	8.4	9.1	5.0	7.1	8.4	6.0	11.9	（−）21.6	5.2
1951年平均	—	100.0	51.7	19.4	5.9	4.3	13.5		8.6	5.0	4.9	13.8	24.6	5.3	1.5	2.1	4.9	10.8	10.0	—
1952 〃	—	100.0	48.3	18.2	5.2	4.1	11.5		9.3	5.2	5.2	14.8	26.5	5.2	1.8	2.4	5.3	11.8	9.1	—
1953 〃	—	100.0	45.0	17.0	4.7	4.1	3.5	7.7	8.0	5.9	5.2	14.3	29.6	5.5	1.8	3.1	5.0	14.2	8.9	3.1
1954 〃	—	100.0	45.5	17.0	4.6	4.4	3.6	8.0	7.9	5.8	5.0	12.6	31.1	5.6	1.9	3.4	5.3	14.9	9.3	3.4
1955 〃	—	100.0	44.5	16.3	4.3	4.5	3.3	7.7	8.4	6.1	5.0	12.2	32.2	5.7	1.9	3.5	5.5	15.6	8.8	3.4
1956 〃	—	100.0	42.9	14.8	4.1	5.0	3.2	7.3	8.5	7.2	4.9	12.6	32.4	5.6	2.0	3.2	5.3	16.3	8.6	3.4
1957 〃	—	100.0	42.0	14.2	4.0	5.1	3.2	7.0	8.5	7.6	4.9	12.7	32.9	5.5	2.0	3.2	5.2	17.0	6.4	3.5

〔備考〕　現金のみの数字である。消費支出各項目の比率は，消費支出総額を100とする。
総理府統計局「家計調査」による。

　これらの収支状況を収入階層別にみると第108表のごとくである。この五分位階級別というのは、対象世帯を収入の低いものから高いほうへ順に並べて五等分し、下から五分の一の世帯グループをI階級とし、V階級までの各階級内の収支の平均を示したものであるが、収入階層別の生活状態の較差がこれによってみられる。まず勤め先収入では上層ほど臨時収入の比率が大きくI階級では四%、V階級では二一%、金額ではV階級はI階級の二六倍に達する。消費支出においては上層ほど穀類以外の食料費、家具什器、被服、諸雑費の比率が高い。I階級では消費支出総額に対し食料費が五二%を占め、食料費のうちでは穀類が四〇%を占める。V階級ではそれぞ

第108表　勤労者世帯5分位階級別収支状況（1957年平均）

	5分位階級	I	II	III	IV	V
実数（円）	実収入総額	12,543	21,766	28,452	37,239	63,331
	勤め先収入	11,324	20,205	26,626	34,856	59,096
	定期	9,965	17,306	21,587	26,518	38,892
	臨時	471	1,619	2,967	4,881	12,227
	実支出総額	15,328	20,792	25,878	32,276	50,461
	消費支出総額	14,859	19,727	24,126	29,312	42,438
	食料費	7,784	9,423	10,668	12,012	14,801
	穀類	3,090	3,439	3,677	3,943	4,431
	その他	4,694	5,984	6,991	8,069	10,370
	住居費	1,069	1,469	1,876	2,214	3,335
	（家具什器）	289	439	703	922	1,742
	光熱費	823	1,045	1,220	1,394	1,902
	被服費	1,393	2,201	2,946	3,896	6,095
	雑費	3,785	5,589	7,416	9,796	16,305
	勤労所得税	31	145	419	1,085	4,541
	貯金	663	1,636	2,583	4,094	10,325
対前年比（%）	実収入総額	3.5	4.7	4.9	5.6	8.1
	勤め先収入	3.6	4.9	4.9	5.7	8.8
	定期	2.3	5.3	4.2	5.0	7.3
	臨時	6.8	8.7	11.0	16.6	18.2
	実支出総額	4.1	5.0	4.8	5.0	5.7
	消費支出総額	4.3	5.8	6.4	7.3	10.9
	食料費	4.6	4.6	4.5	4.3	7.1
	穀類	3.7	3.0	4.1	2.4	3.7
	その他	5.1	5.6	4.8	5.2	8.6
	住居費	2.0	7.1	14.0	15.6	20.8
	（家具什器）	9.1	10.6	25.5	21.3	39.7
	光熱費	4.8	7.3	12.3	7.3	10.6
	被服費	2.4	6.0	4.8	8.4	12.7
	雑費	4.8	7.1	7.0	8.9	12.1
	勤労所得税	−31.1	−41.8	−39.4	−31.7	−26.9
	貯金	9.2	15.9	12.4	16.2	23.7
実収入—実支出		−2,785	974	2,574	4,963	12,870
（1956年）		(−2,615)	(986)	(2,431)	(4,515)	(10,850)

〔備考〕　総理府統計局「家計調査」による。

れ三五%、三〇%となっている。金額では、I階級に対してV階級は、穀類以外の食料費二・二倍（これは肉類、乳・卵類、魚介、加工食品、調味料、菓子、果物、外食費など食生活の質量ともの向上を示す）、家具什器六倍、被服四倍、諸雑費四倍となっている。また前年と比べると、勤め先収入のうちの臨時収入、消費支出では穀類以外の食料費、家具什器、光熱、被服、雑費などすべて上層ほど増加率が高いが、以上の傾向からみて、生活必需品の騰貴を考慮すると、下層では食生活をはじめ生活改善はほとんどなされず、かえって苦しさを増したとみられる。勤労所得税の減少はII・IIIの階級に大きく、実収入・支出差額はI階級では赤字をみせ、II階級でも前年より悪化している（収入階層別の各品目支出額、購入状況については第二節、第四節を参照）。

労働者生活実態調査　労働組合をはじめとして労働者の生活実態調査が、一九五七年においても数多くおこなわれているが、ここでは国鉄労働組合の調査を掲げることにする。

国鉄労働組合による生活実態調査は、一九五七年秋、全組合員から五人に一人の割合で抽出された三万八七六八人の国鉄労働者を対象におこなわれたもので、賃金、家計、衣・食・住の生活全般にわたっている（衣・食・住の状態については後述）。この調査対象労働者の平均基準賃金（基本給、扶養手当、勤務地手当——一九五七

年八月）は一万七四七七円であり、年齢、勤続などとあわせて国鉄労働者の一般的状態を代表するものとみられているが、ほとんどの者が生活の苦しさを訴えている。生活が非常に苦しいという者が五〇・六%を占め最も多く、やや苦しい三三%、なんとかやれる一二・七%、余裕がある〇・八%、無記入二・三%となっている。飲食費の占める割合を基準賃金に対比してみると、平均賃金一万七四七七円、世帯人員四・三、飲食費比率五四%となっており、世帯人員数によって多少変動があるが、賃金の低い世帯ほど高く、全体として五五～六〇%に達する世帯が多い。この比率が五〇%以下に下るのは基準賃金二万四千円以上の世帯ではじめてみられる。これは、後にみるように、きりつめた食事内容のもとにおける状態なのであって、家計の実情を端的に示している。また生活の赤字は借金で補う者が六〇%で、これは各賃金階層に共通しており、預金引出しは二八%、これはやはり賃金階層の上層部分に多い。また親元からの補助が一三%を占める。

資料　以上にみた調査のほか、家計や生活実態調査には次のようなものがある。一九五七年中に調査されあるいは発表された、おもな資料を掲げる。

㈠家計調査――毎年定期的に継続してなされているもの。

(1)　東京都庁「東京都標準世帯家計調査」　一九四八年四月以降、多少変更をみながらも継続。標準勤労世帯とは次の条件を満たすものをいう――世帯主が二八～四〇歳の男子、世帯員は四人または五人、世帯主が妻および二～三人の子と居住し、主として世帯主の勤労収入で生活を営むもの。一九五七年度の調査世帯は五〇〇（都区内三〇〇、八王子市と立川市各一〇〇）。職種では（区部）、作業労務者一二五、事務労務者一六六で事務労務者の比重が高い。

(2)　日本石炭鉱業経営者協議会「炭鉱労働者生計調査」　一九四七年七月以来実施。九州、北海道、常盤、山口の炭鉱地帯において坑内労務者四七炭鉱、四〇世帯、坑外労務者四九炭鉱、三八三世帯を対象。調査世帯は本人を含む三～五人世帯。

(3)　日本国有鉄道「日本国有鉄道職員生計費調査」　一九四〇年から実施され、一九四四年までで中断、戦後一九四七年より復活。対象は国鉄職員（男子）世帯、一般世帯一八三〇、独身一七〇。主として国鉄収入により生計を維持し、家事使用人、同居人および病弱者など特に出費を要するもののない世帯。三人世帯で二六～三五歳、基本給一万二〇〇～一万五七〇〇円など、独身から五人世帯まで、世帯人員、年齢、基本給のそれぞれ標準世帯を選出。

(4)　郵政省「郵政職員生計調査」　一九三八年九月から実施され、一九四五～四七年中断、戦後一九四八年より復活。調査対象は、郵便局、地方貯金局および地方簡易保険局に勤める公労法適用職員（男子）世帯約一千。次の条件の該当者から抽出――主として職員の本収入で生活している、耕地経営は一反未満、なるべく借家、借間居住者、また病弱者など特に出費を要するものがいない世帯。

(5)　日本私鉄労働組合総連合会「私鉄労働者生計費調査」　一九四八年一一月より実施、各社の組合員約三〇世帯。

㈡労働者生活実態調査等

(1)　日本労働組合総評議会「低賃金労働者」　一九五七年一月、全国で選定された五〇人未満企業労働者を主とする四二〇〇名を対象。繊維、食料、金属、機械、化学、印刷、製材・木工、運搬の各産業および日雇労働者などについて、賃金、労働条件、家計、衣食住の生活実態など調査。

(2)　全農林省労働組合「生活の実態と賃金の要求」　一九五七年六月、組合員三五八四名を対象とする世論調査で、生計、生活難の実情など調査。

(3)　私鉄総連「私鉄労働者退職後の実態」　一九五七年一一月、

各社の退職者一五九名について、退職金額階層別にその使途、退職後の生活状態など調査。

(4) 全国麦酒産業労働組合連合会「生活実態調査分析報告」　一九五七年秋、日本、朝日、キリンのビール三社組合員を対象。家計、家財所有状況など。

(5) 労働組合によるものとしては、この他、名瀬市職員組合（鹿児島県奄美大島）「生活実態調査」（一九五六年一二月、一五七名）。昌運工作所労働組合連合会「生活実態調査」（全国金属労働組合傘下、一九五七年夏、二九三名）、および日本鉄鋼産業労働組合連合会「賃金世論調査」（一九五七年五月、一万一千名）、全国金属労働組合東京地方本部「職場の実情・俺たちの要求」（一九五七年二月、一万一千名）など。

(6) 労働省婦人少年局「労働者家族の生活」　一九五五年二～三月、北海道、福島、福岡など七道県の炭鉱のうち従業員一千人以上の一五炭鉱、四八〇〇名を対象。生活状態、家族の扶養問題など調査。特に常磐磐城炭鉱と三井三池炭鉱について詳しい。

(7) 労働省「失業者帰趨調査結果報告」　一九五六年九月および一二月、全国職業安定所の一般新規求職者、失業保険支給終了者、同受給資格決定者など四九〇〇名を対象。就業、家計などの三ヵ月後および六ヵ月後の動きを調査。

㈢ 日雇労働者

労働省職業安定局「日雇労働者生活実態調査」　一九五七年一一月（年一回定期）、全国の職業安定所から約四千人を抽出、生計費調査。東京都でもこれに応じた調査報告を毎年発表している。その他、全日本自由労働組合京都支部「日雇白書」（一九五六年一一月、「部落」八八号所載）など。

㈣ 政府の分析

経済企画庁「経済白書」昭和三二年版、経済企画庁「国民生活白書」昭和三二年版、労働省「昭和三二年労働経済の分析」（労働白書）、厚生省「厚生白書」昭和三二年版（厚生省による国民生活分析は「昭和三二年社会福祉の動向」〃厚生の指標〃特集号に詳しい）。これらの政府の「白書」で扱われているのは一九五六年における労働者、国民の生活であるが、主として経済企画庁「国民所得調査」、総理府統計局「家計調査」および「消費者物価指数」、それに消費資料の国民一人当り供給量・消費量の数字、特殊的には労働省「日雇労働者生活実態調査」や厚生省「厚生行政基礎調査」などの諸資料を基礎としている。そして各白書によって論調や視角に多少差異をみせながらも、基調としては「家計調査」の勤労者世帯平均の数字に以上の諸資料を結び合わせて、労働者平均一世帯当り、国民平均一人当りの状態に還元させ、年々の変動とその生活の向上を説くにとどまっている。「貧困」状態は特殊的な階層の問題として特殊化され、局限されている。

（注）これらの他、生活保護世帯の生活実態調査や地方公共団体によるものをはじめ、数多くの地方的・個別的調査がなされ、貴重な資料が多いが、省略する。

第二節　栄　　養

国民栄養調査　厚生省の国民栄養調査によれば、一人一日当り栄養摂取量（市部）の状況は第109表のごとくである。これは一人当りの平均量であるが、一九五六年においては前年に比べて熱量、動物性蛋白質、脂肪、カルシウム、ビタミン類などの摂取量がやや増加をみせ、植物性蛋白質、含水炭素は減少している。動物性蛋白質や脂肪などは年々わずかながら増加傾向を示しているが、総じて年来

第109表　1人1日当り栄養摂取量（市部）

区分		1950年平均	1951年平均	1952年平均	1953年平均	1954年平均	1955年平均	1956年平均	基準栄養量
熱量	(Cal)	2,041	2,061	2,042	2,002	2,010	2,025	2,034	2,180
蛋白質	(g)	71	70	70.6	69.3	69.0	70.2	69.8	—
動物性		21	23	24.9	24.8	24.4	25.3	25.4	22以上
植物性		50	47	45.9	44.6	44.6	45.0	44.5	51
脂肪	(g)	21	21	22.5	22.4	23.6	22.8	24.3	30
合炭素	(g)	394	398	399	381	381	385	384	405
無機質 カルシウム	(mg)	—	270	348	355	343	344	381	100
無機質 燐	(g)	—	1.82	1.78	1.82	1.78	1.30	1.30	—
無機質 鉄	(mg)	—	50	63	58	58	14	15	10
ビタミン A	(IU)	—	2,292	3,014	2,902	3,047	1,645	1,789	3,700
ビタミン B_1	(mg)	—	1.61	1.18	1.11	1.08	1.15	1.18	1.2
ビタミン B_2	(mg)	—	0.79	0.66	0.65	0.65	0.69	0.72	1.2
ビタミン C	(mg)	—	88	75	72	74	74	75	60

〔備考〕 1) 本年鑑では1955年分まで「六大都市」の数字を掲げてきたが，1956年からそれが得られなくなったので「市部」の数字に切り替えた。年平均はそれぞれ5，8，11，翌年2月調査の平均。

2) 基準栄養量は総理府資源調査会1953年決定によるもの。

3) 厚生省「国民栄養の現状」による。

第110表　勤労者世帯収入階級別食品購入状況

現金実収入階級別	世帯数	世帯人員	米穀(1kg)	麦雑穀(1kg)	パン類(100匁)	鮮魚類(100匁)	塩干魚介(100匁)	肉類(100匁)	牛乳(1合)	バター(0.5ポンド)	鶏卵(1個)
4,000円未満	154	4.1	24.3	3.4	6.3	12.0	3.6	3.7	10.9	0.10	20.0
8,000 〃	211	3.7	27.2	5.9	4.5	11.8	2.8	2.3	4.4	0.01	12.7
12,000 〃	399	3.6	27.5	4.9	4.6	11.3	3.0	2.6	6.4	0.04	13.8
16,000 〃	951	3.9	30.6	4.1	5.0	12.8	3.3	3.1	8.4	0.03	16.2
20,000 〃	1,249	4.1	33.1	3.8	6.6	12.7	3.6	3.7	10.0	0.06	21.1
24,000 〃	1,402	4.3	33.1	3.4	7.7	13.6	4.0	4.2	12.7	0.10	24.1
28,000 〃	1,203	4.5	36.2	3.2	8.8	14.1	4.1	4.5	15.1	0.11	27 3
32,000 〃	990	4.6	36.0	3.3	8.7	14.8	4.3	4.9	16.0	0.16	27.9
36,000 〃	720	4.8	39.4	3.4	10.2	15.2	4.6	5.3	17.0	0.20	29.4
40,000 〃	578	5.9	43.8	3.4	10.4	16.2	5.2	5.7	20.5	0.24	34.6
44,000 〃	443	4.0	43.0	3.1	11.6	16.5	5.0	6.3	21.1	0.29	34.6
48,000 〃	297	5.9	39.7	2.8	11.2	16.6	5.1	5.9	24.0	0.39	39.4
52,000 〃	240	5.1	43.7	3.4	12.6	16.5	5.4	6.7	24.6	0.37	39.3
56,000 〃	189	5.0	43.8	2.9	13.5	15.8	5.1	6.5	24.4	0.46	40.1
60,000 〃	143	5.2	43.6	3.2	15.1	16.0	5.2	7.4	31.2	0.37	43.8
64,000 〃	109	5.3	46.3	2.6	12.9	19.7	5.8	6.8	31.2	0.46	38.8
68,000 〃	85	5.1	42.9	1.8	13.0	17.4	6.2	8.1	28.7	0.38	45.4
72,000 〃	57	5.0	41.6	2.0	14.9	14.9	4.9	7.3	25.3	0.37	40.5
76,000 〃	47	5.4	49.3	2.0	12.1	18.6	6.4	7.7	33.3	0.61	46.8
80,000 〃	33	5.4	50.5	4.8	13.1	18.7	6.9	8.2	21.4	0.23	31.9
80,000円以上	155	5.3	46.1	1.8	14.4	18.3	5.6	9.0	37.7	0.74	50.5

〔備考〕 1956年1～12月の1ヵ月平均。総理府統計局「家計調査」資料による。

の停滞状態を脱けでてはいない。また基準栄養量と比べて、熱量、植物性蛋白質、脂肪、含水炭素、ビタミン類などはまだ低い水準にとどまっている。

収入階級別食料品購入状況　総理府統計局の資料によると第110表のごとくである。これは「家計調査」の対象全都市勤労者世帯から三分の一を抽出、集計したもので、一九五六年平均一ヵ月間の購入量である。各階層ごとに世帯人員数が異なり、また消費単位別にみられないので、購入量の収入階級別状況を厳密にみられないが、世帯員一人当りでみても、麦雑穀類の購入量が低収入層ほど多いのを除いて、総じてどの品目も、収入の高い層ほど多い。これとともにまた、それぞれの支出金額の増加は、購入数量の増加率より高く、収入階層別による食料品の品質上の差が相当大きいことを示している。またこれは乾物、加工食品、調味料、砂糖、食用油、菓子、果物、酒類などについても同様である。

国鉄労働者の食事　国鉄労働組合の調査（前掲）によると、基準賃金に対する飲食物費の割合は平均五四％に達していたが、この食事内容を表わすものとして肉類と魚類の摂取状況をみると次のようである。まず肉類をまったくとっていないものが一二％、調査対象者のうち四六〇〇人もいる。次に週一回あるいはそれ以下のものが五九・五％を占める。収入階層別にみても各層共通してその五〇％以上が週一回となっている。特に一万四千～二万二千円の層は大体六〇％以上のものがこれに属するが、この階層は、年齢では三〇～三八・二歳、扶養家族数は二・六～四・二人というところで、国鉄の現場労働における中堅層であると指摘されている。週三回以上のものは全体の六・六％にとどまる。また魚類の摂取状況は肉類に比べて多いが、まったく食べないものも一・二％、四五九人ある。二回以下というのが最も多く二〇・六％、五六％のものが週三回以下であり、これは各収入階層に共通している。毎日食べているのは一一％にすぎない。ただしこの摂取状況は鮮魚についてのみなので、塩干魚類の摂取を含めるとこれを若干は上回ると考えられる。

（注）　総評「低賃金労働者」（前掲）においても、魚・肉類の摂取状況を中心に、各産業中小企業労働者の食生活の劣悪さが表わされている。政府による国民一人当りの全般的な分析としては経済企画庁「国民生活白書」（前掲）などを参照。

第三節　住　宅

住宅建設状況　建設省の調査によって、まず戦後における住宅建設の動きをみると（第111表）、一九五一年から五四年にかけて停滞していた建設戸数も、一九五五年から増加傾向を続けている。一九五七年度の建設戸数（計画）は総数で約四九万五千戸、前年度より八千戸の増加が見込まれている。このうち民間自力建設が三二万戸で最も多く六五％を占める。公営住宅四万六千戸、公庫住宅六万三千戸、公団住宅三万五千戸、厚生年金融資住宅その他三万戸で、公庫住宅の比重が大きく、またその増加率も年々大きくなっている。公団住宅その他も年々増加しているが、比較的家賃の安い公営住宅は一九五三年度を頂点に減少傾向をたどり、一九五七年度は前年より八〇〇戸少なくなっている（住宅政策の項参照）。

これを住宅着工統計（建築基準法による新設届出戸数、床面積が一〇平方メートルを越えるもののみ、建設省「建築統計年報」）によって利用関係別にみると、持家は一九五六年からふたたび増加傾向をみせているが、着工住宅全体に占める比率は一九五七年約六〇％、一九五〇年の八三％などから年々減少している。貸家は一九五七年二八％で、特に一九五六年からその増加率が大きくなってい

第111表　戦後の住宅建設戸数　（単位　100戸）

年度＼種類	公営	公庫	公団	生年厚金融資その他	小計	民間自力建設	合計
1945年	811	—	—	239	1,051	1,307	2,358
46	488	—	—	1,063	1,551	3,041	4,593
47	421	—	—	725	1,146	5,115	6,261
48	429	—	—	437	866	6,543	7,409
49	266	—	—	245	511	3,190	3,701
50	321	624	—	260	1,205	2,168	3,373
51	274	486	—	210	971	1,492	2,463
52	333	554	—	226	1,113	1,615	2,727
53	579	552	—	225	1,357	1,660	3,017
54	530	416	—	173	1,120	1,665	2,784
55	520	450	200	261	1,431	2,273	3,704
56	468	541	230	238	1,477	2,633	4,110
57	460	630	350	300	1,740	3,200	4,945
合計	5,905	4,253	780	4,600	15,538	35,903	51,440

〔備考〕 1)　新築住宅のみの戸数で，増築戸数を含まない。
2)　1957年度分は計画戸数。
3)　この他住宅事情の緩和に役だつと考えられる増築は，1952 53，54年度は年間約17,009戸，1955年度は公庫融資分を含め約32,000戸，1956年度約35,000戸。建設省資料(「国土建設の現況」)。

る。給与住宅は戸数は全体において年々増加しているが、着工住宅に占める比率は一九五五年以来減少傾向にある。また住宅の規模では、持家がやはり最も広く、一九五七年は一戸当り平均二一・七坪、年々わずかながら増加している。貸家は一九五七年一〇坪、一九五〇～五四年における一一坪台から、一九五六年以来かえって狭くなっている。給与住宅は一七・七％坪で、年々わずかながら増加している。

住宅対策　まず住宅不足状況は一九五七年四月一日現在、建設省の推定によると次のようである。一九五五年八月一日現在の不足数二七〇万八千戸（住宅事情調査）、一九五五年八月一日～一九五七年四月一日の新規需要増三九万三千戸、計三一〇万一千戸の不足、これから一九五五年八月一日～一九五七年四月一日の住宅供給七六万七千戸を差引き、不足数は二三三万戸となっている。この住宅難は労働者、低所得層に特に甚しい。

政府による一九五七年度住宅建設計画は第112表のごとくである。前年度に比べて公庫住宅は一万一千戸、公団住宅は一万二千戸増加したが、公営住宅は第一種が約五四〇〇戸減少し、第二種が同数だけ増加した。各住宅の入居資格は、世帯の収入額によって区別され、月収一万六千円以下のものは公営

第112表　住宅建設計画（政府計画住宅）　（1957年度）

所得階層	所得階層別住宅難世帯と入居対象(1957年4月)	建設計画 種類	戸数	住宅規模	家賃（月）
円	%			1戸当り 坪	円
～16,000	29.9　公営住宅第2種	公営第2種	25,000	8.2	1,070～1,740
16,000～25,000	31.5　公営住宅第1種	〃 第1種	21,000	10.5	1,920～2,720
25,000～32,000	16.6 公団・公庫住宅	公庫	88,000	13.3	4,210(賃貸耐火)
33,000～	22.0 公団・公庫住宅	公団	35,000	14.0	4,840(賃貸耐火)

〔備考〕 建設省「建設月報」1957年10月号などによる。

住宅第二種、二万五千円以下は公営住宅第一種の対象にしかなりえないが、これらは公庫・公団住宅に比べて建設戸数がきわめて少ない。入居の競争率は激しく、一九五六年東京において、第一種二六倍、第二種二八倍といわれる。また住宅規模も狭く、公営第二種が平均八・二坪、このうち木造八坪の住宅が一万四八〇〇戸、簡易耐火平家が五一〇〇戸を占める。公営第一種においても木造八坪のものが八五〇〇戸となっている。家賃は公営第二種の木造八坪住宅の一〇七〇円を最低にそれぞれ高くなっているが、用地や建築費の騰貴を理由に、前年に比べて公営住宅でも第二種で月二〇～四〇円、第一種で二〇～一二〇円の値上りをみせている。

住居の実態　国鉄労働組合「生活実態調査」（前掲）により国鉄労働者の住居の状況をみると、住宅の種類別では自家四四・八%、借家一九・九%、公舎一六・七%、間借八・四%などがおもで、公舎の比重の比較的大きいのが特徴である。この公舎居住は収入階層が上るにつれて増加し、基準賃金二万四千円以上が三〇%を越える。借家・間借・下宿居住者の比率は九千円～一万七千円層に最も高く、三〇～四〇%を占める。家賃・間代（地代を含む）は一千円以下三八・二%、一千～二千円一五・七%で、公舎・家族寮を含むため低くなっているが、部屋数は一部屋世帯が一一・四%、二部屋三一・五%、三部屋二五・三%、四部屋一六・一%、五部屋以上一三・四%、畳数は一人当り二～二・五畳二七・七%、三～三・五畳二五・四%、四～四・五畳一六・三%などが多く、国鉄労働者の約六〇%が二～三部屋で一人当り二～三畳の住居で生活していることが示されているが、現実には、扶養家族が増えても部屋数・畳数はそれに応じて増加しない、現場の中堅層において住宅難の特にはなはだしいことが指摘されている。

この他、労働者実態調査や各個別調査としては――日本労働組合総評議会「低賃金労働者」（前掲）、労働省や東京都庁による「日雇労働者生活実態調査」、全日本労働組合京都支部「日雇白書」（一九五六年一一月、「部落」八八号所載）――三畳世帯が最も多く、一人当り平均畳数〇・九七、家賃は収入の二八%、自力のバラック住宅が多く、橋の下の住人も多いことを報告している。――東京都民生局「低額所得世帯生活実態調査」、「被保護世帯生活実態調査」各一九五七年度版など。

また全般的な資料としては次のものがある。

内閣総理大臣官房審議室「住宅問題に関する世論調査報告書」――一九五六年六月、人口五万以上の四〇都市において抽出した世帯主二五二二名についての調査で、住宅政策にたいする意見、住宅困窮状況、住居の広さ、家賃などの状況を詳しくまとめてある。総理府統計局「家計調査参考資料」――「家計調査」世帯を対象とした住居の種類、広さ、家賃の調査、一九五七年は五号（三月分）、六号（九月分）。東京都「標準勤労者世帯住宅調査」――一九五七年二月、東京都家計調査世帯（前掲）を対象。

第四節　持ち物

収入階級別家具・被服類支出状況　総理府統計局「家計調査」資料（前掲）によると第113表のごとくである。これは一九五六年における一ヵ月平均の支出額であるが、家具什器類では上層ほど電気器具への支出額が多く、電気器具、家具および台所用品などにまとまった支出をおこない、これらの整備をおこなっていることが推察されるが、収入の低い層ではこうした重点的な支出はみられず、金額もわずかで、それぞれの消耗を補う程度にすぎないとみられる。収入二万円未満世帯では、それぞれの支出金額は年間を通じても一千

第113表　勤労者世帯収入階級別家具・被服類支出状況　　（単位　円）

現金実収入 階級別	世帯数	世帯人員	家具什器 計	食器類	台所用品	電気器具	家具類	被服費 計	和服類	洋服類	下着類
4,000円未満	154	4.1	293	34	22	40	60	1,726	77	266	221
8,000 〃	211	3.7	165	15	23	19	21	981	34	219	150
12,000 〃	399	3.6	189	17	34	23	75	1,268	18	363	149
16,000 〃	951	3.9	314	26	40	66	45	1,520	22	380	224
20,000 〃	1,249	4.1	371	35	54	83	68	1,701	45	349	221
24,000 〃	1,402	4.3	445	36	82	58	122	2,335	49	545	280
28,000 〃	1,208	4.5	610	64	77	111	206	2,712	67	606	313
32,000 〃	990	4.6	831	43	100	221	214	3,017	85	652	348
36,000 〃	720	4.8	742	62	102	190	177	3,782	158	792	438
40,000 〃	578	4.9	1,019	64	123	368	302	4,330	215	903	479
44,000 〃	443	5.0	1,137	68	140	448	234	4,566	108	893	492
48,000 〃	297	4.9	1,374	74	150	286	473	5,424	349	1,389	623
52,000 〃	240	5.1	1,299	95	126	605	250	6,006	280	1,756	528
56,000 〃	189	5.0	1,192	94	153	607	190	6,465	226	1,740	633
60,000 〃	143	5.2	1,915	130	244	883	427	6,706	353	1,397	684
64,000 〃	109	5.3	998	112	116	120	431	6,001	247	1,057	688
68,000 〃	85	5.1	1,931	108	259	610	462	7,051	76	1,793	649
72,000 〃	57	5.0	1,641	81	45	528	392	6,939	449	1,669	431
76,000 〃	47	5.4	1,813	184	321	736	393	9,648	669	2,352	1,208
80,000 〃	33	5.4	2,144	159	266	859	627	12,769	748	3,383	1,077
80,000円以上	155	5.3	4,319	254	402	2,303	780	11,297	702	2,640	1,212

〔備考〕　1956年1～12月の1ヵ月平均。総理府統計局「家計調査」資料による。

円に達しない。またこれらは被服費についても同様で、特に洋服、和服類に開きが大きい。そしてこれ以外の布地、寝具類などの支出状況や諸雑費についても同じ傾向がみられる。

所有状況　国鉄労働組合「生活実態調査」（前掲）によると、背広の所有については一着が三五％で最も多く、これは基準賃金二万円未満の層に最も多い。二着三四％、三着一五％、四着以上八％、ないものが五％となっている。革靴は二足の四三％が最も多く、一足三四％、三足以上二一％である。また電気洗濯機をもっている世帯は全体の四・一％にすぎず、特に基準賃金一万円～一万九千円未満では二～三％で独立世帯を持つこれらの中堅層に特に少ないことが示されている。この他、カメラを持たないもの七一％、映画をほとんどみないもの三二％、月刊雑誌は月一冊が三三％、買わないもの二二％、この一年間に旅行やハイキングに一回も行かなかったもの三七％、五八％のものがほとんど行っていない、などの状態が明らかにされている。

この他の資料としては、日本労働組合総評議会「低賃金労働者」（前掲）。逓信、電気通信、国鉄など公共企業体労働者についてみたものに総評調査研究所「生活近代化からおきざりにされた労働者生活」（「調研月報」一九五八年第一号）。電気器具所持状況調査として電気工業会「家庭用電気品市場調査」（一九五七年三月、東京都区内一六五六世帯）。および全般的な指標として、経済企画庁「国民生活白書」一九五七年版などがある。

第五章　婦人・年少労働者の状態

第一節　婦人労働者の状態

概況

(一)企業規模別婦人労働者数　労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」によると（第114表）、常用婦人労働者数は一九五七年一二月末現在で、従業五〇〇人以上の企業約五二万人、一〇〇人以上五〇〇人未満六三万人、三〇人以上一〇〇人未満五〇万人、五人以上三〇人未満一〇二万人（この五人以上三〇人未満企業については一九五七年七月から調査）で三〇人未満企業における労働者数が最も多い。これは五人以上企業についての推計値であるから、それ以下の企業における労働者数を考慮すれば、小規模・零細企業の婦人労働者の比重はきわめて大きくなるとみられる(注)。婦人労働者の多い産業は、製造業のうちでは紡織を最高に、食料品、衣服身回品、木材・木製品、化学、ガラス・土石製品、電気機械器具などで、また小企業における婦人労働者数やその比重の大きいものは、紡織、食料品、衣服・身回品、木材・木製品、印刷・出版、ガラス・土石製品、金属製品などである。卸・小売業、金融・保険業も小企業における婦人労働者の比率がきわめて高い。

第114表　女子常用労働者産業別・規模別推計数

（1957年12月末現在・全国，単位　1,000人）

産業別＼規模別	500人以上	499～100人	99～30人	29～5人
総数	520 (502)	627 (593)	494 (477)	1,019
鉱業	17	10	4	3
製造業	374 (365)	451 (427)	322 (309)	532
食料品	1	(2)	—	—
繊維品	10	31	29	64
衣服・身回品	10	3	—	—
木材・木製品	181	196	110	203
家具・装備品	2	16	25	46
紙類・印刷・出版品	1	6	13	41
印刷・出版品	—	2	3	7
化学品	6	14	10	19
石油・石炭製品	7	9	15	22
ゴム製品	34	31	12	11
皮革・皮革製品	1	2	2	3
ガラス・土石製品	19	16	5	3
第一次金属	(2)	2	2	3
金属製品	9	18	21	20
機械器具	14	6	5	6
電気機械器具	1	10	11	23
輸送用機械器具	9	20	11	11
精密機械	42	32	17	11
その他	15	12	6	5
卸・小売業	9	10	7	9
金融・保険業	3	15	17	27
運輸通信その他の公益事業	38	56	70	346
不動産業	25	31	52	90
	65	77	44	41
	4	1	1	4

〔備考〕 1,000人単位で4捨5入。（ ）はそれに満たないため100位未満で4捨5入したもの。ただし総数と製造業の（ ）は1956年12月の数字。労働者種類別には生産労働者と管理・事務および技術労働者別に調査されているが，ここではその総数のみ掲げる。労働省「毎月勤労統計調査」による。

(注)「毎月勤労統計調査」における「常用労働者」とは次のものをさす。(一)期間をきめず、または一ヵ月を越える期間毎に雇われる人、(二)月々または一ヵ月以内の期間を限って雇われていた人のうち、本月と前月にそれぞれ一八日以上雇われたか、また過去六ヵ月間に通算して六〇日以上雇われた人、などで、これ以外のものは「臨時および日雇労働者」となる。この他小企業における労働

第115表　女子常用労働者産業別・規模別賃金および労働時間（1957年10月・全国）

産業別＼規模別	現金給与総額（単位 100円） 計 500人以上	計 499～100人	計 99～30人	計 29～5人	生産労働者 500人以上	生産労働者 499～100人	生産労働者 99～30人	総実労働時間（月間・時） 500人以上	499～100人	99～30人	29～5人
総数	107	88	83	68				183	189	196	220
鉱業	103	78	65	54	98	70	58	188	194	184	200
製造業	95	76	66	61	89	70	63	183	191	200	216
食料品	129	77	64	58	127	70	58	181	191	196	219
紡織	81	67	63	62	79	66	62	186	197	212	229
衣服・身回品	111	63	58	59	111	61	56	177	191	197	215
木材・木製品	82	66	56	51	81	63	53	186	200	187	193
紙・類似品	135	79	58	59	130	69	55	174	183	191	209
印刷・出版	170	120	81	70	159	117	74	185	195	204	223
化学	106	90	75	59	100	80	66	173	174	180	182
ゴム製品	70	75	78	59	68	73	77	190	191	198	207
ガラス・土石製品	101	79	67	55	92	71	64	183	185	190	190
第一次金属	124	98	84	79	113	82	68	187	184	193	198
金属製品	96	89	75	68	89	81	69	187	191	199	212
機械	99	82	83	69	95	72	77	184	187	200	204
電気機械器具	93	82	71	70	86	76	66	181	190	187	201
輸送用機械器具	125	87	22	63	119	78	66	184	192	198	189
卸・小売業	136	93	88	78				188	191	199	234
金融・保険業	162	147	146	94				171	180	189	198
運輸通信その他の公益事業	136	136	128	118				183	181	177	204

〔備考〕　第114表のうち，女子労働者の多い産業について。労働省「毎月勤労統計調査」による。29～5人規模は生産労働者種類別に調査されていない。

者数をみる資料として、たとえば厚生省「医療保障基礎調査」によれば一九五六年一一月一日現在の推計で、従業員四人以下の企業の女子雇用者は総数八五万三千、製造業一六万三千、卸・小売業三九万八千、サービス業二七万九千、その他の産業一万三千。この「雇用者」とは、法人・団体の役員、常雇、二ヵ月以上の臨時雇、一ヵ月以上の日雇を含む。

㈡賃金・労働時間（一九五七年一〇月全国平均、第115表）　賃金は五〇〇人以上企業で平均一万七〇〇円、一〇〇人以上五〇〇人未満八八〇〇円、三〇人以上一〇〇人未満八三〇〇円、五人以上三〇人未満六八〇〇円となっている。一般に小企業ほど低く、五〇〇人以上と三〇人未満企業とでは平均三九〇〇円の差を示し、これに反して労働時間は長くなるという傾向がみられる。小企業における婦人労働者数やその比重の大きい産業について、三〇人未満企業の平均賃金をみると、食料品、衣服・身回品、木材・木製品、ガラス・土石製品などは五千円台、紡織、金属製品などは六千円台、印刷・出版、電気機械器具などは七千円台といった状態である。鉱業、製造業の食料品、衣服・身回品、紙・類似品、印刷・出版、第一次金属、輸送用機械器具、それに卸・小売業などは、賃金の規模別較差が激しい。また三〇人以上の企業では前年に比べて平均額では一〇〇～三〇〇円程度の増加をみせたが、紡織、ゴム製品、金属製品、各種機械器具などではかえって減少し、産業や企業規模別に不均衡な動きを示している。労働時間は小企業ほど長く、三〇人未満企業は五〇〇人以上企業に比べて一ヵ月で平均

三七時間長くなっている。紡織、食料品、衣服・身回品、印刷・出版、金属製品、機械、卸・小売業などはこうした規模別の差が激しく、また他に比べても長時間労働である。そして、賃金や労働時間のこうした傾向からも、五人未満の零細企業における労働条件の劣悪さが推測される。

労働状態　労働省婦人少年局「美容業の女子従業員」によると次のごとくである。これは一九五六年六月、全国四万一三三六の美容院（一九五四年一二月末現在、厚生省調べ）のうちから、その約一%に当る従業員二人以上の美容院四一五（市部三一四、郡部一〇一）を抽出、全女子従業員二三八八名について調査したものである。

㈠雇用状況等　女子従業員のうち雇用者は七六%、業主一四%、家族従業者一一%で、業主・家族従業者の比率が高い。雇用労働者の構成は有資格者五二%、習練生・見習四七%、事務その他一%となっているが、この平均年齢は二〇・七歳、有資格者二二・五歳、習練生二〇歳、見習一七・七歳で一般に低い。また住込あるいは寄宿者が七一・六%と非常に多いのが、特徴的であるが、これは特に見習の者に著しく、美容業見習といっても実質的には多分に家事使用人的性格を持つものであることが指摘されている。これと関連して経済的には、家族と離れ独立して生活しているもの四五%、毎月家から補助金を受けるもの二八%でこれは習練生に多く、家計を補助するもの一二%となっている。

㈡労働条件　就業規則をもつ事業所は六%にすぎない。労働時間を把握するのは困難であるが、営業時間は一般に長く、平時で一日平均一一時間二〇分、年末年始、盆、祭礼など最も忙しい時期が平均一八時間五〇分、この時期に約半数の美容院は二〇時間以上の終夜営業をおこなっている。この営業時間に開閉店前後の準備や後始末時間を加えると勤務時間は平均一一時間四〇分、そしてこれから平均休憩時間六三分を差引いて、実働時間は平均一〇時間三七分と推定されている。また勤務時間は平均で一〇～一三時間未満が最も多く、最長一六時間、見習（年齢一七・七歳）でも一〇～一四時間が最も多く、平均一一時間四二分、最長一九時間である。住込・寄宿者はなかでも長く、八〇%が業主家庭の家事労働もおこなっている。就業時刻は大体午前八～九時、最も早いもの午前六時半、終業時刻午後八時～九時が多数であるが、最も遅いものは午後一一時である。休憩時間はほとんど仕事の合間で一日平均六三分にすぎず、休日は月二回が三分の一以上で最も多いが、実際は住込見習者など家事労働や休日営業に従事させられるもの、半日しか休めぬもの、休日のないもの（三%）などもみられた。賃金（五六年五月分）は、食事なしで平均五二一四円（食事付二三三一円）、有資格者六五七七円（四〇二二円）、習練生二三九二円（九九八円）、見習三七七二円（八八六円）である。低賃金であり、習練生や見習など特にはなはだしい。この賃金の決め方は一般の相場や業者間協定、個々の店の営業成績などによるが、習練生や見習は食事付で小遣程度というのもあり、なかには年期を決め、三～四年の年期があけるとなお一年間お礼奉公をさせる約束をしている業者もあった。初任給は五二%がその規定をもたず、実績は有資格者の経験一年三一六三円、習練生の経験なしが平均一三二一円、最低二〇〇円、見習の経験なし平均一一七二円、最低三〇〇円といった状態である。昇給制度のないものが三〇%、昇給は技術・能率など事業主の恣意的判断によるが、その実績は一年間に有資格者は五〇〇～一〇〇〇円、習練生・見習は一〇〇～五〇〇円が最も多い。この他職場、住宅などの厚生施設もきわめて不十分である。

資料　この他一九五七年において調査、発表されたおもな資料に

第116表　女子・年少者関係労働基準法違反事業場数（実質違反）

項目	定期監督	申告監督
労働時間（女子）	18,563	1,384
労働時間（年少者）	12,399	931
休日（女子）	13,722	774
休日（年少者）	7,939	418
就業制限（有害危険）	396	31
最低年齢	672	39
深夜業（女子）	2,713	337
深夜業（年少者）	1,630	198
坑内労働	44	17

〔備考〕　1957年分。労働省労働基準局調査による。

次のものがある。

労働組合によるものとして、全国蚕糸労働組合連合会「寄宿舎生活問題点調査」――一九五七年一二月、一三八組合調査。暖房の不備、押入不足、掃除区域が広すぎる、洗濯場の不備や寄宿舎の自治などについて現在の問題点を明らかにしている（「福祉対策資料」一九五七年五月中旬号参照）。繊維産業における中小企業労働者の実態は日本労働組合総評議会「低賃金労働者」（前掲）。

労働省婦人少年局の資料としては、「婦人関係資料集報」第九号、「婦人労働統計資料」一九五六年分――ともに一九五六年の諸統計による全般的解説と統計集。「主婦の生活と意見」――一九五六年一一～一二月、東京、藤沢、田富、平磯の各市において約千人を抽出、家庭生活に関して調査。「漁村婦人の生活」――一九五五年八月、千葉県安房郡千倉町平館、富山県氷見市字波、岡山県児島市下津井田ノ浦で抽出した漁業従事世帯五二三を対象に、世帯の状況、婦人の生活と意識など調査。また中央大学第二経済学会「日本の婦人労働」――一九五六年九月、東京都内の製造業、卸・小売業、サービス業など各職業の約四〇〇名、三六事業所について、労働条件、労働者の性格など調査。糸谷浩「学校給食婦の生活状態」――一九五七年一月、北海道O市における三〇名（「北海道労働研究」七二号）。

なお労働基準法の一九五七年における違反状況は第116表のごとくで、労働時間や休日規定、および深夜業禁止規定などの違反が毎年多い。一九五六年七月分から調査様式が件数単位から事業場単位となったため、直接継続して動きをみられないが、これらの違反は前年より増加したとみられる。労働基準法適用事業場数は一一三万三千、このうち一〇人未満事業場数は八八万四千（一九五八年一月現在）、これに対して一九五七年における定期監督実施事業場数は一一万五五〇〇である。

第二節　年少労働者の状態

労働状態　労働省婦人少年局「物品の販売業における年少労働実態調査」によってみよう。

（注）この調査時期は一九五七年五～七月、物品の販売業（労働基準法第八条八号）を営む、労働者数五〇人未満の事業場を対象とし、調査地域は札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、京都、大阪、岡山、松山、福岡の一〇都市。対象一八歳未満年少者は一事業場当り三人を限度とし、この事業場規模別分布は、労働者五人未満二七七事業場（調査対象年少者三〇二人）、五～一〇人未満三九一（五四五人）、一〇～五〇人未満六四〇（一〇六七人）、計一三〇八（一九一四人）。またこのうち一九一四人（住込九九七、通勤九一七）について個人調査を実施。

㈠雇用状況等　調査事業場における年少労働者総数は三一六二人で、労働者総数の一八・五％を占める。小規模企業ほど年少者の占める比率は高く、一〇～五〇人未満で一五・三％、五人未満では四三・八％となっている。年少者のうち男子は六七％、女子は三三％で男子が多く、小規模企業ほどこの傾向が強い。また男子は住込、

女子は通勤が多く、一〇人未満企業では住込六〇・五％、通勤三九・五％で住込が多く、一〇人以上企業では通勤（五三％）がやや多い。これら年少者は離職するものが多く、一九五六年三月～一九五七年二月の一年間に五三八人（二六・三％）が離職し、特に一〇人未満企業では三六・一％に上っている。労働契約に関しては、貯金を強制的に実施させその保管や払戻しなどに制限を設けている企業も相当ある。賃金、労働時間など労働条件をまったく知らないまま就業している年少者が約三〇％あり、解雇措置の法律違反も相当ある。

㈡労働条件　拘束時間は一般に長く、通勤者では九時間以上が三五％を占め、住込では九時間以上六五％、うち一二時間以上が二三％（一四九企業）に上る。小企業ほど住込の拘束時間は極めて長く、五人未満企業では八〇％が拘束九時間以上、三八％が一二時間以上である。休憩については全体の九一％が実施していると答えているが、食事・手持時間をこの中に含めたものも多く、実際はより下回るとみられる。休日は月二回が最も多く、まったく休日のないものが四ヵ所あった。賃金は、通勤で手取平均月四九一八円、四千～六千円未満の層が最も多い。住込は平均三〇七八円、二千～四千円未満層が最も多い。初任給は一〇人未満企業四四七六円（食事付二四一六円）、一〇～五〇人未満五一六九円（二七八八円）で小規模企業ほど低く、昇給は九二％の企業が実施していると答えたが、その七〇％は昇給額を定めておらず、事業主の恣意的判断によるものとみられる。一年間に五〇〇～九〇〇円が最も多い。また住込年少者の寝室については、二畳に三人、六畳に八人という狭い例もみられ、店の板の間、仕事台、廊下に寝るものなどがみられた。なお住込年少労働者の状態については、労働省婦人少年局「工業における住込年少労働者の生活時間」（一九五六年五月調査）を参照。

資料　この他、年少労働に関する資料には次のものがある（一九五七年調査、発表分）。労働省婦人少年局「年少労働統計資料」一九五七年版。同局「年少労働者の年次有給休暇調査」（一九五七年六～七月調査）。同局「年少労働関係調査結果の概要」――戦後一九五六年までに実施した各調査の概要。文部省「定時制課程（夜）生徒の生活実態調査」――一九五六年一一月、全国在学者の一〇分の一を抽出、家庭、労働条件、学習、健康など調査。

長欠児童については、文部省「長期欠席児童調査」一九五六年度版。一九五六年四月～五七年三月の一年間における長期欠席児童数（欠席年間五〇日以上）は小学校一一万〇九二三名、中学校一二万九二八五名、計二四万〇二〇八名。このうち貧困その他家庭の条件によるものが、小学校で二九％、中学校で五一％を占める。なおこれについては日本教職員組合「日本の学校白書」（一九五八年二月）など参照。

人身売買については、労働省婦人少年局「年少者の不当雇用――調査報告（中国・四国編）」。中学校における長期欠席児童のうち親元を離れているもの三八〇名について、家庭の状態や雇用先における労働状態などを調査。毎年各地区ごとに調査しているもので、これは一九五六年度分。また警察庁の資料によると、検挙を通じて把握された一九五七年中における人身売買被害者数は、二〇歳未満男子八三名、女子四四九四名、二〇歳以上男子三〇名、女子一万二〇七五名、総数一万六六八二名（前年一万五五九五名）。被害者の就業先は、男子が農・漁業四一、接客業五、工（鉱）業二八、その他二七、未就業一二、女子は農・漁業一〇六、工（鉱）業四三、その他九八八、未就業三五一となっている。

第四編　農家の状態と農民の生活

第一章　農家と農業従事者

第一節　農　家

一九五五年二月一日現在で農林省の実施した臨時農業基本調査は、一九五〇年と六〇年との中間におこなわれる農業センサスとしての意義をもち、その調査結果は最近における農家と農民の状態を明らかにする上で重要な資料を提供するものである。本年鑑第三〇集では、その第一次集計結果（経営耕地広狭別・専兼業別・自小作別農家数および農作業従事者数等）の概要を記録したが、次にその後の集計結果によって、農家および農民の状態を記述する。利用する資料は農林省農林経済局統計調査部編『昭和三〇年臨時農業基本調査結果第九集、農家調査結果概要2』（一九五八年三月刊）である。なお、特に注意しておかねばならぬことは、本調査は全国の農業集落の五分の一を抽出し、その集落内の全農家を調査して得られた数字を五倍して全国数字を算出しているので、全国数字は悉皆調査の結果ではないということである。したがって、以下に記録する全国統計と、実際の農家数あるいは農業従事者数との間には、多少の誤差はまぬ

第117表　経営組織別農家数と割合（全国）

	自給農業	半商品生産農業	商品生産農業	総数
実数	2,372千戸	1,974千戸	1,697千戸	6,043千戸
割合	39.2%	32.7%	28.1%	100.0%

〔備考〕　農林省統計調査部「昭和30年臨時農業基本調査結果第1集，農家調査結果概要9」(1958年3月刊）による。以下ことわりなければ同様。

別農家数と割合（全国）　　（実数の単位　1,000戸）

商品生産農業													
小計	主穀を生産しないもの			主穀自給的			主穀半商品生産を伴うもの			主穀商品生産を伴うもの			
	複合商業的	単一商業的	その他	複合商業的	単一商業的	その他	複合商業的	単一商業的	その他	主穀単一商品生産	複合商業的	単一商業的	その他
1,697	3	13	0	89	215	11	86	259	181	730	25	75	13
28.1	0.0	0.2	0.0	1.5	3.6	0.2	1.4	4.3	3.0	12.1	0.4	1.2	0.2

第119表　経営耕地広狭別にみた経営組織別農家数（北海道を除く）（単位　1,000戸）

	総数	3反未満	3～5反	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2～2.5町	2.5～3町	3～5町	5町以上	例外規定
総数	5,806	1,268	1,006	1,955	982	376	132	48	28	1	10
自給農業	2,286	1,139	625	448	52	11	4	1	1	0	5
半商品生産農業	1,915	120	348	1,066	305	51	13	5	3	0	3
商品生産農業	1,605	9	34	441	624	313	115	41	24	1	2

第120表　内地・北海道別にみた「商品生産農業」の内容　（単位　1,000戸）

		主穀を生産しないもの	主穀自給的			主穀半商品生産を伴うもの			主穀商品生産を伴うもの			
			複合商業的	単一商業的	その他	複合商業的	単一商業的	その他	主穀単一商品生産	複合商業的	単一商業的	その他
実数	内地	10	64	190	9	80	256	179	707	24	74	13
	北海道	6	25	25	2	4	2	2	24	1	1	0
割合%	内地	0.6	4.0	11.8	0.6	5.0	16.0	11.2	44.0	1.5	4.6	0.8
	北海道	6.5	27.2	27.2	2.2	4.3	2.2	2.2	26.0	1.1	1.1	0.0

〔備考〕　割合は内地および北海道の「商品生産農業」をそれぞれ100.0としたもの。

がれない、ということを考慮せねばならぬ。

経営組織別農家数　まず第117表は、経営組織別に全国農家をみたもので、自給農家（農産物販売総額二万円未満）三九・三%、半商品生産農家（同二～一〇万未満）三二・七%、商品生産農家（同一〇万円以上）二八・一%という結果を示している。このうち、前二者の自給農家、半商品生産農家は明らかに農業だけでは拡大再生産はおろか、単純再生産と生活維持さえ困難なもので、その多くは兼業に依存しているものと推定される。

第118表は、右の半商品生産農業、商品生産農業について、一つの農業部門だけに依存しているか、あるいは二つ以上の農業部門を兼営しているかによって分類したもので（第三次分類）、本表により特に、商品生産

第118表　第3次分類からみた経営組織別農家数

	総数	自給農業					半商品生産農業					
		小計	主穀を生産しないもの	主穀を生産するもの			小計	主穀を生産しないもの		主穀自給的		主穀半商品生産を伴うもの	
				米の配給6ヵ月以上	米の配給6ヵ月未満	米の配給なし		商業的農業を伴うもの	商業的農業を伴わないもの	商業的農業を伴うもの	商業的農業を伴わないもの	商業的農業を伴うもの	商業的農業を伴わないもの
実数	6,043	2,372	116	907	406	943	1,974	8	17	179	696	29	1,047
割合(%)	100.0	39.3	1.9	15.0	6.7	15.6	32.7	0.1	0.3	3.0	11.5	0.5	17.3

農家は主穀生産的かいなか、その農民的商品生産は単一的か複合的か、等に細分して経営組織別の農家数を推計している。表の内容について説明は省略するが、商品生産農家といっても大勢は米作農家であり、自給、半商品、商品生産の三類型を通じて、わが国農家の圧倒的部分は程度の差はあれ、米作と関連をもっていることが知られる。そして他面、米作に依存しない商品生産農業は単一の商業的農業の一部門に専門化する傾向がみられる。

右の経営組織別観察を、さらに経営規模別にみると（ただし北海道を除く）第119表のとおりである。まず自給農家（全農家の三九・四%）の大部分が五反以下の零細な農家であること、半商品生産農家は五反～一町五反の層に集中し、商品生産農家はそれよりやや上層に、すなわち五反～二町までの層に集中していることがわかる。商品生産農家でも五反未満の狭い耕地を経営しているものは、園芸または酪農等を中心とした集約的農業経営であろう。統計表はかかげないが、北海道では商品生産農家の割合が内地より大きく、また半商品生産農家が内地に比べ著しく少ない点が特徴的である。北海道と内地の商品生産農業の内容を比較したものが第120表である。

総合経営規模別農家数　臨時農業基本調査では新しく「総合経営規模」という概念をとりいれて、農家を分類している。この概念は、農家経済規模とでもいうべきもので、「農家毎にその農家の支配している直接所得を生む資産を、平均的な所得を生む力で評価」（前掲資料一七ページ）して、規模を決めたのである。具体的にいうと、耕地、家畜、山林等を、所得をもたらす力で評価して点数で表示したもので、評価基準は約五千円の所得をあげうるものを一点としている。したがって、四九点以下（E_1、E_2、F）は農業のみでは生計維持の困難な階層、五〇～九九点（D_1、D_2）は農業でどうにか生計の維持ができる階層、一〇〇点以上（B、C_1、C_2）は農業のみで生計を維持し多少の余裕のでる階層ということになる。なお、B層は特に富農的なもの、これに対しF層はルンペン的な下層民に相当するという（第121表を見よ）。ただし、この総合経営規模分類では、北海道および内地の農家点在地農村は除いてある。

本表の詳細な説明は省略するが、推定される主要な事項は次のとおりである。

(一)　総合経営規模の点数四九点以下（E_1、E_2、F）の、農業だけでは生計の維持が困難な階層が、全農家の三分の二を占めている。

(二)　五〇～九九点（D_1、D_2）の、農

第121表　総合経営規模別農家数（内地）　（単位　1,000戸）

	総合経営規模別								
	総数	B	C_1	C_2	D_1	D_2	E_1	E_2	F
総数	5,715	6	46	261	485	1,076	2,263	1,449	103
3反未満	1,222	0	1	1	1	3	50	1,075	90
3～5反	987	0	1	1	2	9	595	342	37
5反～1町	1,938	0	4	8	36	404	1,460	22	2
1～1.5町	977	0	4	42	229	549	151	1	0
1.5～2町	375	1	6	101	157	105	4	0	0
2～2.5町	131	1	10	59	56	4	1	0	0
2.5～3町	48	1	9	33	3	1	0	0	—
3町以上	29	3	10	14	1	1	0	—	—
耕地以外の最低規模以上に該当する農家	10	0	0	0	0	0	1	8	1

業だけでどうにか生計の維持できる階層は全体の二七%余である。

㈢　一〇〇点以上（B、C_1、C_2）の、農業で多少の生活の余裕が生ずる階層は全体のわずか五・五%にすぎない。

㈣　以上の諸項と、専兼業別農家割合、商品生産農家割合、主幹労働力の農作業五百日以上農家割合の三者とを併せ考えると、わが国の農村では、農業だけで生活ができる「農家らしい農家」は全体の約三分の一ということができる。

第二節　農家の兼業

兼業の種類　六〇四万三千戸の農家総数（概数）のうち、専業は三四・八%、第一種兼業三七・六%、第二種兼業二七・六%の割合を占めているが、この兼業農家について、その兼業種類別に農家を観察するため作成されたのが次掲の第122表である。

まず総括的にみると、役職員（村長、助役、収入役、農漁業協同組合の常勤理事、県会議員等で収入をえている者）、サラリーマン（事務系・技術系職員、教員等）と自由業者（医師、神官、僧侶等）で全兼業の二一・四%を占めている。自営業（職人、漁業・林業自営等）の兼業が三九%、残りの三九・六%が種々な賃労働兼業である。したがってこの調査結果によれば、自営的な兼業四割に対し、労賃俸給等の収入をうる広義の賃労働兼業が六割に近く、優勢であること、自営業といっても、そのなかには大工、左官業、事実上の勤労者が多く含まれていることを考えると、農家の兼業者の支配的性格は、勤労者的であるといってよいであろう。

サラリーマン等の兼業　第123表は、役職員、サラリーマン、自由業者などのいる兼業農家数を示すものであるが、事務系・技術系職員と教員（いわゆるサラリーマン）が全体の九〇%以上を占め、役職員五・五%、医師等の自由業者五・一%の割合となっている。自由業は第二種兼業が多く、これに対し、役職員は第一種兼業が主である。

自営兼業　他産業自営では、第124表の示すとおり、商業やサービス業などを中心とする店が約五〇%を占め、これに次いで工鉱土建業が約二五%、残りは農水産物加工業と集荷販売業である。一種二種別にみると、商店や製造業は第二種が多く、農水産物の加工販売、集荷販売には一種兼業が多い。第125表は、職人や内職などの兼業農家を示すものであるが、なかでも大工、左官、屋根ふきなどの職人が四〇・五%で最も多く、これに次いで多いのは下請、内職賃仕事に従事するものである。

自営の漁業や林業では、製炭製薪が五五%を越えて最も多く、これらは大部分が家族労働力によって営まれている。漁業自営は二八

第122表　兼業の種類別農家数（総括）　（単位　1,000戸）

		総数	1．役職員，サラリーマン，自由業など	2．自営業（3と4を除く）	3．職人	4．自営の漁業，林業	5．常恒雇的に雇われる賃労働者	6．季節出稼ぎ	7．季節人雇，夫雇日
実数	総数	3,938	841	447	620	467	754	113	696
	一種兼業	2,275	428	159	373	307	390	86	531
	二種兼業	1,663	414	287	247	160	364	27	165

・三%で、やはり他人を雇って経営するものは極少数であるが、第二種兼業が多い(第126表)。

賃労働兼業　次は賃労働兼業についてであるが、ここでは「兼業に従事した者」についての調査結果が示されている(第127～129表)。まず第127表によれば、恒常的に賃労働者として雇われている者のうち、農林漁業関係が一四%、商業とサービス業関係も一四%、残

第123表（兼業農家）役職員，サラリーマン，自由業など

	総数	村長，助役，収入役，農漁協組の常勤理事，県議などで報酬を得ている人	事務職員 技術職員 教員	医師，獣医，神官僧侶など
	千戸	千戸	千戸	千戸
総数	841	46	753	42
一種兼業	428	27	387	13
二種兼業	414	18	366	30
	%	%	%	%
総数	100.0	5.5	89.4	5.1
一種兼業	100.0	6.4	90.5	3.1
二種兼業	100.0	4.5	88.4	7.2

第124表（兼業農家）他産業の自営(職人，内職，漁業，林業以外)

	総数	農産物の加工業，水産物の加工業をいるもの	土建業，鉱業，工業を営んでいるもの	家畜商，農産物の集荷販売業	商店，質屋，旅館，床屋など	運送業
	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
総数	447	50	111	47	207	31
一種兼業	159	25	37	27	55	15
二種兼業	287	25	74	20	152	15
	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	11.3	24.9	10.5	46.4	6.9
一種兼業	100.0	15.8	23.2	17.1	34.4	9.7
二種兼業	100.0	8.9	25.9	6.9	53.1	5.4

第125表（兼業農家）　職人・内職など

	総数	大工，左官，屋根ふきなど職人	問屋，工場の下請，手細工，内職，賃仕事をしている人	行商，仲買をしている人	牛馬車，人力による小運送	賃おり賃びき野かじなどをやる人
	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
総数	620	251	206	79	51	34
一種兼業	373	148	125	39	39	22
二種兼業	247	104	81	40	12	11
	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	40.5	33.1	12.7	8.3	5.4
一種兼業	100.0	39.6	33.5	10.5	10.5	5.9
二種兼業	100.0	41.9	32.6	16.0	4.8	4.6

第126表（兼業農家）　自営の漁業・林業

	総数	販売用の製炭・製薪		きのこ，わらび，うるしなどの林野副産物採取または狩猟	伐木などの森林業	漁業を営んでいるもの	
		補助的以外に人を雇わないもの	人を雇ってやっているもの			家族が主になってやっているもの	雇人が主となってやっているもの
	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸	千戸
総数	467	252	11	14	58	124	8
一種兼業	307	197	8	12	38	49	3
二種兼業	160	55	3	2	20	75	5
	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	53.9	2.3	3.0	12.4	26.6	1.7
一種兼業	100.0	64.2	2.6	3.9	12.3	16.0	0.9
二種兼業	100.0	34.2	1.9	1.3	12.5	47.0	3.1

第127表（賃労働兼業）　雇われ先の種類別，賃労働者として恒常的に雇われる人数

	総数	農業常雇，家事常雇	林業	漁業	商業，サービス業，金融不動産業	雇人4人以下の工，鉱，土建，運輸	雇人5人以上の工，鉱，土建，運輸，公務
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	1,170	33	59	66	164	113	730
一種兼業	554	21	27	15	89	60	338
二種兼業	615	12	32	51	75	53	391
	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	2.8	5.1	6.0	14.1	9.7	62.4
一種兼業	100.0	3.7	4.9	3.4	16.1	10.8	61.0
二種兼業	100.0	2.0	5.3	8.3	12.2	8.6	63.6

第128表（賃労働兼業）　雇われ先の種類別，季節出稼ぎをする人数

	総数	農業	林業	水産業	その他
	千人	千人	千人	千人	千人
総数	190	24	38	34	94
一種兼業	129	18	27	15	69
二種兼業	61	6	11	19	24
	%	%	%	%	%
総数	100.0	12.8	20.0	17.9	49.2
一種兼業	100.0	14.0	20.7	11.6	53.8
二種兼業	100.0	10.4	18.6	31.3	39.7

季節出稼ぎ人は、農林水産業関係の出稼ぎは第二種兼業が多い（第128表）。季節雇・人夫・日雇（第129表）は工鉱業や運輸業関係の経営および公務と公共事業に就労している。経営の規模でみると、雇人四人以下のものは意外に少なく（九・七%）、大部分は五人以上の事業所に雇われていることがわかる。そして、これらには、第一種と第二種の間に大きな差はない。

農林水産業関係の比重が、出稼ぎ人の場合より大きい。とくに農業日雇（実数二七万八千人）は全体の二四%を占め、漁業や林業関係よりも多い。これらの農業日雇はもとより、林業や漁業の日雇は、同じ賃労働兼業といっても、一般に労賃手当は少なく、またそれらの者が属している農家も、概して零細な貧農が多いことも、容易に推定されるところである。

第三節　農業労働

農業労働日数　世帯員のうち、主となって働いている人（主幹労働力）の農作業合計日数別に農家数を表示したものが第130表である。これによると、全国では年間二〇〇～四九九日労働する農家が四四・二%で、これに次ぎ五〇〇日以上労働の農家が三七・四%を占め、一九九日以下は一八%である。普通の農家の主幹労働力一単位は年間二五〇日労働するものとすれば、右の「一九九日以下」階層は主幹労働者一人の労働も農業のみでは完全消化できない農家で

第129表（賃労働兼業）雇われ先の種類別，季節雇，人夫，日雇として雇われる人数

	総数	農業日雇	造林	伐木	炭製薪製	水産業	工事，土木工事，その他の産業	雇われる仕事のきまっていないもの，女中，子守
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
総数	1,151	278	30	156	55	38	507	87
一種兼業	790	191	20	111	40	16	354	57
二種兼業	362	87	9	45	15	22	153	31
	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	100.0	24.2	2.6	13.6	4.8	3.3	44.0	7.6
一種兼業	100.0	24.2	2.6	14.1	5.1	2.0	44.8	7.2
二種兼業	100.0	24.2	2.5	12.4	4.1	6.0	42.3	8.5

第130表
主になって働いている人の農作業合計日数別農家数と割合

		総農家数	主になって働いている人の農作業合計日数別			
			主になって働いている人のいない農家数	199日以下	200～499日	500日以上
実数	全国	千戸 6,043	千戸 23	千戸 1,090	千戸 2,671	千戸 2,259
	北海道	237	0	48	90	99
	内地	5,806	22	1,042	2,581	2,160
割合	全国	% 100.0	% 0.4	% 18.0	% 44.2	% 37.4
	北海道	100.0	0.2	20.3	37.6	41.9
	内地	100.0、	0.4	17.9	44.5	37.2

あり、二〇〇～四九九日の農家は二人の労働力を消化しきれぬ農家であり、五〇〇日以上の階層ではじめて二人以上の労働力を完全消化できる農家ということができる。農林省の前掲調査書は、このことから推論して、わが国の標準的農家は普通二人の主幹労働者をもっているから、全農家数の約三分の二は農業だけでその労働力を使いきれず、農業外の兼業に余剰の労働力をふりむけざるをえない必然性をもっているとのべている。

次に右の関係を規模別にみると第131表のとおりで、主幹労働力の就業日数は経営の大きくなるにしたがって増大しているのは当然のことであるが、五〇〇日以上就業の欄で、二町五反以上層ではむしろ減少傾向に転じているのは、このような上層農家では雇用労働が比較的多く使用されていることの反映であろう。

第131表　耕地規模別，主になって働いている人の農作業合計日数別農家割合（内地）

	総農家数	主になって働いている人の農作業合計日数別			
		主になって働いている人のいない農家数	199日以下	200～499日	500日以上
総数	100.0%	0.4%	17.9%	44.5%	37.2%
3反未満	100.0	0.9	59.2	36.9	3.0
3～5反	100.0	0.5	19.6	65.3	14.6
5反～1町	100.0	0.2	4.0	53.0	42.8
1～1.5町	100.0	0.1	0.8	30.4	68.7
1.5～2町	100.0	0.1	0.5	20.7	78.7
2～2.5町	100.0	0.1	0.6	18.5	80.8
2.5～3町	100.0	0.3	0.7	19.9	79.1
3町以上	100.0	0.4	1.1	24.7	73.8
耕地以外の最低規模以上に該当する農家数	100.0	9.2	54.2	30.5	6.1

雇用労働　先の雇用労働日数についてみたものが第132表で、これによると、雇用労働者を全然入れない農家が全体の約五五%、雇用労働三〇人にみたない農家全体では約八〇%におよび、家族労働に依存するわが国の農業経営の性格を歴然と示している。雇用労働三〇〇人以上を入れる農家は全体の一・五%である。次の第133・134表は、雇用労働の形態別である。これらの統計表によってわかることは、第一に、雇用労働の形態が圧倒的な比重を占めていること、第二に、農業常雇を入れた農家のうち八〇%位は、その常雇のほかに（農繁期などには）

第132表　農家雇用労働日数別農家数と割合

		総農家数	雇用労働日数別（手伝人を含む）					
			なし	29日以下	30～99日	100～199日	200～299日	300日以上
実数	全国	千戸 6,043	千戸 3,319	千戸 1,684	千戸 733	千戸 141	千戸 77	千戸 88
	北海道	237	130	41	36	11	11	8
	内地	5,806	3,189	1,643	697	130	66	80
割合	全国	% 100.0	% 54.9	% 27.9	% 12.1	% 2.3	% 1.3	% 1.5
	北海道	100.0	54.9	17.4	15.2	4.6	4.6	3.3
	内地	100.0	54.9	28.4	12.0	2.2	1.1	1.4

〔備考〕　資料は前掲のものと同じだが，「雇用労働日数」とは，農作業のために常雇，季節雇，日雇および手伝人を入れた延日数をいう。

第133表　農業雇用労働の組合せ別農家数と割合

	総農家数	農業雇用労働の組合せ別				
		計	農業常雇だけを雇った農家数	農業常雇を雇いその他に季節雇か日雇を雇った農家数	季節雇だけか季節雇と日雇とを雇った農家数	日雇だけを雇った農家数
実数	千戸 6,034	千戸 2,179	千戸 37	千戸 101	千戸 87	千戸 1,955
割合	100.0%	36.1%	0.6%	1.7%	1.4%	32.3%

日雇か季節雇を入れているということである。第三に、労賃を支払わない手伝人や労働交換（ゆい、手間替）は全体の四三%以上の農家に普及しており、これは雇用労働とならんで、農家の自家労働を補充する上に重要な役割を果していることがわかる。

最後に、この調査では「学生および旧専門学校以上の卒業者のいる農家数および割合」について報告されているが、これによると学生（高校生、大学生）のいる農家数は実数六〇万八千戸（全農家数の一〇%）、卒業者のいる農家数は一二万九千戸（二・一%）である。

第134表　手伝人・ゆい・手間替をやった農家数

手伝人		ゆい，手間替	
入れた農家数	入れたのべ日数	やった農家数	のべ日数
1,101千戸	13,148人日	1,503千戸	15,793人日
18.2%	入れた1農家当り日数 11.9人日	24.9%	

第二章　農家の経済状態

第一節　農家の現金収支概況

農家経済調査方法の改正　一九一三年以来、農林省の実施してきた全国的な農家経済調査において、一九五七年度より、その調査方法の重要な改正がおこなわれた。改正点の第一は、調

査農家の選定方法である。一九五七年には、一九五五年実施の臨時農業基本調査の結果（本年鑑第三〇集および本集に概要記録）がとりまとめられたので、この調査結果にもとづいて対象農家の選定替えをおこなったものである。すなわち、農区階層別に農業所得を標識として農家を選定するという点では従来と同じであるが、調査農家の上層偏倚を是正し、結果数値の推定を簡易化すること、また、府県別統計の利用を可能にし、さらに階層別・経営形態別比較を可能にすること等を考慮して、次の点を改めた。従来は調査農家を比例抽出農家と配当農家（特定階層より抽出された農家）に区分して各半数ずつ調査したが、今度は比例抽出農家五一〇六戸、配分農家三九四戸とし、結果数値の推計は前者の比例抽出農家のみによる簡易計算方法をとることにした。また従来は、農区内を都市近郊、山村、漁村、純農村に分類し、さらに純農村を田作、田畑作、畑作、果樹作、養蚕、茶園の七地帯に区分し、各地帯から調査町村と農家を選定したため、府県市町村別の分類はなされなかったが、今度は府県別の行政区画に応じて分類集計されるよう改められた。最後に、調査結果の発表について、農区分類を第一次と第二次の二種類にわけ、第一次は都市地域の区分をおこなった以外を、北海道、北方、

第135表　農家経済現金収支（全府県平均農家1戸当り）

（単位　円）

項目＼年月	農業収入					農外事業収入	事業以外の収入		収入合計	農業支出		農外支出	租税公課諸負担	家計支出	支出合計	収支差引
	稲作															
	計	内政府売	麦作	その他	計		計	内労賃給		計	内肥料	支出				
1957年1月	4,859	2,622	104	9,233	14,196	3,067	8,738	6,049	26,001	5,227	1,536	1,054	2,190	17,456	25,977	24
2月	2,528	667	125	7,428	10,081	2,501	6,916	5,084	19,498	4,435	1,217	805	2,327	14,312	21,879	△2,381
3月	3,173	421	312	9,443	12,928	2,764	9,299	6,471	24,991	7,412	2,581	916	3,400	16,945	28,673	△3,682
4月	1,538	56	42	3,993	5,573	3,810	9,367	7,289	18,750	5,010	1,263	1,795	1,822	16,137	24,764	△6,014
5月	1,806	15	59	4,753	6,618	3,681	8,453	7,119	18,752	6,064	1,946	1,439	1,573	13,723	22,799	△4,047
6月	1,592	7	329	7,127	9,048	2,970	9,744	8,519	21,762	6,900	2,531	1,379	1,434	12,014	21,727	35
7月	9,243	7,660	2,332	7,905	19,480	3,138	10,474	8,766	33,092	7,730	2,898	1,343	2,435	14,381	25,889	7,203
8月	4,021	2,553	3,852	8,077	15,950	3,979	9,179	7,611	29,108	5,978	1,978	2,003	1,834	16,172	25,987	3,121
9月	5,216	3,453	1,130	7,248	13,594	4,552	8,383	6,861	26,529	4,865	1,125	1,804	1,420	14,227	22,316	4,213
10月	16,507	14,680	258	9,985	26,750	4,201	10,119	8,257	41,070	5,777	1,554	2,029	1,806	16,366	25,978	15,092
11月	13,506	11,676	141	8,465	22,112	3,733	8,284	6,795	34,129	5,782	1,580	1,584	1,872	15,611	24,849	9,280
12月	19,274	16,058	130	12,071	31,475	5,784	17,976	15,110	55,235	9,259	3,027	2,684	3,515	23,998	39,456	15,779
計	83,263	59,868	8,814	95,728	187,805	44,180	116,932	93,931	348,917	74,489	23,236	18,835	25,628	191,342	310,294	38,623

〔備考〕 1）農林省統計調査部調べ。　2）△はマイナス。　3）1950年7月より「内政府売」は予約前渡金の領収額を含む。

関東、関西、南西の五地方にわけて集計発表する。また第二次は、現行のとおり一一農区にわけて公表する。今回の改正で特に考慮されたのは、経営組織別農家分類をおこない、その結果が利用しうるようにしたことにある。

（注）　なお、同調査改正の要点については、農林省統計調査部編『農林統計調査』第七巻第四号、一九五七年四月号にくわしく報告されている。

農家の収入　第135表は一九五七年一月から一二月にいたる一ヵ年間の、全府県平均一戸当りの、農家経済収入支出の概況を示すものである。まず、農家収入のうち、農業収入をみよう。稲作収入は八万三二六三円で、前年の一〇万三八九九円に比べ二万円以上の減額となっている（前年度の収支概況は本年鑑第三〇集二一七ページに掲載）。麦作も前年に比べ三千円以上の減少となり、けっきょく、農業収入合計は一八万七八〇五円、これを前年の二二万九七一三円に比べると一八％強の減少となっている。農外収入は、合計一六万一一一二円で、うち労賃俸給は九万三九三一円であるから、労賃俸給収入は前年の七万四二二一円に比べ二万円弱の増となり、農外収入全体としては前年比三万八七二三円の増となり、農業収入の減少四万一九〇八円を、全部ではないがカヴァーしている。

以上の農家の総収入は三四万八九一七円で、前年度の三五万二一〇二円に比べると三一八五円の減となった。

農家の支出　農業支出は七万四四八九円（前年は七万八八九三円）、農外支出は一万八八三五円（前年は八八五四円）である。これに租税公課諸負担は二万五六二八円（前年三万〇四八六円）、家計支出は一九万一三四二円（前年一七万九一九〇円）であるから、支出合計で三一万〇二九四円となる。前年度に比べ租税公課諸負担が減り、家計支出はいくぶん増加した。以上の支出総額は三一万〇二九四円で、前年の二九万七五二三円に対し一万二七七一円の増加となっている。増加の主因は農外支出である。

収支差引　農家の収支差引をみると、三万八六二三円の黒字である。これを前年の黒字五万四六七九円に比べると一万六〇五六円（一九・四％）の減である。前述のとおり、本年度より農家経済調査の調査対象と方法が改正されたので、前年度の調査結果と直接比較するのは誤解をひきおこしやすいが、それにしても、農家の経済状態が、余剰金の減少という形で前年に比べ悪化したということは推定して誤りないであろう。この原因は主として、農産物価格、ことに野菜、果実、牛乳、繭などの価格停滞ないし下落（前年比〇・四％の下落）に対し、農業用生産手段の価格が騰貴した（四・〇％上昇）ことによるであろう。

（注）　農林省統計調査部が発刊した『農村経済四季報』第一号、一九五八年五月刊には、農産物価格と農業用資材価格の比較その他農家経済に関する分析がみられるので参照。

第二節　家計費

農家経済調査の結果を利用して、農家の生計費の内容、変動等を地域別・階層別に観察するため農林省の編集刊行している資料に『農家生計費調査報告』があるが、その最新刊（一九五八年四月）により、一九五六年度（一九五六年四月～一九五七年三月）の農家生計費の概要を記すことにする。この調査対象農家は、農家経済調査の対象農家五六八二戸中四九二二戸を採用したもので、調査上の約束はすべて農林省編『農家経済調査解説』に詳述されている。

まず、この調査対象農家（全国一戸当り平均）の世帯員を所得階層別にみると、一五万円未満四・四五人、一五～二〇万円四・九八

層別生計費の比較

（全国・総額・1人当り）

15万円未満の1人当り生計費＝100.0

25～30万円	30～35万円	35～40万円	40～45万円	45～50万円	50～60万円	60～70万円	70万円以上	平均
%	%	%	%	%	%	%	%	%
121.1	126.5	131.0	142.9	148.1	162.7	184.1	188.5	130.1
113.1	114.1	115.2	120.0	123.4	125.6	134.6	136.9	114.8
116.7	118.6	118.4	126.0	129.7	126.6	137.1	135.2	118.1
91.8	87.0	86.6	83.3	81.0	82.8	64.7	80.9	89.7
55.4	58.3	53.1	53.1	51.4	30.3	61.1	41.7	57.1
93.2	87.2	89.8	79.8	82.1	79.9	79.3	78.4	89.1
109.6	110.2	111.0	113.0	121.5	114.7	117.0	127.4	110.5
111.4	108.8	108.0	111.5	114.4	117.3	125.3	122.4	109.6
126.5	127.8	129.8	131.8	145.7	138.4	158.9	162.3	127.2
126.5	134.6	134.6	149.9	158.5	159.8	189.5	192.0	135.1
108.7	115.6	115.9	124.7	133.7	138.3	141.3	161.5	115.7
117.5	117.9	120.5	123.8	127.1	136.8	144.8	149.3	119.7
105.5	104.0	107.8	110.7	112.1	118.6	123.0	122.8	107.2
135.8	139.6	143.4	150.7	150.3	174.3	222.9	225.7	140.5
122.1	121.7	132.9	129.0	133.0	152.1	172.3	172.2	126.1
159.9	189.2	177.2	187.4	205.4	243.1	221.0	280.8	173.1
106.8	106.6	111.9	113.5	116.7	113.9	123.3	110.0	109.4
162.2	174.2	197.8	222.6	240.3	270.7	311.2	321.4	185.5
144.9	157.6	167.3	183.7	182.7	226.1	236.1	238.2	159.4
88.4	83.3	80.9	83.3	87.3	88.4	89.5	86.3	87.4
93.5	89.5	91.2	88.9	92.2	89.8	92.5	98.8	91.7
86.6	86.6	82.9	79.3	79.3	98.8	97.6	86.6	86.6
117.2	123.2	116.8	132.0	131.6	136.4	170.9	175.3	121.3
155.3	169.2	171.6	201.2	224.6	279.3	311.5	337.8	178.8
118.6	115.7	122.4	149.8	139.1	166.7	161.2	199.0	126.2
105.4	119.8	114.8	126.4	124.8	144.3	143.2	152.3	115.7
142.7	167.0	176.6	204.6	224.9	241.4	237.1	252.5	169.2
104.1	107.2	112.4	123.7	121.6	158.8	154.6	185.6	112.4
130.6	175.4	176.6	230.0	213.7	262.5	325.5	363.0	173.8
139.1	143.5	162.9	162.8	180.8	204.1	207.4	211.3	149.7
130.0	140.6	149.2	167.3	182.9	211.6	228.0	277.0	149.0
161.9	198.9	207.7	215.5	290.1	301.7	332.0	372.9	198.9
139.6	152.8	163.5	182.1	190.4	214.5	257.0	294.2	157.8
269.7	329.6	454.0	625.9	620.2	1,008.6	1,590.1	1,299.4	452.6

人、二〇～二五万円五・七一人、二五～三〇万円五・九四人、三〇～三五万円六・四八人、三五～四〇万円六・八六人、四〇～四五万円七・〇七人、四五～五〇万円七・一三人、五〇～六〇万円七・四二人、六〇～七〇万円七・五九人、七〇万円以上八・三五人で、世帯員数は所得額にほぼ正比例している。また、自家農業従事者数もほぼ所得額に正比例していることも、同報告によって知られる。これらの農家の経営耕地面積は平均一戸当り一町一反七畝、農業従事者二・七六人、その農家所得は三三万一四八五円である（第136表の所得階層別にみた農家経済の概要を参照）。農業所得は家計支出を大きく下回り、農外所得と合わせて一家の家計を支えていることが知られる。

階層別にみると、農家の可処分所得も家計費も高額所得層ほど大きくなっている。しかし階層別にみた所得の増加割合は家計費の増加割合を、高額所得層ほどより大きく上回っている（第136表右欄の一五万円未満を一〇〇とした各階層の可処分所得と家計費の指数をみよ。すなわちこれによると、七〇万円以上の可処分所得指数は三七五に

対し、家計費指数は一八八にとどまっている)。なおまた、一人当り家計費と所得は、四〇万円以上の所得階層になると急に増大していることにも注意されたい。

第137表　所得階

費目別 ＼ 可処分所得階層別	1人当り生計費(実数) 15万円未満	70万円以上	15～20万円	20～25万円
	円	円	%	%
生計費総額	39,126	73,757	104.4	108.4
飲食費総額	21,142	28,939	103.6	104.5
穀類 米	9,252	12,505	105.2	107.2
穀類 麦	2,016	1,631	105.0	95.5
穀類 雑穀	175	93	66.3	57.7
穀類 豆類	588	461	104.3	87.4
穀類 野菜および漬物	354	451	102.0	102.5
穀類 海草および乾物	1,510	1,848	104.5	99.9
穀類 魚介	151	245	109.9	113.2
穀類 肉・卵・乳類	1,173	2,252	104.6	116.2
穀類 加工食品	1,075	1,736	95.8	96.4
穀類 調味料および油脂類	487	727	105.8	109.7
嗜好品 酒	2,162	2,654	98.1	100.0
嗜好品 茶，菓子，果物，清涼飲料	724	1,634	103.2	114.1
嗜好品 共同炊事・外食・学校給食	1,308	2,253	105.4	110.9
煙草	167	469	115.6	131.7
被服費 衣料	944	1,038	101.5	107.4
被服費 履物および装身具	2,508	8,061	116.4	132.3
家計光熱費 電気代	510	1,215	112.0	123.5
家計光熱費 薪炭代	612	528	94.0	87.3
家計光熱費 その他の光熱費	1,983	1,960	88.9	89.3
住居費 借地，借家料，住宅維持修繕	82	71	92.7	75.6
住居費 家具，什器，諸設備	3,208	5,624	100.3	102.7
住居費 サービス料	1,209	4,084	126.0	127.5
保健費 物的費	606	1,206	100.8	105.3
保健費	1,055	1,612	92.8	100.5
生活費 交通費	461	1,164	116.7	127.8
生活費 通信費	97	180	89.7	84.5
交通費 教育費	905	3,285	112.6	98.9
学校費 教養娯楽費	1,017	2,149	107.5	121.5
修養費 贈答費	1,652	4,576	100.5	118.9
交際費 来客費	181	675	107.7	149.7
交際費 諸会費	498	1,465	105.2	117.3
家計雑費	456	5,925	141.2	187.7
臨時費				

〔備考〕　農林省『昭和31年度農家生計費調査報告』(1958年4月刊)による。

第137表は所得階層別に農家の生計費を比較して表示したものである。一人当り家計費は、最下層三万九一二六円から最上層七万三七五七円と約二倍の開きがあるが、最下層の農家の世帯員一人は月三千円強で生活していることを示し、最上層で六千円程度を支出していることを物語っている。

費目別に詳細な説明を加えることは省略するが、特徴的な点をあげると次のとおりである。

㈠　麦、雑穀、いも、電気代、薪炭代等は所得階層が上昇すれば一人当り支出額は減少しているのに対し、他の費目はすべて増加している。㈡　とくにその増加の著しいものは、魚介、酒、茶、菓子、果物、衣料、家具、サービス料、保健衛生費、交通費、教育費、修養娯楽費、交際費、臨時費等で、これは、実質的に生活内容が下層に比べ相対的に高度化していることを示すものであろう。生活に絶対必要な費目(食糧、住宅等)については、上下層間の開きはそれほどでなく、右に

あげた「文化的」支出費目について両層間の開きが大きいことは、この家計費内容の顕著な特徴である。

なお、右の『昭和三一年度農家生計費調査報告』一九ページ以下

第136表　所得階層別にみた農家経済の概要（全国）（1956年度，総額，1戸当り平均）

科目別 / 可処分所得階層別	世帯人員	農家従事者	経営耕地面積	農家所得	農業所得	可処分所得	家族家計費	農家所得に対する農業所得の割合	可処分所得に対する家族家計費の割合	世帯員1人当り 実額 可処分所得	実額 家族家計費	15万円未満を100とした指数 可処分所得	15万円未満を100とした指数 家族家計費
	人	人	反	円	円	円	円	%	%	円	円	%	%
15万円未満	4.45	2.01	9.3	118,221	79,023	119,477	173,024	66.8	144.8	26,846	38,878	132.1	104.6
15～20	4.98	2.21	7.9	176,300	117,601	176,579	202,597	66.7	114.7	35,457	40,681	147.5	108.5
20～25	5.71	2.51	8.6	227,514	152,363	226,309	241,055	67.0	106.5	39,604	42,185	172.8	120.9
25～30	5.94	2.62	10.2	280,266	190,893	276,057	279,693	68.1	101.3	46,378	46,988	186.1	126.4
30～35	6.48	2.80	12.0	330,978	225,262	324,437	319,015	68.1	98.3	49,963	49,128	203.2	131.2
35～40	6.86	3.05	12.4	381,042	261,937	374,112	349,893	68.7	93.5	54,546	51,014	223.4	142.8
40～45	7.07	3.21	13.9	435,045	293,781	424,162	392,684	67.5	92.6	59,977	55,526	246.9	147.7
45～50	7.13	3.37	15.9	493,786	352,596	473,511	410,194	71.4	86.6	66,292	57,427	273.0	162.7
50～60	7.42	4.33	15.5	559,637	377,530	543,632	469,272	67.5	86.3	73,282	63,258	317.9	183.8
60～70	7.59	3.62	20.4	663,676	484,114	646,506	541,303	72.9	83.7	85,339	71,452	374.7	187.5
70万円以上	8.35	3.79	24.1	890,552	563,382	839,706	608,608	64.7	72.5	100,597	72,911	195.8	130.1
平均	6.18	2.76	11.7	331,485	225,872	324,881	312,599	68.1	96.2	52,566	50,579		

〔備考〕　農林省『昭和31年度農家生計費調査報告』（1958年4月刊）による。

において、同報告は農家生計費を材料にしてエンゲル法則について検討を加え、また「農家消費支出の費目別限界消費性向と所得弾力性の検討」をもおこなっている。

第三章　農家の租税公課諸負担

一九五六年四月より一九五七年三月にいたる一ヵ年間における農家の租税公課諸負担について、農林省『農家租税公課諸負担調査報告』（一九五八年一月刊）により、その大要を記述しよう。この調査の対象農家は五六八二戸で、全国一一農区より抽出されたものである。

概況　まず全国平均一戸当りの農家経済と租税公課諸負担を示す第138・139表をみると、農家総所得三三万六五二〇円に対し、国税、地方税および公課諸負担は三万一一八〇円、これに対し家計費は三二万〇二七二円で農家経済収支は赤字一万四九三二円となっている。負担率を前年に比較すると、今年は九・三%で前年の八・九%よりやや重くなっている。税の種目別にみると、道府県税と市町村税の負担率が前年の三・八%から四・四%と大きくなり、公課諸負担も三・六%から三・八%に高まっている。国税だけは一・五%から一・

一%へと負担率は軽くなった。

経営形態別比較　次に経営形態別に右の関係をみると、第140・141表のとおりである。前年度は、畑作、蔬菜作、養蚕経営を除いては黒字を記録した経済収支も、この年度は米

第138表　平均規模農家の農家経済と租税公課諸負担（全国平均1戸当り）

種目	総額	内現金（含減価償却費）
農業収入	359,790円	243,556円
農業必要経費	127,508	123,237
差引農業所得	232,282	120,319
農外収入	113,595	104,917
農外支出	9,357	8,705
差引農外所得	104,238	96,212
農家総所得	336,520	219,449
税引所得	305,340	188,269
家計費	320,272	201,001
農家経済余剰または不足	△ 14,932	△ 12,732

〔備考〕　農林省『昭和31年度農家租税公課諸負担調査報告』(1958年1月刊）による。以下の諸表も断りなければ同じ資料による。

第139表　平均規模農家の農家経済と租税公課諸負担（全国平均1戸当り）

種目		負担額	農家総所得に対する負担割合	農家現金総所得に対する負担割合
租税公課諸負担	国税	3,737円	1.1%	1.7%
	道府県税	746	0.2	0.3
	市町村税	13,985	4.2	6.4
	租税負担	18,468	5.5	8.4
	公課諸負担	12,712	3.8	5.8
	計	31,180	9.3	14.2

第140表　農業経営形態別にみた農家経済と租税公課諸負担

項目＼経営形態別	米一毛作	米麦二毛作	畑作	蔬菜作	果樹作	養蚕
	反	反	反	反	反	反
経営耕地面積	12.3	8.4	9.2	10.3	10.8	11.0
	円	円	円	円	円	円
農業収入	387,354	342,269	288,310	484,983	525,158	387,680
農業必要経費	106,360	112,992	114,589	176,356	220,514	142,084
農業所得	280,994	229,277	173,721	308,627	304,644	245,596
農外所得	107,607	110,041	102,552	88,930	94,106	90,436
農家総所得	388,601	339,318	276,273	397,557	398,750	336,032
租税公課諸負担 国税	5,294	4,841	2,410	5,499	5,095	4,047
道府県税	779	710	577	1,248	1,196	599
市町村税	17,361	14,266	8,938	14,645	14,388	14,792
租税負担	23,434	19,817	11,925	21,392	20,679	19,438
公課諸負担	16,873	12,707	8,908	11,277	12,874	11,839
計	40,307	32,524	20,833	32,669	33,553	31,277
家計費	347,496	311,639	276,755	372,038	364,722	330,845
農家経済余剰または不足	798	△ 4,845	△21,315	△ 7,150	△ 475	△26,090
	%	%	%	%	%	%
農家所得に対する租税公課諸負担率 国税	1.4	1.4	0.9	1.4	1.3	1.2
道府県税	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
市町村税	4.5	4.2	3.2	3.7	3.6	4.4
租税負担	6.1	5.8	4.3	5.4	5.2	5.8
公課諸負担	4.3	3.8	3.2	2.8	3.2	3.5
計	10.4	9.6	7.5	8.2	8.4	9.3
	円	円	円	円	円	円
反当試算 農業所得	23,333	27,295	18,883	29,964	28,208	22,327
租税	1,905	2,359	1,296	2,077	1,915	1,767
公課負担	1,372	1,513	968	1,095	1,192	1,076
租税公課諸負担	3,277	3,872	2,264	3,172	3,107	2,843
1人当り家計費	56,138	52,820	45,822	57,237	59,889	49,380

第141表　農業経営形態別にみた国税，地方税および公課諸負担

項目＼経営形態別	米一毛作	米麦二毛作	畑作	蔬菜作	果樹作	養蚕
	円	円	円	円	円	円
実額 国税	5,294	4,841	2,410	5,499	5,095	4,047
実額 地方税	18,140	14,976	9,515	15,893	15,584	15,391
実額 租税計	23,434	19,817	11,925	21,392	20,679	19,438
	%	%	%	%	%	%
構成比 国税	22.6	24.4	20.2	25.7	24.6	20.8
構成比 地方税	77.4	75.6	79.8	74.3	75.4	79.2
構成比 租税計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	円	円	円	円	円	円
実額 租税	23,434	19,817	11,925	21,392	20,679	19,438
実額 公課諸負担	16,873	12,707	8,908	11,277	12,874	11,839
実額 租税公課諸負担	40,307	32,524	20,833	32,669	33,553	31,277
	%	%	%	%	%	%
構成比 租税	58.1	60.9	57.2	65.5	61.6	62.1
構成比 公課諸負担	41.9	39.1	42.8	34.5	38.4	37.9
構成比 租税公課諸負担	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	円	円	円	円	円	円
実額 人税	13,316	10,604	5,694	7,661	10,743	8,454
実額 物税	10,118	9,213	6,231	13,731	9,936	10,984
実額 計	23,434	19,817	11,925	21,392	20,679	19,438
	%	%	%	%	%	%
構成比 人税	56.8	53.5	47.7	35.8	51.9	43.5
構成比 物税	43.2	46.5	52.3	64.2	48.1	56.5
構成比 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

一毛作を除きすべて赤字となった。所得と租税公課諸負担の関係をみると、果樹作では前年度より農業所得が八九・八%に低下したが、租税公課諸負担は一〇〇・九%と増加している。ところが、農業所得の減少した米一毛作、米麦二毛作では、その減少率よりも租税等の減少率が少なく、逆に農業所得の増加した畑作、養蚕、蔬菜作ではその増加率よりも租税等の増加率が増大している。要するに、農業所得の増減率と租税公課諸負担の増減率との間にギャップが著しくなり、農家経済に不利な結果をひきおこしたのである。

所得階層別比較　第142表は右の関係を所得階層別に比較してみたものであるが、農家経済が赤字となる経営形態においても総所得四〇万円以上の農家は黒字を示している。ところが、総所得四〇万円以下の農家は調査総戸数の七一・五%に達しているのに、総収入で総支出をまかないうる農家は総農家の三〇%以下であると推定される。また農家総所得に対する租税公課諸負担の負担率をみると、一〇万円未満階層農家の一八・一%を最高に、一五～二〇万円層の八・三%が最低、上下の両階層が高く中間層が低いという結果になる。種目別にみると、国税を除いて、地方税と公課諸負担は、いずれも所得階層別に逆進的負担率を示し、貧しい農家ほど相対的には重い負担を負わされているということが明らかである。

最後に主要税目別の年度末滞納状況を第143表で示した。租税賦課農家に対する滞納戸数の割合をみると、国税八・一%、道府県税一〇・五%、市町村税二〇・〇%で、特に市町村税の滞納割合が高い。前年度に比較すれば、全般的に滞納戸数割合は減少している。しかし、前掲の報告書によれば「地方税の滞納戸数の割合の低下は……担税所得の減少、賦課額の増加などからして、地方財政の窮迫、町村合併、地方財政再建措置等による滞納整理の強行にもとづくものと考えられる」（同報告書二八ページ）。

第142表　農家所得階層別にみた農家経済と租税公課諸負担

種目＼所得階層別	10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～70万円	70万円以上	平均	△農家
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
調査戸数割合	2.3	6.6	10.6	13.8	13.6	24.2	14.5	11.0	3.2	100.0	0.2
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
農業収入	130,143	172,105	199,630	240,923	299,035	370,374	457,260	604,219	850,513	359,790	268,946
農業必要経費	82,466	84,077	81,017	91.634	108,008	130,798	151,115	196,255	264,990	127,508	273,078
農業所得	47,677	88,028	118,613	149,289	191,027	239,576	306,145	407,964	585,523	232,282	△ 4,132
農外所得	24,439	40,616	57,973	76,800	84,214	107,817	137,862	167,121	260,897	104,238	△83,032
農家総所得	72,116	128,644	176,586	226,089	275,241	347,393	444,007	575,085	846,420	336,520	△87,164
国税	—	133	399	1,193	1,225	1,979	5,160	12,147	24,461	3,737	9
道府県税	360	377	306	420	519	671	1,009	1,546	2,196	746	1,043
市町村税	6,553	6,588	7,345	9,433	11,438	14,270	18,202	23,744	31,709	13,985	21,175
租税小計	6,913	7,098	8,050	11,046	13,182	16,920	24,371	37,437	58,366	18,468	22,227
公課諸負担	6,149	5,647	6,692	8,324	10,593	13,428	17,009	21,045	26,072	12,712	15,829
計	13,062	12,745	14,742	19,370	23,775	30,348	41,380	58,432	84,438	31,180	38,056
家計費	169,303	182,583	212,593	251,842	285,134	330,487	391,517	471,985	591,950	320,272	267,875
農家経済余剰または不足	△110,249	△66,684	△50,749	△45,123	△33,668	△13,442	11,110	44,618	170,032	△14,932	△393,095
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家所得に対する諸負担率 国税	—	0.1	0.2	0.5	0.4	0.6	1.1	2.1	2.9	1.1	0.0
道府県税	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	1.2
市町村税	9.1	5.1	4.1	4.2	4.2	4.1	4.2	4.2	3.7	4.1	24.3
租税小計	9.6	5.5	4.5	4.9	4.8	4.9	5.5	6.5	6.9	5.4	25.5
公課諸負担	8.5	4.4	3.8	3.7	3.8	3.8	3.8	3.7	3.1	3.8	18.2
計	18.1	9.9	8.3	8.6	8.6	8.7	9.3	10.2	10.0	9.2	43.7
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
反当計算 農業所得	4,584	10,480	14,465	16,405	19,103	19,965	22,025	23,180	26,983	19,520	—
租税負担	665	845	982	1,214	1,318	1,419	1,753	2,127	2,690	1,552	591
公課諸負担	591	672	816	916	1,059	1,119	1,224	1,196	1,201	1,068	421
租税公課負担	1,256	1,517	1,798	2,130	1,378	2,529	2,977	3,323	3,891	2,620	1,012
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
農家所得に対する家計費充足率	42.6	70.5	83.1	89.7	96.5	105.1	113.4	121.8	143.0	105.1	—
農業所得による家計費充足率	28.2	48.2	55.8	59.3	67.0	72.5	78.2	86.4	98.9	72.5	—

第143表 農家の主要税目年度末滞納額

種目＼所得階層別	10万円未満	10～15万円	15～20万円	20～25万円	25～30万円	30～40万円	40～50万円	50～70万円	70万円以上	平均	△農家
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
国税	—	1	98	45	39	183	210	782	2,688	270	—
申告所得税	—	1	63	45	13	162	210	607	2,415	229	—
道府県税	79	46	44	38	29	45	42	37	122	44	614
事業税	—	—	4	1	—	—	—	4	—	1	—
市町村税	2,553	1,698	1,602	1,236	1,014	996	1,113	735	1,361	1,198	15,101
市町村民税	257	111	163	163	167	200	245	197	444	200	3,147
固定資産税	1,727	1,195	1,068	830	641	599	602	412	785	750	9,690
租税計	2,632	1,745	1,744	1,319	1,082	1,224	1,365	1,554	4,171	1,512	15,715
滞納総計	2,988	2,062	2,028	1,580	1,268	1,436	1,708	1,960	4,948	1,804	16,290